

**【表紙】**

|                   |                                |
|-------------------|--------------------------------|
| <b>【提出書類】</b>     | 有価証券報告書                        |
| <b>【提出先】</b>      | 関東財務局長殿                        |
| <b>【提出日】</b>      | 2019年11月20日提出                  |
| <b>【計算期間】</b>     | 第18期(自 2018年8月30日至 2019年8月29日) |
| <b>【ファンド名】</b>    | マイストーリー・株75（確定拠出年金向け）          |
| <b>【発行者名】</b>     | 野村アセットマネジメント株式会社               |
| <b>【代表者の役職氏名】</b> | C E O兼代表取締役社長 中川 順子            |
| <b>【本店の所在の場所】</b> | 東京都中央区日本橋一丁目12番1号              |
| <b>【事務連絡者氏名】</b>  | 松井 秀仁                          |
| <b>【連絡場所】</b>     | 東京都中央区日本橋一丁目12番1号              |
| <b>【電話番号】</b>     | 03-3241-9511                   |
| <b>【縦覧に供する場所】</b> | 該当事項はありません。                    |

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （１）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、「確定拠出年金法」に基づいて、個人又は事業主が拠出した資金を運用するためのファンドです。

[1] 安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目的として中長期的に安定運用を行ないます。

[2] 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーが行なう投資信託証券の評価等による助言に基づき、定性評価・定量評価等を勘案し、運用において優れていると判断した投資信託証券に分散投資を行なうことを基本とします。

運用にあたっては、ファンドの評価を専門的に行なっている「野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー」の助言に基づき、世界の中から選んだ複数の運用会社の優れていると判断したファンドに分散投資を行ないます。

ファンドは、多数の投資信託証券（ファンド）へ投資することで、「資産の分散」、「運用スタイルの分散」、「運用者の分散」という３段階でリスク分散を図ります。

ファンドにおいて、資産の分散とは、国内株式、外国株式、国内債券および外国債券などの資産クラスの分散をいい、運用スタイルの分散とは、例えば、株式投資におけるグロース、バリュー等の投資戦略の分散をいい、運用者の分散とは運用会社もしくは運用担当者の分散をいいます。

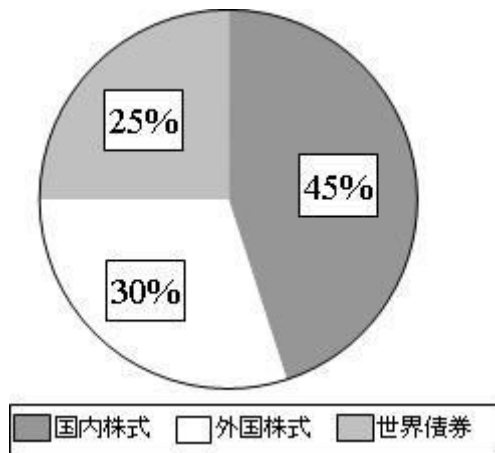
## ■ リスク分散のイメージ図 ■



上記は、リスク分散について分かり易く説明するためのイメージ図であり、ファンドにおける比率を表示しているものではありません。

[ 3 ] 資産クラス別の基準配分比率を原則として維持することを意識した運用を行ないます。

投資信託証券への投資を通じて、ファンドが維持することを基本とする各資産クラスへの実質的な投資比率（ファンドが投資する投資信託証券が実質的に保有する各資産クラスを勘案します。）は、国内株式45%程度、外国株式30%程度および世界債券25%程度としています。このファンドが維持することを基本とする各資産クラスへの実質的な投資比率を、ファンドにおいて基準配分比率（純資産に対する比率）といいます。



(注) 上記の円グラフは、ファンドが投資対象とする投資信託証券および当該投資信託証券への投資を通じて実質的に投資することを意識するファンドにおける資産クラス別の基準配分比率(純資産に対する比率)をイメージ化したものです。

ファンドが投資する投資信託証券で、世界の株式または世界の債券に実質的に投資する投資信託証券については、実質的な外貨建資産は為替ヘッジを行なうことを基本とするもの、または実質的な外貨建資産の通貨配分の如何に関わらず、原則として当該投資信託証券または当該投資信託証券が組入れるマザーファ

ンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円での為替ヘッジを行なうことを基本とするもの、もしくはこれらに類するものに限定しています。また、図中の世界債券は、「国内債券および外国債券」の資産クラスを示しており、国内債券が含まれています。

なお、将来的に、長期的な資産クラス間のリターン・リスク関係の変化に基づき、国内株式と外国株式の比率を見直すことがあります。

ファンドが主要投資対象とする投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）は、ファミリーファンド方式 で運用するもの、直接有価証券等に投資するものがあります。

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみです。

指定投資信託証券の名称については、後述の「2 投資方針 (2)投資対象」をご覧ください。

指定投資信託証券の名称について「(適格機関投資家専用)」の部分を省略して記載する場合があります。

■ 信託金の限度額 ■

受益権の信託金限度額は、5,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

< 商品分類 >

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(マイストーリー・株75（確定拠出年金向け）)

《商品分類表》

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) |
|---------|--------|-------------------|
|---------|--------|-------------------|

|     |     |              |
|-----|-----|--------------|
| 単位型 | 国 内 | 株 式          |
|     | 海 外 | 債 券          |
|     | 内 外 | 不動産投信        |
| 追加型 |     | その他資産<br>( ) |
|     |     | 資産複合         |

《属性区分表》

| 投資対象資産                                                | 決算頻度         | 投資対象地域           | 投資形態         | 為替ヘッジ         |
|-------------------------------------------------------|--------------|------------------|--------------|---------------|
| 株式                                                    | 年1回          | グローバル<br>(日本を含む) |              |               |
| 一般                                                    |              |                  |              |               |
| 大型株                                                   | 年2回          | 日本               |              |               |
| 中小型株                                                  | 年4回          | 北米               | ファミリーファンド    | あり<br>(フルヘッジ) |
| 債券                                                    |              |                  |              |               |
| 一般                                                    | 年6回<br>(隔月)  | 欧州               |              |               |
| 公債                                                    |              | アジア              |              |               |
| 社債                                                    | 年12回<br>(毎月) | オセアニア            |              |               |
| その他債券<br>クレジット属性<br>( )                               | 日々           | 中南米              |              |               |
| 不動産投信                                                 | その他<br>( )   | アフリカ             | ファンド・オブ・ファンズ | なし            |
| その他資産<br>(投資信託証券<br>(資産複合<br>(株式、債券)<br>資産配分<br>固定型)) |              | 中近東<br>(中東)      |              |               |
|                                                       |              | エマージング           |              |               |
| 資産複合<br>( )                                           |              |                  |              |               |
| 資産配分固定型                                               |              |                  |              |               |
| 資産配分変更型                                               |              |                  |              |               |

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(資産複合)とが異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（2013年2月21日現在）

< 商品分類表定義 >

[ 単位型投信・追加型投信の区分 ]

- (1)単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2)追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[ 投資対象地域による区分 ]

- (1)国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[ 投資対象資産による区分 ]

- (1)株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

(5)資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を  
実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[ 独立した区分 ]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[ 補足分類 ]

- (1)インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分表定義 >

[ 投資対象資産による属性区分 ]

株式

- (1)一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合

わせている資産を列挙するものとする。

〔 決算頻度による属性区分 〕

- (1)年 1 回...目論見書又は投資信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年 2 回...目論見書又は投資信託約款において、年 2 回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年 4 回...目論見書又は投資信託約款において、年 4 回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年 6 回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年 6 回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他...上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

〔 投資対象地域による属性区分(重複使用可能) 〕

- (1)グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

〔 投資形態による属性区分 〕

- (1)ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

〔 為替ヘッジによる属性区分 〕

- (1)為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替の

ヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

〔インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分〕

(1)日経225

(2)TOPIX

(3)その他の指数...上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

〔特殊型〕

(1)ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

(2)条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

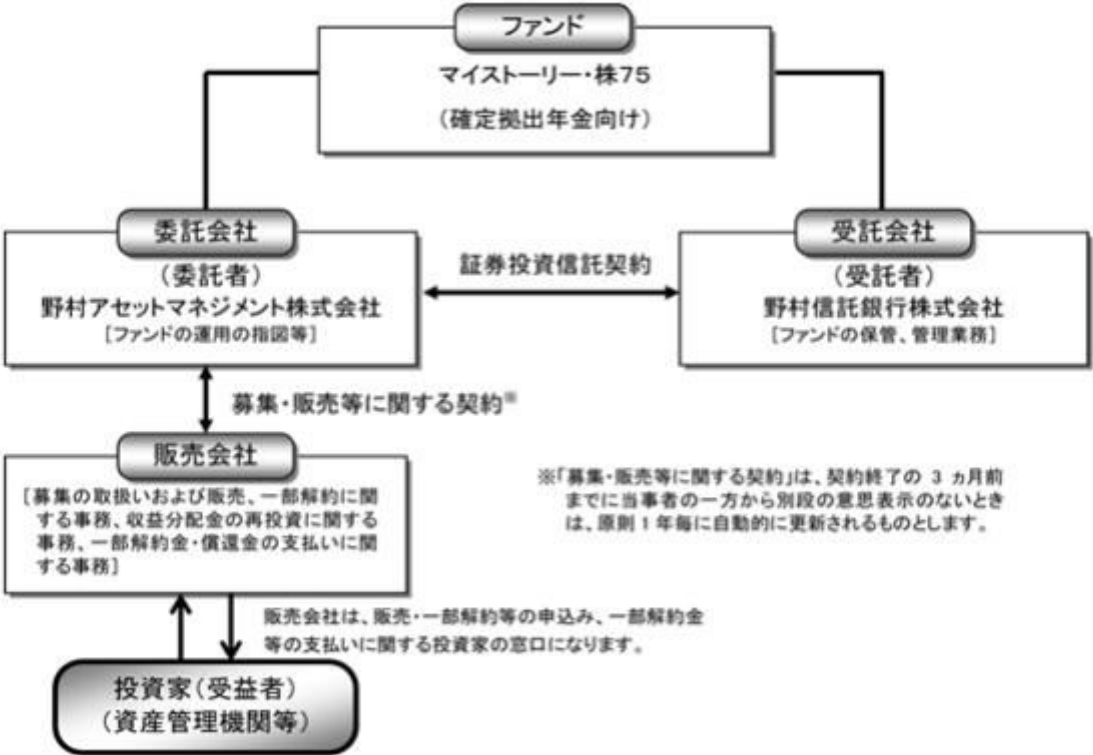
(3)ロング・ショート型/絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

(4)その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

( 2 ) 【ファンドの沿革】

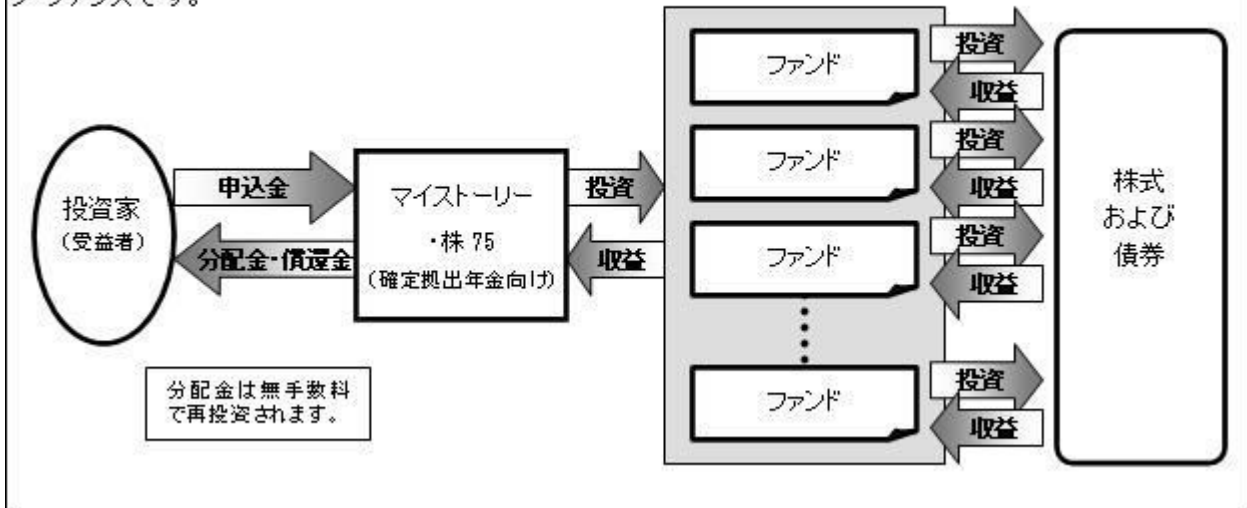
2001年11月22日                      信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

( 3 ) 【ファンドの仕組み】



■ ファンド・オブ・ファンズについて ■

ファンドは複数の投資信託(ファンド)への投資を通じて、実質的に株式および債券に投資を行なう、ファンド・オブ・ファンズです。



各ファンド・オブ・ファンズが主要投資対象とする各証券投資信託の運用の方針等については、「第1 ファンドの状況 2 投資方針 (参考)指定投資信託証券について」をご参照ください。

#### ■ 委託会社の概況(2019年10月末現在) ■

##### ・名称

野村アセットマネジメント株式会社

##### ・本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番 1 号

##### ・資本金の額

17,180百万円

##### ・会社の沿革

1959年12月 1 日

野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月 1 日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月 1 日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

##### ・大株主の状況

| 名称             | 住所               | 所有株式数      | 比率   |
|----------------|------------------|------------|------|
| 野村ホールディングス株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 | 5,150,693株 | 100% |

## 2【投資方針】

### （１）【投資方針】

[1] 主として、国内の株式を実質的な主要投資対象とする投資信託証券、世界の株式を実質的な主要投資対象とする投資信託証券、国内の債券を実質的な主要投資対象とする投資信託証券および世界の債券を実質的な主要投資対象とする投資信託証券に投資します。

[2] 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社（「NFR&T」という場合があります。）が行なう投資信託証券の評価等による助言に基づき、定性評価・定量評価等を勘案し、運用において優れていると判断した投資信託証券に分散投資を行ないます。

投資信託証券への投資にあたっては、指定投資信託証券の中から、定性評価、定量評価等を勘案して選択した投資信託証券に分散投資を行なうことを基本とします。なお、組入投資信託証券については適宜見直しを行ないます。

[3] 投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。

ファンドが投資信託証券への投資を通じて実質的に保有する株式（当該投資信託証券が実質的に保有する株式を勘案します。）への配分比率が信託財産の純資産総額の概ね75%程度となることを目途として、投資信託証券への投資を行なうことを基本とします。

投資信託証券への投資にあたっては、ファンドが実質的に投資することとなる資産クラス別の基準配分比率を原則として維持することを意識した運用を行なうことを基本とします。

ファンドが投資対象とする投資信託証券および当該投資信託証券への投資を通じて実質的に投資することを意識する資産クラス別の基準配分比率（純資産に対する比率）は以下の通りです。

なお、基準配分比率については、将来的に、長期的な資産クラス間のリターン・リスク関係の変化に基づき、国内株式と外国株式の比率を見直すことがあります。

| 資産クラス       | 基準配分比率 |
|-------------|--------|
| 国内株式        | 45%程度  |
| 外国株式        | 30%程度  |
| 国内債券および外国債券 | 25%程度  |

「国内債券および外国債券」の資産クラスを「世界債券」と称する場合があります。

[ 4 ] 資産クラス毎の代表的な指数を委託会社が独自に合成した指数をベンチマークとします。

資産クラス毎に、以下の指数を資産クラス・ベンチマークとし、ファンドは、前記の基準配分比率に、資産クラス毎の月次の資産クラス・ベンチマーク・リターンを掛け合わせたものをベンチマークとします。

ベンチマーク計算上用いる基準配分比率は、前記の基準配分比率から各々「程度」ととった比率とします。

| 資産クラス       | 指数                                                     |
|-------------|--------------------------------------------------------|
| 国内株式        | 東証株価指数(TOPIX) <sup>1</sup>                             |
| 外国株式        | MSCI KOKUSAI インデックス(日本を除く世界先進国)(円ヘッジベース) <sup>2</sup>  |
| 国内債券および外国債券 | ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合インデックス<br>(円ヘッジベース) <sup>3</sup> |

ファンドは、当該ポートフォリオ全体のリスク水準をそれぞれのベンチマーク程度に抑えながら、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を達成することを目指します。

- 1 「東証株価指数(TOPIX)」とは、東京証券取引所第一部に上場されているすべての銘柄の時価総額を指数化し、株価の変動を表わすものであり、1968年1月4日を基準時とし、その基準時の時価総額を100として1969年7月から株式会社東京証券取引所（以下「(株)東京証券取引所」という。）が公表しています。東証株価指数(TOPIX)は、(株)東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有しています。(株)東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止、またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
- 2 「MSCI KOKUSAI インデックス(日本を除く世界先進国)(円ヘッジベース)」は、MSCI KOKUSAI Index(MSCI World Index ex Japan )(現地通貨ベース)をもとに、委託会社(運用の権限委託先を含みます。以下この欄において同じ。)が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。MSCI KOKUSAI Index(MSCI World Index ex Japan )に関する著作権、およびその他知的所有権はMSCIに帰属しております。また、MSCIは、指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

- 3 「ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合インデックス（円ヘッジベース）」は、「ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合インデックス」を委託会社が為替ヘッジコストを考慮して円換算したものです。ブルームバーグは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーの商標およびサービスマークです。バークレイズは、ライセンスに基づき使用されているバークレイズ・バンク・ピーエルシーの商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社（以下「ブルームバーグ」と総称します。）またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。

（注） 資産クラス毎のベンチマークの計算にあたっては、委託者において、ファンドにおける組入資産・為替の評価時点に合わせて計算を行ないます。

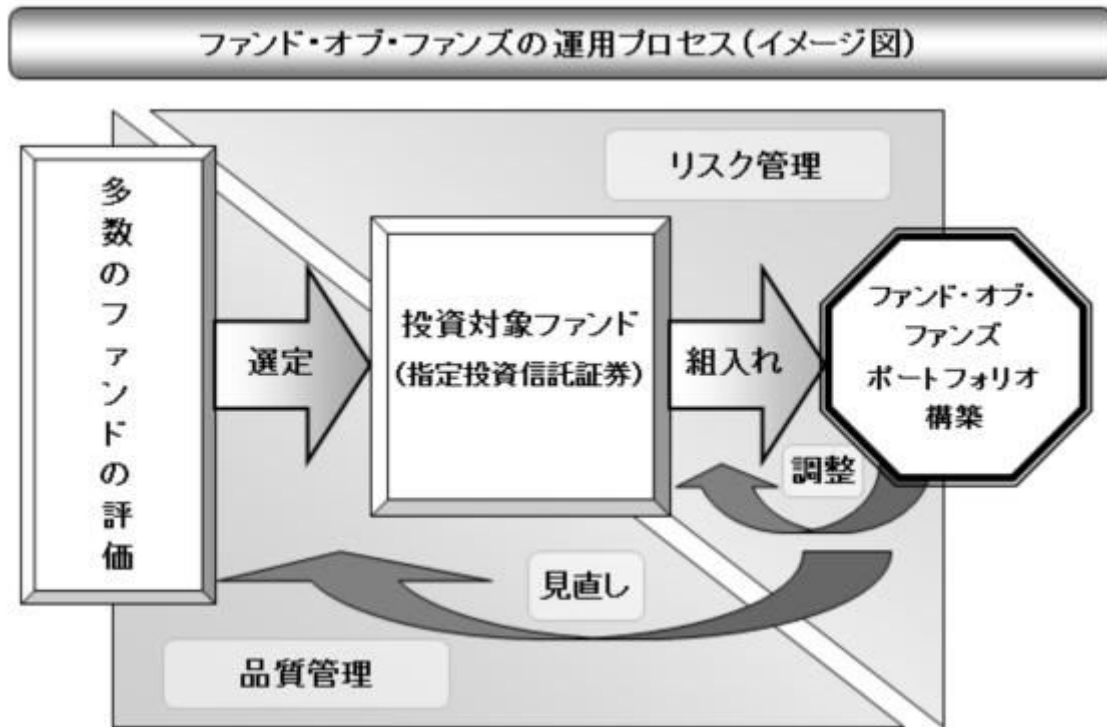
ベンチマークは、株式・債券市場の構造変化等によっては、今後見直す場合があります。

[ 5 ] 投資対象ファンドの選定やポートフォリオ構築に際しては、定性評価を重視し、ファンド間の投資手法の違いにも着目して、幅広い収益機会を追求できるよう、配慮します。

組入れる投資信託証券については、運用実績または運用手法を定量・定性的に分析し、且つ当該投資信託証券の定量的なリスク分析によりこれらに投資を行なうファンドのリスク管理を重視した上で資産クラス別の基準配分比率を勘案して選定・配分を行なうことを基本とします。

[ 6 ] 投資対象ファンドとファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、継続的に投資比率を調整します。また、投資対象ファンドを適宜見直すことで、全体的な品質 の維持・向上を目指します。

運用体制、運用プロセス、情報開示等の観点から、定性的に評価するファンドの期待度・信頼度をいいます。



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(参考)野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーについて

#### ■野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーの概要■

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(NFR&T)は、投資信託、年金運用機関、オルタナティブ(代替)投資商品など、様々な運用商品・運用機関の分析・評価を主たる業務とする、野村グループの投資顧問会社です。

## （２）【投資対象】

主として有価証券に投資する投資信託証券 を主要投資対象とします。

投資信託の受益証券（投資法人の投資証券を含みます。）とします。

ファンドは、以下に示す投資信託証券（「指定投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

| 主要投資対象 | 指定投資信託証券                                                     |
|--------|--------------------------------------------------------------|
| 国内株式   | ノムラ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用)                                    |
|        | リサーチ・アクティブ・オープンF(適格機関投資家専用)                                  |
|        | ストラテジック・バリュー・オープンF（適格機関投資家専用）                                |
|        | 野村RAFI <sup>(R)</sup> 日本株投信F（適格機関投資家専用）                      |
|        | ノムラ・T&D J Flag日本株 F（適格機関投資家専用）                               |
|        | シュローダー日本ファンドF（適格機関投資家専用）                                     |
|        | SJAMバリュー日本株F（適格機関投資家専用）                                      |
|        | One国内株オープンF（F0Fs用）（適格機関投資家専用）                                |
|        | SMAM・ニューαファンドF（適格機関投資家専用）                                    |
|        | スパークス・厳選投資・日本株ファンドF（適格機関投資家専用）                               |
|        | イーストスプリング・ジャパン・フォーカス・バリュー株式ファンドF（適格機関投資家専用）                  |
|        | キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F（適格機関投資家専用）                 |
|        | 野村日本小型株ファンドF（適格機関投資家専用）                                      |
|        | アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF（適格機関投資家専用）                            |
| 外国株式   | 野村海外株式ファンドF（適格機関投資家専用）                                       |
|        | グローバル・エクイティ（除く日本）・ファンドF（適格機関投資家専用）                           |
|        | シュローダー・アジア・パシフィック株式ファンドF（適格機関投資家専用）                          |
|        | アメリカン・オープンF(適格機関投資家専用)                                       |
|        | MFS欧州株ファンドF（適格機関投資家専用）                                       |
|        | ティー・ロウ・プライス 海外株式ファンドF（適格機関投資家専用）                             |
|        | ABグローバル・コア・エクイティ・ファンドF <外国籍投資信託>                             |
|        | ジュピター ヨーロピアン グロース（為替ヘッジあり）<外国籍投資法人>                          |
|        | ノムラ・ワールド（除く日本）エクイティ・ファンドF <外国籍投資信託>                          |
|        | AB SICAV -セレクトUSエクイティ・ポートフォリオ クラス S1シェアーズ（円建て円ヘッジ） <外国籍投資法人> |

|                     |                                                    |
|---------------------|----------------------------------------------------|
| 国内債券<br>および<br>外国債券 | ノムラ海外債券ファンドF（適格機関投資家専用）                            |
|                     | ノムラ・インサイト欧州債券ファンドF（適格機関投資家専用）                      |
|                     | ノムラ日本債券オープンF(適格機関投資家専用)                            |
|                     | ニッセイ国内債券オープンF（適格機関投資家専用）                           |
|                     | 世界債券オープンF(適格機関投資家専用)                               |
|                     | NPEBパン・ヨーロピアン・ボンド・ファンドFC<外国籍投資信託>                  |
|                     | 東京海上・日本債券オープンF（適格機関投資家専用）                          |
|                     | LM・米国債券コア・プラスF（適格機関投資家専用）                          |
|                     | マニユライフ・日本債券ストラテジック・アクティブ・ファンドF（適格機関投資家専用）          |
|                     | ウエリントン・海外債券ファンド（ケイマン） F<外国籍投資信託>                   |
|                     | ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国債券FC <外国籍投資信託>          |
|                     | シュローダー・グローバルボンド・ファンドFC<外国籍投資信託>                    |
|                     | PGIMグローバル・コア・ボンド・ファンド（除く日本）（為替ヘッジあり・毎月分配）<外国籍投資信託> |
|                     | ガルシア・ハミルトン米国クオリティ債券ファンドFC<外国籍投資信託>                 |

上記は2019年11月20日現在の指定投資信託証券の一覧です。今後、上記指定投資信託証券の一部が名称が変更となる場合、または繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

なお、デリバティブの直接利用は行ないません。

#### 投資の対象とする資産の種類(約款第17条)

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

- 1 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
- イ 有価証券
- ロ 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
- ハ 金銭債権(イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ 為替手形

#### 有価証券の指図範囲(約款第18条第1項)

委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)

ほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1 コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 3 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
- 4 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとします。

金融商品の指図範囲(約款第18条第2項)

委託者は、信託金を、上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げる有価証券のほか、次の金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1 預金
- 2 指定金銭信託(上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。)
- 3 コール・ローン
- 4 手形割引市場において売買される手形

#### (参考)指定投資信託証券について

以下はファンドが投資を行なう投資信託証券(「指定投資信託証券」といいます。)の投資方針、関係法人、信託報酬等について、2019年11月20日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです(個別に時点の記載がある場合を除きます。)

今後、指定投資信託証券の各委託会社(運用会社)の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は上記日付現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託

証券に追加となる場合等があります。

国内籍の指定投資信託証券の販売会社は、全て野村信託銀行株式会社となっております。

外国籍の指定投資信託証券については、管理事務代行会社等を通じて売買の申込み等を行ないます。

以下の点につきましては、全ての指定投資信託証券に共通となっております。

申込手数料はかかりません。

投資の基本方針のうち＜収益分配方針＞につきましては、以下の通りです。

[各F]

- ・運用による収益は、期中に分配を行わず、信託終了時まで信託財産内に留保し、運用の基本方針に基づいて運用します。

[FC]

- ・各指定投資信託証券により異なります。

詳しくは、各指定投資信託証券の「(E)投資方針等 (4)収益分配方針」をご覧ください。

指定投資信託証券の名称について、「(適格機関投資家専用)」の部分を省略して記載する場合があります。また、「ファンド」という場合があります。

指定投資信託証券の委託会社等の概要については、後述の「指定投資信託証券の委託会社等について」をご覧ください。

指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

**ノムラ・ジャパン・オープンF（適格機関投資家専用）**

**(A)ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託であるノムラ・ジャパン・オープン マザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、当面、TOPIXをベンチマークとします。

ファンドは、「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接株式に投資する場合があります。

**(B)信託期間**

無期限(2001年8月28日設定)

**(C)ファンドの関係法人**

| 関係 | 名称 |
|----|----|
|----|----|

|      |                  |
|------|------------------|
| 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 野村信託銀行株式会社       |

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.865%の率を乗じて得た額とします。上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

運用については、ボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行ないます。  
わが国の株式への投資にあたっては、上場株式および店頭登録銘柄の中から、株価の割安性をベースに企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄を選定し、投資を行なうことを基本とします。なお、一部、アジア諸国の株式に投資を行なう場合があります。  
株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。  
資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。  
新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。  
外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。  
デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。  
同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。  
同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。  
同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。  
一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。  
一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

リサーチ・アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用）

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるリサーチ・アクティブ・オープン マザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の中・長期的な成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、当面、TOPIXをベンチマークとします。

ファンドは、「リサーチ・アクティブ・オープン マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接株式に投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(2001年8月28日設定)

(C)ファンドの関係法人

| 関係   | 名称               |
|------|------------------|
| 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社     |

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.645%以内の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

わが国の株式を実質的な投資対象とします。

(2)投資態度

わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中・長期的な成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

株式への投資に当っては、厳選した業績成長企業群（今期あるいは来期の利益成長が期待できる企業や将来の収益成長が期待できる企業等）に中・長期的な視野から投資します。

非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

## ストラテジック・バリュー・オープンF（適格機関投資家専用）

### (A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるストラテジック・バリュー・オープン マザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、「ストラテジック・バリュー・オープン マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

### (B)信託期間

無期限（2007年10月11日設定）

### (C)ファンドの関係法人

---

| 関係   | 名称               |
|------|------------------|
| 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社     |

#### (D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.60%の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

#### (E)投資方針等

##### (1)投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

##### (2)投資態度

株式への投資にあたっては、わが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)している株式の中から、資産・利益等に比較して株価が割安と判断され、今後の株価上昇が期待できる銘柄を厳選し、投資を行なうことを基本とします。

株式の実質的な組入にあたっては、フルインベストメントを基本とします。非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。ただし、投資環境、資金動向などを勘案して、運用担当者が適切と判断した際等には先物取引の利用も含めて株式組入比率を引き下げる場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

##### (3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

野村RAFI<sup>(R)</sup> 日本株投信F（適格機関投資家専用）

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である野村RAFI<sup>(R)</sup> 日本株投信マザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、「野村RAFI<sup>(R)</sup> 日本株投信マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。  
なお、株式に直接投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(2010年4月8日設定)

(C)ファンドの関係法人

| 関係   | 名称               |
|------|------------------|
| 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 野村信託銀行株式会社       |

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.40%の率を乗じて得た額とします。  
上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

## (1)投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

## (2)投資態度

わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、ファンダメンタル・インデックス構成手法 を活用して、委託会社が独自に銘柄・ウェイトを選定・計算し、これをベースに株式ポートフォリオを構成することを基本とします。

当該手法は、株主資本、配当額、キャッシュフロー等のファンダメンタル指標をもとに銘柄のウェイト付けを行なう運用手法で、2019年9月末現在、リサーチ・アフィリエイツ社 (Research Affiliates, LLC) が知的所有権を申請中です。

株式の実質組入比率は高位を基本とします。

非株式割合 (株式以外の資産への実質投資割合) は、原則として信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## (3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等 (同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。) の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

「RAFI<sup>(R)</sup>」は、Research Affiliates, LLCの登録商標であり、野村アセットマネジメント株式会社はその使用を許諾されております。

リサーチ・アフィリエイツ社は、野村アセットマネジメントがファンドまたはアカウントの運用のために用いるRAFインデックスの収益性、有効性に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行なうものではなく、いかなる責任も負わないことを明記します。

## ノムラ - T&D J Flag日本株 F (適格機関投資家専用)

### (A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ - T&D J Flag日本株 マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、「ノムラ - T&D J Flag日本株 マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接株式に投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(2016年10月13日設定)

(C)ファンドの関係法人

| 関係                 | 名称                |
|--------------------|-------------------|
| 委託会社               | 野村アセットマネジメント株式会社  |
| 受託会社               | 野村信託銀行株式会社        |
| マザーファンドの<br>投資顧問会社 | T&Dアセットマネジメント株式会社 |

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年1.0%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬の中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

株式への実質的な投資にあたっては、主として個別企業の調査・分析等を中心とした「ボトムアップアプローチ」に基づいて、個別銘柄選定、ポートフォリオの構築等を行なうことを基本とします。

株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。ただし、市況動向等を勘案して、委託者が適切と判断した際等には先物取引等の活用も含めて株式組入比率を引き下げる場合があります。

T&Dアセットマネジメント株式会社にマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限の一部を委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

## シュローダー日本ファンドF（適格機関投資家専用）

### (A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるシュローダー日本マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドは、TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとします。ファンドのベンチマークは、株式市場の構造変化等によっては見直す場合があります。

### (B)信託期間

無期限（2015年4月9日設定）

### (C)ファンドの関係法人

| 関係   | 名称                         |
|------|----------------------------|
| 委託会社 | シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社               |

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に税抜年0.74%を乗じて得た額とします。上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等および信託事務の諸費用(監査費用を含みます)を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

主として、シュローダー日本ファンドF(適格機関投資家専用)と実質的に同一の運用の基本方針を有する親投資信託であるシュローダー日本マザーファンド受益証券に投資し、信託財産の成長を目指します。なお、直接株式に投資する場合があります。

(2)投資態度

マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の株式に投資し、信託財産の成長を目的として、積極的な運用を行います。

運用にあたっては、TOPIX(東証株価指数)をベンチマークとします。

株式への投資にあたっては、企業業績、収益成長力、市場性、株価水準等を勘案し、中長期的に成長性の見込める銘柄を中心に投資を行う予定です。

株式等の実質組入比率については原則としてフルインベストメントで積極的な運用を行います。

株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

デリバティブの直接利用は行いません。

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

SJAM/バリューストック日本株F（適格機関投資家専用）

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるSJAMバリュー日本株・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行い、信託財産の長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

独自の調査分析に基づいて算出した理論株価と市場価格を比較し、割安となっている銘柄に投資することを基本にリスク管理を行いつつ最適なポートフォリオを構築し、「東証株価指数(TOPIX) (配当込み)」を中長期的に上回る運用成果を目指します。

ファンドは、SJAMバリュー日本株・マザーファンドを親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、わが国の株式に直接投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限 (2017年4月12日設定)

(C) ファンドの関係法人

| 関係   | 名称                                                                       |
|------|--------------------------------------------------------------------------|
| 委託会社 | 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社<br>(2020年4月1日付でSOMPOアセットマネジメント株式会社に商号変更する予定です。) |
| 受託会社 | 野村信託銀行株式会社                                                               |

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.50%の率を乗じて得た額とします。  
上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1)投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

SJAMバリュー日本株・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式へ投資し、信託財産の長期的な成長を目指して、積極的な運用を行います。なお、わが国の株式に直接投資する場合があります。

独自の調査分析に基づいて算出した理論株価と市場価格を比較し、割安となっている銘柄に投資することを基本にリスク管理を行いつつ最適なポートフォリオを構築し、「東証株価指数(TOPIX)(配当込み)」を中長期的に上回る運用成果を目指します。

株式(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式を含みます。)の組入比率は原則として信託財産総額の50%超(高位に維持)を基本とします。なお、株式以外の資産(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。)への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

資金動向、市況動向、その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券(親投資信託受益証券および上場投資信託証券等を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等を言います。)の利用は行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

**One国内株オープンF（FOFs用）（適格機関投資家専用）**

**(A)ファンドの特色**

ファンドは、主として親投資信託であるOne国内株オープンマザーファンドへの投資を通じて、わが国の上場株式に実質的に投資を行い、マクロの投資環境の変化に応じて、その時々で最適と判断される投資スタイルで運用を行います。

ファンドは、「東証株価指数 (TOPIX)」を運用に当たってのベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資効果をめざします。

(B) 信託期間

無期限 (2019年10月9日設定)

(C) ファンドの関係法人

| 関係   | 名称                |
|------|-------------------|
| 委託会社 | アセットマネジメントOne株式会社 |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社      |

(D) 管理報酬等

純資産総額に対して、税抜年0.61%

< 内訳 >

委託会社 税抜年0.57%

販売会社 税抜年0.02%

受託会社 税抜年0.02%

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

「One国内株オープンマザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の上場株式に実質的に投資します。

マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。

「東証株価指数 (TOPIX)」を運用に当たってのベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資効果をめざします。

実質非株式割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

実質外貨建資産割合は、原則として信託財産総額の30%以下とします。

ファンドの資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

(3) 主な投資制限

マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

マザーファンド受益証券以外の投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

S M A M ・ ニュー α ファンド F（適格機関投資家専用）

(A)ファンドの特色

国内株式ニュー α マザーファンド受益証券(以下、マザーファンド)への投資を通じて、わが国の株式に投資することにより中長期的にTOPIX(東証株価指数、配当込み)を上回る投資成果を目指して運用を行います。

マザーファンドでは、個別企業調査に基づく財務分析および個別企業のESG(環境、社会およびコーポレート・ガバナンス)に関する非財務情報の評価をもとに銘柄評価を行い、ポートフォリオを構築します。

(B)信託期間

無期限(設定日:2015年4月9日)

(C)ファンドの関係法人

| 関係   | 名称                   |
|------|----------------------|
| 委託会社 | 三井住友DSアセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社         |

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、純資産総額に対して税抜年0.5500%の率を乗じて得た額とします。上記の他、ファンドの組入れ有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、投資信託財産に係る監査費用等をファンドから支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

国内株式ニューαマザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

主としてわが国の株式に投資を行い、中長期的にTOPIX（東証株価指数、配当込み）を上回る投資成果を目指して運用を行います。

個別企業調査に基づく財務分析および個別企業のESG（環境、社会およびコーポレート・ガバナンス）に関する非財務情報の評価をもとに銘柄評価を行い、流動性等を勘案し、ポートフォリオを構築します。

株式の実質組入比率は、原則として高位を維持します。株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資割合は、原則として信託財産総額の50％以下とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

スパークス・厳選投資・日本株ファンドF（適格機関投資家専用）

(A)ファンドの特色

ファンドは、わが国の上場株式の中から、魅力的なビジネスと卓越した経営陣をあわせ持つ企業を投資対象とします。これらの企業に対して、割安な価格で集中的に投資を行い、長期で保有することを基本とします。

(B)信託期間

無期限（2016年10月11日設定）

(C)ファンドの関係法人

| 関係   | 名称                    |
|------|-----------------------|
| 委託会社 | スパークス・アセット・マネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社          |

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して税抜年0.74%を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

## (E)投資方針等

### (1)投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

### (2)投資態度

わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。以下同じ。）に上場している株式の中から、魅力的なビジネスと卓越した経営陣をあわせ持つ企業を投資対象とします。これらの企業に対して、割安な価格で集中的に投資を行い、長期で保有することを基本とします。

ファンドの資金動向や市況動向等に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

### (3)主な投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資は行いません。

新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（上場投資信託を除きます。）への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

金融商品取引法第2条第20項に定める取引（以下、「デリバティブ取引」といいます。）については、ヘッジ目的に限定して行うものとし、一般社団法人投資信託協会の規則の定めに従い、デリバティブ取引等（デリバティブ取引および新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）の残高に係る想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるイーストスプリング・ジャパン・フォーカス・バリュー株式マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主としてわが国の金融商品取引所に上場されている(上場予定を含みます。)株式に投資を行い、中長期的な値上がり益の獲得を目指します。

ファンドは、「イーストスプリング・ジャパン・フォーカス・バリュー株式マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B)信託期間

無期限(2018年10月10日設定)

(C)ファンドの関係法人

| 関係                 | 名称                              |
|--------------------|---------------------------------|
| 委託会社               | イーストスプリング・インベストメンツ株式会社          |
| 受託会社               | 野村信託銀行株式会社                      |
| マザーファンドの<br>投資顧問会社 | イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッド |

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.60%の率を乗じて得た額とします。

なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産中から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

わが国の金融商品取引所に上場されている(上場予定を含みます。)株式を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

主としてわが国の金融商品取引所に上場されている(上場予定を含みます。)株式に実質的に投資を行い、中長期的な値上がり益の獲得を目指します。

市場に対して極端に割安な状態にある銘柄(バリュエーション・アウトライヤー)を特定し、厳格な企業調査に基づく独自の基準により、中長期的に株価上昇余地が高いと判断される銘柄を厳選し投資します。

特定のベンチマークを意識せず、中長期的な観点から市場平均を上回る投資成果の獲得を目指した運用を行います。

株式の実質組入比率は、原則として高位を維持します。

株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以内とします。

イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドにマザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資は、行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

**キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F（適格機関投資家専用）**

**(A)ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託である「キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド」への投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行い、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行うことを基本とします。

ファンドは、TOPIX(配当込み)をベンチマークとします。

ファンドは、「キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

キャピタル・グループの運用の特徴・・・

“徹底した個別銘柄調査”、“現地調査とグローバル・アプローチの融合”、“長期投資”、“複数の運用担当者による独自の運用システムによる多様なアイデアの反映と運用の継続性”などが挙げられます。その中でも特徴的な運用システムは、1つのアカウントの運用において、複数のポートフォリオ・マネジャーが各々独自の裁量で行った投資判断を反映し、最終的なポートフォリオを構築するものであり、さまざまな投資環境において市場を上回る成果の達成を目指します。

(この運用システムは1958年からキャピタル・グループにおいて採用されています。)

(B)信託期間

無期限(2007年4月5日設定)

(C)ファンドの関係法人

| 関係                 | 名称                                |
|--------------------|-----------------------------------|
| 委託会社               | キャピタル・インターナショナル株式会社               |
| 受託会社               | 三菱UFJ信託銀行株式会社                     |
| マザーファンドの投資<br>顧問会社 | キャピタル・インターナショナル・インク <sup>*1</sup> |

\*1. マザーファンドの運用指図に関する権限の一部をキャピタル・インターナショナル・インクに委託します。キャピタル・インターナショナル・インクは、キャピタル・インターナショナル株式会社と同様にキャピタル・グループ・インターナショナル・インク傘下の運用会社であり、キャピタル・グループの一員です。

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.575%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。信託財産に係る監査費用については、上限を税抜年39万5千6百円とし日々計上します。またその他の費用(ファンドの組入の有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務に係る諸費用等)等についても信託財産から支払います。上記その他の費用については運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を記載することができません。

(E)投資方針等

(1)投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

主としてわが国の証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。）（これに準ずるものを含む）に上場されている株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含む）を主要投資対象とします。

運用については、マイクロ・ファンダメンタルズ調査に基づく銘柄選択により超過収益の獲得を目指す、ボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行います。

投資に当たっては、上場株式等の中から、企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄を選定し、投資を行うことを基本とします。

株式の実質組入比率は、高位を維持することを基本とします。

非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

マザーファンドの運用の指図に関する権限の一部をキャピタル・インターナショナル・インクに委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

マザーファンドを除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以下とします。

デリバティブ取引は主にヘッジ目的で使用しますが、市況動向等によってはヘッジ目的以外で使用する場合があります。

## 野村日本小型株ファンドF（適格機関投資家専用）

### (A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である野村日本小型株ファンド マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、Russell/Nomura Small Cap インデックス（配当込み）をベンチマークとします。

ファンドは、「野村日本小型株ファンド マザーファンド」を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、株式等に直接投資する場合があります。

### (B)信託期間

無期限（2004年3月4日設定）

(C)ファンドの関係法人

| 関係   | 名称               |
|------|------------------|
| 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 野村信託銀行株式会社       |

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.83%の率を乗じて得た額とします。  
上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

- (1)投資対象  
わが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)している小型株を中心としたわが国の株式を実質的な主要投資対象とします。
- (2)投資態度  
主として小型株を中心としたわが国の株式に分散投資を行ない、中長期的にわが国の小型株市場全体のパフォーマンスを上回る投資成果を目指して、積極的な運用を行ないます。  
株式への投資にあたっては、主として個別企業の調査・分析等を中心とした「ボトムアップアプローチ」に基づいて、個別銘柄選定、ポートフォリオの構築等を行なうことを基本とします。  
個別銘柄の選定・組入れは、主として小型株を対象に、個別銘柄のバリュエーション(株価の割高・割安度合い)の観点に、収益性、成長性等の観点を加えた個別銘柄の分析・評価を行ない、流動性、市場動向等を勘案して、アクティブに行ないます。なお、銘柄の評価を優先しますが、業種分散等にも一定の配慮を行なう場合もあります。

株式の実質組入比率は、高位を基本とします。市況動向等によっては株式投資の代替として転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債に投資する場合があります。非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF（適格機関投資家専用）

(A)ファンドの特色

ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目標として積極的な運用を行うことを目指します。

ファンドは、親投資信託であるアムンディ・ターゲット・ジャパン・マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通して、国内株式に分散投資を行うことにより、積極的に収益の獲得を目指します。

ファンドは、「アムンディ・ターゲット・ジャパン・マザーファンド」を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B)信託期間

無期限（2004年3月4日設定）

(C)ファンドの関係法人

| 関係   | 名称             |
|------|----------------|
| 委託会社 | アムンディ・ジャパン株式会社 |

|      |               |
|------|---------------|
| 受託会社 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 |
|------|---------------|

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.85%の率を乗じて得た額とします。  
上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

- (1)投資対象
- わが国の金融商品取引所に上場されている株式および金融商品取引所に準ずる市場に上場されている株式を実質的な主要投資対象とします。
- (2)投資態度
- 企業の資産価値や収益力等から算出される投資価値と比較した株価の割安度(バリュウー)に着目した銘柄選択を行い、さらに株主価値の増大を図る余力があると思われる銘柄を厳選し投資します。
- 株式の実質組入比率は原則として高位を保ちます。
- 資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。
- (3)主な投資制限
- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- 投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

野村海外株式ファンドF（適格機関投資家専用）

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である野村海外株式マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く世界主要先進国の株式に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行ないます。

ファンドはMSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジあり) をベンチマークとします。

「MSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジあり)」は、MSCI-KOKUSAI指数をもとに、委託者が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

ファンドは「野村海外株式マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接有価証券に投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(2008年4月10日設定)

(C)ファンドの関係法人

| 関係                 | 名称                          |
|--------------------|-----------------------------|
| 委託会社               | 野村アセットマネジメント株式会社            |
| 受託会社               | 野村信託銀行株式会社                  |
| マザーファンドの<br>投資顧問会社 | ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー |

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.85%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

## (1)投資対象

日本を除く世界主要先進国の株式を実質的な主要投資対象とします。

## (2)投資態度

銘柄の選定に当っては、独自のボトムアップ調査を通じて、高成長かつ割安な銘柄をグローバルな観点で識別します。また、国別・産業別配分に配慮し、幅広く分散投資を行ないます。

株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## (3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

**グローバル・エクイティ(除く日本)・ファンドF(適格機関投資家専用)****(A)ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託であるグローバル・エクイティ(除く日本)・マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く世界各国(新興国を含みます。)の株式(DR(預託証券)を含みます。)に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドはMSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジあり) をベンチマークとします。

「MSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジあり)」は、MSCI-KOKUSAI指数をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

ファンドは、「グローバル・エクイティ(除く日本)・マザーファンド」「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、株式等に直接投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限(2009年4月9日設定)

(C) ファンドの関係法人

| 関係                 | 名称                |
|--------------------|-------------------|
| 委託会社               | 野村アセットマネジメント株式会社  |
| 受託会社               | 野村信託銀行株式会社        |
| マザーファンドの<br>投資顧問会社 | GQG・パートナーズ・エルエルシー |

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.825%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

## (1)投資対象

日本を除く世界各国(新興国を含みます。)の株式(DR(預託証券)を含みます。)を実質的な主要投資対象とします。

## (2)投資態度

株式への投資にあたっては、企業の財務状況および収益性、株式の流動性等の観点から、定量的に投資候補銘柄を選別します。

投資候補銘柄について、個別銘柄のファンダメンタルズ分析に基づき、国・地域や業種の分散を勘案したポートフォリオを構築します。

株式の実質組入比率については、原則として高位を基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

GQG・パートナーズ・エルエルシーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## (3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

**シュローダー・アジア・パシフィック株式ファンドF（適格機関投資家専用）****(A)ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託であるシュロージャー・アジア・パシフィック株式マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として香港、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランドを中心とした日本を除くアジア・オセアニア地域の先進国株式に実質的に投資し、信託財産の長期的な成長を目的とした運用を行います。

香港については、香港証券取引所上場の中国企業株を含みます。

ファンドは、MSCIパシフィック・フリー・インデックス(日本を除く)(円ヘッジベース)をベンチマークとします。ファンドのベンチマークは、投資対象地域の株式市場の構造変化等によっては見直す場合があります。

MSCIパシフィック・フリー・インデックス(日本を除く)(円ヘッジベース)は、MSCIパシフィック・フリー・インデックス(日本を除く)(米ドルベース)をもとに、委託会社が独自に為替ヘッジコストを考慮して算出したものです。MSCI Inc.が作成したものではありません。

ファンドは、「シュロージャー・アジア・パシフィック株式マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B)信託期間

無期限(2009年4月9日設定)

(C)ファンドの関係法人

| 関係                 | 名称                                    |
|--------------------|---------------------------------------|
| 委託会社               | シュロージャー・インベストメント・マネジメント株式会社           |
| 受託会社               | 野村信託銀行株式会社                            |
| マザーファンドの<br>投資顧問会社 | シュロージャー・インベストメント・マネージメント(シンガポール)リミテッド |

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に税抜年0.75%を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受け取る報酬は信託財産から直接支払うことは行わず、委託会社が受け取る報酬の中から支払います。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等および信託事務の諸費用(監査費用を含みます)を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

香港、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランドを中心とした日本を除くアジア・オセアニア地域の先進国株式を実質的な主要投資対象とします。

香港については、香港証券取引所上場の中国企業株を含みます。

(2)投資態度

マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として香港、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランドを中心とした日本を除くアジア・オセアニア地域の先進国株式への投資を行います。

香港については、香港証券取引所上場の中国企業株を含みます。

運用にあたっては、MSCIバシフィック・フリー・インデックス(日本を除く)(円ヘッジベース)をベンチマークとします。ファンドのベンチマークは、投資対象地域の株式市場の構造変化等によっては見直す場合があります。

株式への実質投資にあたっては、企業訪問等による調査・分析に基づいて組入銘柄の選定を行い、各国の市場動向やマクロ経済環境等を考慮し国別配分の調整を行います。

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

株式の実質組入比率については、原則として高位を基本とします。

マザーファンドの運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネージメント(シンガポール)リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以下となるよう調整を行うこととします。

## アメリカン・オープンF（適格機関投資家専用）

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるアメリカン・オープン・マザーファンドへの投資を通じて、主として米国株式の個別銘柄に実質的に投資を行ない、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行ないます。

ファンドは、S&P500種株価指数を委託会社が円ヘッジベースに換算した指数をベンチマークとします。

ファンドはファミリーファンド方式で運用します。なお、直接有価証券に投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限（2001年8月28日設定）

(C)ファンドの関係法人

| 関係                            | 名称                                        |
|-------------------------------|-------------------------------------------|
| 委託会社                          | ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社               |
| 受託会社                          | 三菱UFJ信託銀行株式会社                             |
| ファンドおよび<br>マザーファンドの<br>投資顧問会社 | ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAMニューヨーク） |

(D)管理報酬等

(1)信託報酬

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.77%の率を乗じて得た額とします。なお、ファンドおよびマザーファンドの各投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

(2)その他

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等として信託財産の純資産総額に対して年率0.05%を信託財産から支払います（なお、当該率については、年率0.05%を上限として変更する場合があります。）。

(E)投資方針等

(1)投資対象

米国株式の個別銘柄を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

米国株式の個別銘柄を中心に投資し、株式等の実質組入比率を高位に保ちながら、長期的に米国株式市場のもたらすリターンを享受することを目指します。

個別銘柄の選択は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが開発した計量モデルを使用します。定量分析と定性分析による情報を計量モデルに取り込むことにより魅力的と考えられる銘柄を発掘し、ベンチマークからの乖離リスクを計量的に管理しながらポートフォリオを構築、かつその最適化を目指します。

実質組入外貨建資産については、対円で為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAMニューヨーク）にファンドおよびマザーファンドの米国株式および為替の運用の指図に関する権限を委託します。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資については、特に制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

1発行者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とします。

MFS欧州株ファンドF（適格機関投資家専用）

(A)ファンドの特色

MFS欧州株 マザーファンド受益証券への投資を通じて、欧州の証券取引所に上場(これに準じるものを含みます。)されている株式を中心に投資し、投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドはMSCI ヨーロッパ インデックス(円ヘッジベース)をベンチマークとします。

ファンドは、「MFS欧州株 マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B)信託期間

無期限(2007年4月5日設定)

(C)ファンドの関係法人

| 関係   | 名称                     |
|------|------------------------|
| 委託会社 | MFSインベストメント・マネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社           |

|                               |                               |
|-------------------------------|-------------------------------|
| ファンドおよび<br>マザーファンドの<br>投資顧問会社 | マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー |
|-------------------------------|-------------------------------|

#### (D)管理報酬等

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に税抜年0.75%の率を乗じて得た金額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産から支払います。

#### (E)投資方針等

##### (1)投資対象

欧州の証券取引所に上場(これに準じるものを含みます。)されている株式を実質的な主要投資対象とします。

##### (2)投資態度

欧州の証券取引所に上場(これに準じるものを含みます。)されている株式を実質的な主要投資対象とし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

マザーファンドにおける具体的な銘柄の選定にあたっては、「独自のリサーチによる個別企業のファンダメンタル分析に基づく銘柄選択こそが、優れた運用成果を中長期的に獲得するための最良の運用手法である」との投資哲学のもと、徹底したボトムアップ・アプローチによりアクティブに投資を行います。実際に企業リサーチを行うアナリスト自身が“ベスト・アイデア銘柄”を持ち寄ってポートフォリオを運用します。株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。なお、為替ヘッジは、原則としてマザーファンドのベンチマークであるMSCIヨーロッパ インデックスの通貨配分に準じて行います。

マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーにマザーファンドの運用の指図(国内の短期金融資産の運用の指図に係る権限を除きます。)ならびにファンドの為替ヘッジの指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

##### (3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ティー・ロウ・プライス 海外株式ファンドF（適格機関投資家専用）

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるティー・ロウ・プライス 海外株式マザーファンドへの投資を通じて、日本を除く世界各国の株式（エマージング・マーケットも含まれます。）に実質的に投資し、信託財産の長期的な成長を目標として運用を行います。

ファンドは、「ティー・ロウ・プライス 海外株式マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B)信託期間

無期限（2019年4月4日設定）

(C)ファンドの関係法人

| 関係                 | 名称                                                                                                                                                                    |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委託会社               | ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社                                                                                                                                                  |
| 受託会社               | 三菱UFJ信託銀行                                                                                                                                                             |
| マザーファンドの<br>投資顧問会社 | ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ、インク<br>ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド<br>ティー・ロウ・プライス・香港・リミテッド<br>ティー・ロウ・プライス・シンガポール・プライベート・リミテッド<br>ティー・ロウ・プライス・オーストラリア・リミテッド<br>ティー・ロウ・プライス（カナダ）、インク |

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.692%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等として信託財産の純資産総額に対して税抜年0.1%を上限として信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

日本を除く世界各国の株式（エマージング・マーケットも含まれます。）を実質的な投資対象とします。

(2)投資態度

マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く世界各国の株式（エマージング・マーケットも含まれます）の中で、成長性が高いと判断される企業の株式を中心に投資を行います。

マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、上場会社の普通株式および優先株、新株予約権付社債、米国預託証書(ADR)、欧州預託証券(EDR)、グローバル預託証券(GDR)といった株関連の証券へ投資をします。

マザーファンド受益証券における銘柄選択に関しては、個別企業分析に基づく「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。個

別企業分析にあたっては、ティール・ロウ・ブライスのアナリストによる独自の企業調査情報を活用します。

\*委託会社およびその関連会社をいいます。

実質組入外貨建資産については、原則として対円への為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。なお、為替ヘッジが困難な一部の通貨については、当該通貨との相関等を勘案し、他の通貨による代替ヘッジを行なう場合があります。

市場動向、資金動向、信託財産の規模等により、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

デリバティブの実質利用はヘッジ目的に限定せず、効率的運用のために用いることがあります。

外国為替予約取引の実質利用は為替変動リスクを回避するために行うことができます。

投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ABグローバル・コア・エクイティ・ファンドF

(A) ファンドの特色

ファンドは、主に日本を除く世界各国の金融商品取引所に上場している企業の株式(DR(預託証書))を含みます。)に分散投資することで、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

ファンドのベンチマークは、MSCI-KOKUSAI インデックス(米ドル・ベース)です。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

(B) 信託期間

無期限(2015年4月9日設定)

(C) ファンドの関係法人

| 関係     | 名称                   |
|--------|----------------------|
| 投資顧問会社 | アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー |

|                 |                       |
|-----------------|-----------------------|
| 受託会社            | グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー |
| 保管受託銀行、管理事務代行会社 | ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー |

#### （D）管理報酬等

信託報酬は、純資産総額に年0.85%の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産の監査費用、外貨建資産の保管等に要する費用、弁護士報酬等を負担します。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、原則として1年を超えない期間にわたり償却します。

#### （E）投資方針等

##### （1）投資対象

日本を除く世界各国の金融商品取引所に上場している株式(DR(預託証券))を含みます。)

##### （2）投資態度

主に日本を除く世界各国の金融商品取引所に上場している株式(DR(預託証券))に分散投資することで、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

対円の為替変動リスクを低減するため、原則として為替ヘッジを行います。為替ヘッジについては、ファンドのポートフォリオの通貨配分に問わず、ベンチマークの通貨配分(月次見直し)に基づいて行います。ただし、有価証券売買、市場環境、投資顧問会社が定める特定通貨の代替ヘッジなどに起因して、ベンチマークを構成する各通貨へのエクスポージャーが完全に円ヘッジされない場合があります。

##### （3）主な投資制限

有価証券の空売りは行いません。

投資信託証券(上場投資信託等は除く)への投資割合は、ファンドの純資産総額の5%を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーのファンドの純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、投資顧問会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

流動性の低い資産への投資割合は、ファンドの純資産総額の15%を超えないものとします。ただし、私募株式、非上場株式、その他の流動性の低い資産に投資するにあたって、価格の透明性を確保する方法が取られている場合にはこの限りではありません。

投資顧問会社が運用を行う投資ファンドの全体において、一発行会社の発行する株式(投資法人が発行する投資証券を含む。)について、発行済総株式数の50%を超えて当該発行会社の株式に投資しません。

借入総額がファンドの純資産総額の10%を超えることになる借入れは行いません。ただし、合併等の非常事態または緊急事態の場合には、一時的に10%の制限を超過することができます。

ジュピター ヨーロピアン グロース(為替ヘッジあり)<sup>\*</sup>

<sup>\*</sup>Fに該当

(A)ファンドの特色

ファンドは、欧州の株式等(上場優先証券などの株式関連証券を含みます)を主要投資対象とし、欧州での投資機会を捉え、信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。「欧州の株式等」とは、欧州に所在地がある企業や、主な経済活動を欧州(英国を含みます)で行なう企業が発行する株式等を指します。

投資顧問会社は、原則として、主としてボトムアップ・アプローチによって、株価の割安度や成長性などの観点から投資銘柄を選定します。

ファンドは、円建てオープン・エンド型のルクセンブルグ籍外国投資法人です。

(B)信託期間

無期限(2018年9月24日設立)

(C)ファンドの関係法人

| 関係                 | 名称                            |
|--------------------|-------------------------------|
| 投資顧問会社             | ジュピター・アセット・マネジメント・リミテッド       |
| 管理会社               | ジュピター・ユニット・トラスト・マネージャーズ・リミテッド |
| 保管受託銀行<br>管理事務代行会社 | ジェー・ピー・モルガン・バンク・ルクセンブルグ エス・エー |

(D)管理報酬等

信託報酬は純資産総額の0.91%(年率)とします。信託財産留保額はありません。

上記の他、ファンドは、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用、借入金の利息等を負担します。

(E)投資方針等

(1)投資対象

欧州の株式等(上場優先証券などの株式関連証券を含みます)を主要投資対象とします。

(2)投資態度

欧州の株式等(上場優先証券などの株式関連証券を含みます)を主要投資対象とし、欧州での投資機会を捉え、信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。

ボトムアップ・アプローチによって、株価の割安度や成長性などの観点から投資銘柄を選定します。

ファンドは市場全体の下落を回避する目的でキャッシュ等への投資や株価指数先物取引等のデリバティブ取引の活用を図る場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジ(先進国通貨等による代替ヘッジを含みます。)により為替変動リスクの低減を図ります。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブを利用する場合があります。

(3)主な投資制限

同一発行体が発行する譲渡可能証券等への投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

ファンドは貴金属や商品および貴金属や商品に関連する証券等に投資を行いません。

資金の借入はファンドの純資産総額の10%を上限とします。

ノムラ・ワールド(除く日本)エクイティ・ファンドF

(A) ファンドの特色

ファンドは、主として日本を除く世界各国の上場株式に実質的に投資を行うことにより、ベンチマーク指数を上回る収益の確保を目指します。

ファンドは、ケイマン諸島籍契約型外国投資信託(円建て)です。

円以外の外貨建て通貨については、対円での為替ヘッジを実質的に行うことを基本とします。ベンチマークは、MSCIロクサイ・インデックス(円ヘッジベース)です。

(B) 信託期間

無期限(2015年4月9日設定)

(C) ファンドの関係法人

|         | 名称                                |
|---------|-----------------------------------|
| 投資顧問会社  | 野村アセットマネジメント株式会社                  |
| 副投資顧問会社 | ホチキス・アンド・ワイリー・キャピタル・マネジメント・エルエルシー |

|                    |                       |
|--------------------|-----------------------|
| 受託会社               | グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー |
| 保管受託銀行<br>管理事務代行会社 | ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー |

#### (D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額の0.75%(年率)とします。

申込手数料は発生しません。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息等を負担する場合があります。

#### (E) 投資方針等

##### (1) 投資対象

日本を除く先進国の株式を実質的な主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

独自のリサーチに基づき、将来のキャッシュフローの割引現在価値に対して割安な銘柄に投資します。

株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

ホチキス・アンド・ワイリー・キャピタル・マネジメント・エルエルシーに運用の権限の一部を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

##### (3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建て資産への実質投資割合には制限を設けません。

投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

## AB SICAV -セレクトUSエクイティ・ポートフォリオ クラス S1シェアーズ(円建て円ヘッジ)

#### (A) ファンドの特色

ファンドは、様々なマーケット・サイクルを通じてリスク調整後リターンを最大化し、米国株式市場全般と比較して良好なリターンの獲得を目指します。

ファンドの参照ベンチマークは、S&P500インデックスです。

**（Ｂ）信託期間**

無期限（ポートフォリオ設定日：2011年8月23日）

**（Ｃ）ファンドの関係法人**

| 関係             | 名称                                  |
|----------------|-------------------------------------|
| 投資顧問会社         | アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー                |
| 管理会社           | アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル |
| 保管銀行<br>管理事務代行 | ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)エス・シー・エイ    |

**（Ｄ）管理報酬等**

純資産総額に以下の率(年率)を乗じた額

運用管理報酬：日々の純資産総額の平均の年率0.75％

管理会社報酬：50,000米ドルまたは日々の平均純資産総額の年率0.01％のうちいずれか低い金額

その他費用：保管報酬、管理事務代行報酬、名義書換代行報酬、ファンドの資産および収益に課せられる税金、組入有価証券の売買時の売買手数料、監査費用、弁護士費用等、ファンドの運営に必要な各種経費がかかります。

投資者が負担する報酬・費用の上限率

本書の日付現在、投資者が一会計年度に負担する報酬および費用の総額は、クラスS1シェアーズ(円建て)／(円建て円ヘッジ)が帰属するファンドの平均純資産総額に対する年率0.90%を上限とし、その上限率を超える報酬および費用( )は管理会社が自発的に負担します。ただし、管理会社がかかる負担をしない場合には、その旨を事前に販売会社に通知します。

ルクセンブルグ年次税以外の税金、仲介手数料および借入利息は含まれません。

上記費用等の合計額については、申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

**（Ｅ）投資方針等****(1) 主要投資対象**

米国の株式

**(2) 投資態度**

ファンドは、主に米国の金融商品取引所で取引されている株式等に投資します。なお、限定された範囲内で、米国外の金融商品取引所に上場されている株式に投資することもできます。

米国等の転換優先株式、オプション、新株引受権証券、ETF等に投資することがあります。

ファンドは、主として中型および大型の企業の株式に投資しますが、小型の株式にも投資をすることがあります。

基軸通貨(米ドル)と表示通貨(日本円)間の為替レートの変動による影響を低減するために、為替ヘッジを行います。

(3)主な投資制限

米国株式への投資割合は、原則として純資産総額の80%以上とします。

流動性の低い資産への投資は、純資産総額の10%を超えないものとします。

ファンドの借り入れ総額は、純資産総額の10%を上限とします。

ノムラ海外債券ファンドF（適格機関投資家専用）

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ海外債券ファンド マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く世界の公社債に実質的に投資し、信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合(日本円除く)インデックス(円ヘッジベース) をベンチマークとします。

「ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合(日本円除く)インデックス(円ヘッジベース)」は、「ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合(日本円除く)インデックス」を委託会社が為替ヘッジコストを考慮して円換算したものです。

ファンドは、「ノムラ海外債券ファンド マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

なお、公社債等に直接投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(2009年5月20日設定)

(C)ファンドの関係法人

| 関係                 | 名称                                                |
|--------------------|---------------------------------------------------|
| 委託会社               | 野村アセットマネジメント株式会社                                  |
| 受託会社               | 野村信託銀行株式会社                                        |
| マザーファンドの<br>投資顧問会社 | ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド<br>ノムラ・グローバル・アルファ・エルエルシー |

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.37%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

## (E)投資方針等

### (1)投資対象

日本を除く世界の公社債(国債、政府保証債、政府機関債、準政府債(州政府債)、国際機関債、社債、モーゲージ証券等)を実質的な主要投資対象とします。

### (2)投資態度

ポートフォリオの構築にあたっては、原則として、投資時点においてBBB-格相当以上の格付(投資適格格付)を有する公社債、または同等の信用度を有すると判断される公社債を組入れることを基本とします。

ポートフォリオのデュレーションは、ベンチマーク±2年程度の範囲内に維持することを基本とします。

ポートフォリオのデュレーションのコントロール等のために債券先物取引等のデリバティブを活用する場合があります。

マザーファンドにおける外貨のエクスポージャーの調整にあたっては、為替予約取引等を利用し、ロング・ポジションとショート・ポジションを構築します。

実質組入外貨建資産については、原則としてマザーファンドの通貨配分の如何に関わらず、マザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行なうことを基本とします。

マザーファンドのベンチマークは、ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合(日本円除く)インデックス(円換算ベース)です。

マザーファンドの運用にあたっては、ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッドおよびノムラ・グローバル・アルファ・エルエルシーに運用の指図に関する権限の一部を委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

### (3)主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

ノムラ - インサイト欧州債券ファンドF（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ - インサイト欧州債券 マザーファンドへの投資を通じて、主として汎欧州通貨建ての公社債に実質的に投資を行ない、インカムゲインの確保と信託財産の成長を目標に運用を行ないます。

ファンドは、ブルームバーグ・バークレイズ・汎欧州総合インデックス(円ヘッジベース) をベンチマークとします。

「ブルームバーグ・バークレイズ・汎欧州総合インデックス(円ヘッジベース)」は、ブルームバーグ・バークレイズ・汎欧州総合インデックス(現地通貨ベース)をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

ファンドは「ノムラインサイト欧州債券 マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限 (2008年5月21日設定)

(C) ファンドの関係法人

| 関係                 | 名称                                |
|--------------------|-----------------------------------|
| 委託会社               | 野村アセットマネジメント株式会社                  |
| 受託会社               | 野村信託銀行株式会社                        |
| マザーファンドの<br>投資顧問会社 | インサイト・インベストメント・マネジメント(グローバル)リミテッド |

**(D)管理報酬等**

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.45%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

**(E)投資方針等****(1)投資対象**

汎欧州通貨建ての公社債を実質的な主要投資対象とします。

**(2)投資態度**

公社債への投資にあたっては、投資環境分析および定量分析等に基づき、国別配分、セクター配分および銘柄選択を行ない、ポートフォリオを構築し、収益の獲得を目指します。

マザーファンドにおいて、投資する公社債は、原則として、投資時点において、投資適格格付(BBB格相当以上の格付)を有する公社債、または同等の信用度を有すると判断される公社債とします。ただし、BBB-相当未満B-相当以上の格付を有する公社債(同等の信用度を有すると判断される公社債を含みます。)については、取得時において信託財産の純資産総額の10%を限度として投資することができます。なお、C格相当以下の格付が付与されている公社債には投資しません。

マザーファンドにおける通貨配分については、為替予約取引等を用いて債券の国別配分とは独立した通貨配分戦略を行なう場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として現地通貨による為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

インサイト・インベストメント・マネジメント(グローバル)リミテッド(Insight Investment Management (Global) Limited)にマザーファンドの海外の公社債等(含む金融商品等)の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (3)主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。 )の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

## ノムラ日本債券オープンF（適格機関投資家専用）

### (A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ日本債券オープン マザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の公社債に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、NOMURA-BPI総合(NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合)をベンチマークとします。

ファンドは、「ノムラ日本債券オープン マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。 )を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

なお、直接公社債等に投資する場合があります。

### (B)信託期間

無期限(2001年8月28日設定)

### (C)ファンドの関係法人

---

| 関係   | 名称               |
|------|------------------|
| 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 野村信託銀行株式会社       |

#### (D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に以下の信託報酬率を乗じて得た額とします。

信託報酬率は、毎年、6月および12月の最終営業日における日本相互証券株式会社の発表する新発10年固定利付国債の利回り(終値)に応じて以下の通りとし、当該最終営業日の翌月の21日以降で、前日が営業日である最初の営業日から適用します。

| 新発10年固定利付国債の利回り | 信託報酬率    |
|-----------------|----------|
| 0.5%未満の場合       | 税抜年0.19% |
| 0.5%以上1%未満の場合   | 税抜年0.25% |
| 1%以上の場合         | 税抜年0.31% |

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

#### (E)投資方針等

##### (1)投資対象

わが国の公社債を実質的な主要投資対象とします。

##### (2)投資態度

公社債への投資にあたっては、マクロ経済分析、投資環境等のファンダメンタルズ分析およびマーケット分析等を行なうと共に、セクター分析や個別発行体の信用リスク分析等に基づき、デューレーション、公社債のセクター(種別・格付別等)配分、個別銘柄選定等をアクティブに決定・変更し、収益の獲得を目指します。先物取引等も適宜活用します。

投資する公社債は、主として、NOMURA -BPI総合の構成銘柄および投資適格格付公社債(投資適格格付(BBB格相当以上、BBB-を含みます。)を有している公社債とし、格付のない場合には委託者が同等の信用度を有すると判断したものを含みます。以下同じ。)とします。なお、投資適格格付公社債以外の公社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とし、原則としてB格相当以上(B-を含みます。)の格付を有しているものに限り投資できるものとします。

ポートフォリオのデュレーションは、原則としてNOMURA-BPI総合のデュレーションの±20%程度の範囲内に維持することを基本とします。  
ただし、投資環境、市況動向、資金動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲を超える場合があります。  
資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

(3)主な投資制限

外貨建資産への投資は行ないません。

デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

ニッセイ国内債券オープンF(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である「ニッセイ国内債券オープン マザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）への投資を通じて、主として国内の公社債等を実質的に投資を行い、NOMURA - B P I 総合を中長期的に上回ることをめざし運用を行います。

ファンドは、NOMURA - B P I 総合をベンチマークとします。

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。なお直接、公社債等に投資を行う場合があります。

(B)信託期間

無期限（2019年4月1日設定）

(C)ファンドの関係法人

| 関係   | 名称                 |
|------|--------------------|
| 委託会社 | ニッセイアセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 三菱UFJ信託銀行株式会社      |

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に以下の信託報酬率を乗じて得た額とします。

信託報酬率は、毎期、当計算期間開始日の前月末における日本相互証券株式会社が発表する新発10年固定利付国債の利回り(終値)に応じ、以下の通りとします。

決算日は、毎年7月20日(休業日の場合は翌営業日)とします。

| 新発10年固定利付国債の利回り(終値) | 信託報酬率    |
|---------------------|----------|
| 0.5%未満 の場合          | 税抜年0.19% |
| 0.5%以上1.0%未満 の場合    | 税抜年0.25% |
| 1.0%以上の場合           | 税抜年0.31% |

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産にかかる監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

国内の公社債を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

主として「ニッセイ国内債券オープン マザーファンド」を通じて、実質的に国内の公社債等に投資を行い、NOMURA - BPI 総合を中長期的に上回ることをめざします。

マザーファンドにおいては、マクロ経済分析、債券市場分析に基づくデュレーション・満期構成比・債券種類別構成比の調整および個別銘柄の信用リスク分析等に基づく銘柄選択によりポートフォリオを構築します。

マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への投資は転換社債の転換および新株予約権の行使による取得に限るものとし、実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。なお、ここでいう新株予約権とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権をいいます。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券(上場投資信託証券等を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

デリバティブ取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

世界債券オープンF（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である世界債券オープンAコース(限定為替ヘッジ) マザーファンドへの投資を通じて、主として日本を含む世界各国の債券に実質的に投資を行ない、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

ファンドは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)（円ヘッジ・ベース)をベンチマークとします。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)は、J.P.Morgan Securities LLCが公表している世界債券の指数です。

ファンドは、「世界債券オープンAコース(限定為替ヘッジ) マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファン  
ド方式で運用します。

(B) 信託期間

無期限(2001年8月28日設定)

(C) ファンドの関係法人

| 関係                            | 名称                                                                                                                                                     |
|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委託会社                          | ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社                                                                                                                            |
| 受託会社                          | 三菱UFJ信託銀行株式会社                                                                                                                                          |
| ファンドおよび<br>マザーファンドの<br>投資顧問会社 | ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル(GSAMロンドン)<br>ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー (GSAMニューヨーク)<br>ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール) ピーティーイー・リミテッド(GSAMシンガポール) |

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.5%を乗じて得た金額とします。なお、ファンドおよびマザーファンドの各投資顧問会社  
が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等  
として信託財産の純資産総額に対して年率0.05%を信託財産から支払います(なお、当該率については、年率0.05%を上限として変更する場合があ  
ります。 )。

(E) 投資方針等

(1)投資対象

日本を含む世界各国の債券を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

中期的なデューレーションを有する世界の高格付けの公社債によって構成されるポートフォリオに重点をおいた、グローバルな投資プログラムを通じて、高いレベルのトータル・リターンをねらいます。世界の債券市場に分散投資することによりリスクの分散を図りますが、金利リスクは継続してとり続けて行きます。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)を委託会社が円ヘッジベースに換算した指数をベンチマークとして運用を行ない、外貨建資産については為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。また、これとは別に為替アクティブ・ポジションを構築し、為替運用からの収益の確保も目指します。ただし、市況動向、資金動向等により委託会社が適切と判断した場合には上記と異なる場合もあります。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーおよびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッドに、債券および通貨の運用に関する権限を委託します。

(3)主な投資制限

外貨建資産への投資については、特に制限を設けません。

株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含む)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

1発行者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とします。

## NPEBバン・ヨーロピアン・ボンド・ファンドFC

### (A)ファンドの特色

ファンドは、主に汎欧州市場の債券へ分散投資することにより、ベンチマークを上回る収益の確保を目指して運用を行ないます。

NPEBバン・ヨーロピアン・ボンド・ファンドFC(「FC」といいます。)は、ブルームバーグ・バークレイズ汎欧州総合インデックス(円ヘッジベース)<sup>1</sup>をベンチマークとします。

1「ブルームバーグ・バークレイズ汎欧州総合インデックス(円ヘッジベース)」は、ブルームバーグ・バークレイズ汎欧州総合インデックス(現地通貨ベース)をもとに、投資顧問会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島契約型外国籍投資信託です。

### (B)信託期間

ファンドの設定日(2015年4月9日)から149年

### (C)ファンドの関係法人

| 関係                 | 名称                               |
|--------------------|----------------------------------|
| 投資顧問会社             | ブラックロック・ジャパン株式会社                 |
| 副投資顧問会社            | ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド |
| 受託会社               | グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー            |
| 管理事務代行会社<br>保管受託銀行 | ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー            |

(D)管理報酬等

管理報酬は純資産総額の0.46%(年率)とします。

上記のほか、ファンドは、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用、外貨建資産の保管などに要する費用等を負担します。

(E)投資方針等

- (1)投資対象
- 汎欧州市場の債券を主要な投資対象とします。
- (2)投資態度
- 主としてベンチマーク指数に含まれる債券に投資します。
- FCの実質外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図ります。
- 現物債への投資に加えて、先物やデリバティブをヘッジ目的に限定せずに、ポジション造成に活用し、投資収益の向上に努めます。
- 資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (3)主な投資制限
- 少なくともファンドの純資産額の50%以上を金融商品取引法で定義される有価証券に投資します。
- 有価証券(現物に限る)の空売りは行いません。
- 株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- 資金の借り入れは、合併等による一時的な場合を除き、ファンド純資産総額の10%以下とします。
- 投資信託証券(除く上場投資信託証券および上場不動産投資信託証券)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (4)収益分配方針
- 毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である「TMA日本債券マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。 )への投資を通じて、主として日本の債券に実質的に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

ファンドは、NOMURA - BPI(総合)をベンチマークとします。

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。なお、内外の債券等に直接投資することがあります。

(B)信託期間

無期限 (2016年10月20日設定)

(C)ファンドの関係法人

| 関係   | 名称                 |
|------|--------------------|
| 委託会社 | 東京海上アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 三菱UFJ信託銀行株式会社      |

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に以下の信託報酬率を乗じて得た額とします。

信託報酬率は、毎計算期末において見直すこととし、各前月末における日本相互証券株式会社の発表する新発10年固定利付国債の利回り(終値)に応じて決定した率を毎計算期末の翌日から適用します。

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 新発10年固定利付国債の利回り | 信託報酬率    |
| 0.5%未満の場合       | 税抜年0.19% |
| 0.5%以上1%未満の場合   | 税抜年0.25% |
| 1%以上の場合         | 税抜年0.31% |

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、投資信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

日本の債券を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度(マザーファンドの投資態度を含みます。)

主として日本の債券を主要投資対象として運用するマザーファンド受益証券に投資します。

NOMURA - BPI(総合)をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目標とします。

マザーファンドのポートフォリオは、イールド選択(金利選択)、スプレッド選択および銘柄選択を付加価値の源泉として構築します。

資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。(ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限ります。)

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

マザーファンド受益証券等を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

LM・米国債券コア・プラスF（適格機関投資家専用）

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるLM・米国債券コア・プラス・マザーファンドへの投資を通じて、主として幅広いセクターの米国ドル建ての公社債に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

ファンドは、ブルームバーグ・バークレイズ米国総合インデックス(円ヘッジベース) をベンチマークとします。

ブルームバーグは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ビーの商標およびサービスマークです。バークレイズは、ライセンスに基づき使用されているバークレイズ・バンク・ビーエルシーの商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ビーおよびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。 )またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。

ファンドは、「LM・米国債券コア・プラス・マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。 )を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B)信託期間

無期限(2006年5月18日設定)

(C)ファンドの関係法人

| 関係   | 名称                       |
|------|--------------------------|
| 委託会社 | レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社             |

|                    |                                                                 |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------|
| マザーファンドの<br>投資顧問会社 | ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー<br>ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------|

#### (D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.42%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

#### (E)投資方針等

##### (1)投資対象

米国ドル建ての公社債を実質的な主要投資対象とします。

##### (2)投資態度

米国ドル建ての高格付の公社債（モーゲージ証券及び資産担保証券を含みます。）及び米国のハイ・イールド社債またはエマージング・マーケット債に分散投資を行います。

原則として信託財産の純資産総額の70%以上を、S & P社、ムーディーズ社、フィッチ・レーティングス社のうち1社以上の格付機関から投資適格（BBB - またはBaa3以上）以上の格付を付与された公社債に投資します。組入れ公社債の格下げにより投資適格債の組入比率が信託財産の純資産総額の70%を下回った場合には、投資適格未満の格付けを付与された公社債への追加投資は行いません。

ポートフォリオ全体の加重平均デュレーションは、ベンチマークの加重平均デュレーションを基準として、デュレーション戦略に基づき一定の範囲内で機動的に変動させます。

長期的観点に基づくバリュエーション（債券価値）志向の投資を行うことを基本とし、複数の投資戦略に分散することで、信託財産の成長を目指します。

米国ドル建て以外の外貨建資産への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の20%以内とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を目指します。

マザーファンドにおいては、外貨建資産のうち、米国ドル建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。米国ドル建て以外の外貨建資産については、当該資産を米国ドルに為替ヘッジを行うことと同等の効果が得られる為替予約を行うことができます。

債券及び金利等の派生商品を効率的運用のため使用します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

運用の指図に関する権限のうち、米国ドル建ての公社債を中心とする有価証券等（派生商品を含みます。）の運用の指図に関する権限をウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシーに、米国ドル以外の通貨建ての公社債を中心とする有価証券等（派生商品を含みます。）及び外国為替の運用の指図に関する権限をウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドに委託します。

(3)主な投資制限

株式(新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券(親投資信託を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

為替予約の利用及びデリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

マニユライフ・日本債券ストラテジック・アクティブ・ファンドF(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるマニユライフ・日本債券ストラテジック・アクティブ・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)への投資を通じて、主としてわが国の公社債に投資し、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

ファンドは、NOMURA―BPI総合(NOMURA・ボンド・パフォーマンス・インデックス総合)を参考指数とします。

ファンドは、マザーファンドを親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、コマーシャル・ペーパーなど短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(2019年4月4日設定)

(C)ファンドの関係法人

| 関係   | 名称                     |
|------|------------------------|
| 委託会社 | マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社           |

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に以下の信託報酬率を乗じて得た額とします。

信託報酬率は、毎年、3月および9月の最終営業日における日本相互証券株式会社の発表する新発10年固定利付国債の利回り(終値)に応じて以下の通りとし、当該最終営業日の翌月の21日以降で、前日が営業日である最初の営業日から適用するものとします。

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 新発10年固定利付国債の利回り | 信託報酬率    |
| 0.5%未満の場合       | 税抜年0.25% |
| 0.5%以上1%未満の場合   | 税抜年0.28% |
| 1%以上の場合         | 税抜年0.31% |

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

## (E)投資方針等

### (1)投資対象

わが国の公社債を実質的な投資対象とします。

### (2)投資態度

マザーファンド受益証券を主たる投資対象とします。

NOMURA—BPI総合を参考指数として、ユーロ円債を含む円建て公社債のうち、主として投資適格債券に実質的に投資することによって、中長期的に同指標を上回る運用を目指します。

マザーファンドの受益証券の組入比率は原則として高位を保ちます。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。

### (3)主な投資制限

債券への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等の直接利用は行いません。

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除く）への投資は行いません。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

同一銘柄の株式、転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

信用取引、空売り、有価証券の借入れは行いません。

## ウエリントン・海外債券ファンド（ケイマン）F

### (A)ファンドの特色

ファンドは、世界に分散した債券ポートフォリオへ投資することにより、ベンチマーク指数を上回る収益の確保を目指して運用を行います。

ファンドは、ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合（日本円および中国人民元除く）インデックスの円ヘッジ指数をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

### (B)信託期間

信託約款の日付(2009年3月24日)から149年間

### (C)ファンドの関係法人

| 関係            | 名称                               |
|---------------|----------------------------------|
| 投資顧問会社        | ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー      |
| 受託会社、管理事務代行会社 | ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッド |
| 保管受託銀行        | ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー    |

(D)管理報酬等

(1)投資顧問報酬および成功報酬

投資顧問会社は、投資顧問報酬として1年の日々のファンドの純資産総額の平均額の実質年率0.30%の金額を、ファンドから一年毎、ファンド決算日に受領します。

投資顧問会社は、成功報酬として、以下に規定する金額をファンドから年一回受領します。

- ・成功報酬はファンドの各会計年度(1月1日から12月31日)における成功報酬控除前基準価額(分配金込み)の収益率が、同期間の指数の収益率を上回っている場合、当該超過分の20%に相当する額を成功報酬としてファンドから受領します。
- ・成功報酬の払い出しは、ファンドの会計年度の末日(12月31日)にのみ行われます。
- ・各会計年度の最終成功報酬控除前基準価額(分配金込み)、ならびに同日の指数を、翌会計年度の成功報酬計算のための新たな基準とします。尚、ハイウォーターマークや前年度からのパフォーマンス繰越などの方式は採用されていません。

(2)受託報酬

受託会社は受託報酬として年額1万8,000米ドルを等分し、毎月ファンドから受領します。

(3)保管報酬等

保管受託銀行は、ファンドの保管にかかる諸費用をファンドから受領しますが、当該費用は、投資対象市場及び証券、取引の頻度や量によって変動します。

管理事務代行会社は、ファンドの管理事務にかかる諸費用をファンドから受領しますが、当該費用はファンドの純資産総額に比例して変動する部分(年率0.0110%以内)と固定の部分とによって構成されます。主な固定費用としては、財務諸表作成費用(年額1,500米ドル)、受益者口座管理費用(一口座当たり年額12米ドル、1ファンド当たり年間最低1,000米ドル)があります。

(4)その他

- ・ファンドは、監査人の費用、法律関係の費用、取引費用、その他ファンドに係る費用を負担します。
- ・ファンドの設立に係る費用は、ファンドが負担し、1年間を超えない期間にわたり償却します。

(E)投資方針等

(1)投資対象

世界各国の発行体が発行する債券および先進諸国上場国債先物に主に投資を行います。

(2)投資態度

主としてベンチマーク指数に含まれる債券に投資します。なお、指数に含まれない政府・政府関連機関、国際機関の発行する債券、モーゲージ担保証券、社債、アセットバック証券、その他の債券、ならびに短期金融資産等に投資することがあります。

国債先物の他、短期金利先物等、その他上場・店頭デリバティブを組み入れることがあります。

ファンドの投資目標の達成のために、上記のデリバティブのショート・ポジションを単独で保有することがあります。

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ります。

(3)主な投資制限

株式への直接投資は行いません。株式への投資は、転換社債を転換したもの等に限る、株式への実質投資割合はファンド純資産総額の5%以下とします。

少なくともファンド資産総額の50%以上を社債、国債・地方政府債、モーゲージ担保証券およびその他のアセットバック証券、CPIに投資します。

個別有価証券（現物に限る）の空売りは行ないません。ただし、デリバティブ取引およびデリバティブ取引と類似のエクスポージャーを提供するために投資運用会社が企図する特定の取引についてはこの限りではありません。

資金の借り入れは、証券の決済および受益者の換金に対応するための一時的なものに限って行ないます。

ファンドは、時価の取得が困難な証券に投資を行なう場合、評価の透明性を確保する方法を規定しています。

未上場で常時換金可能ではない集団投資スキームへの投資は、ファンド純資産総額の5%以下とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

## ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国債券FC

### (A)ファンドの特色

ファンドは、米ドル建ての公社債（以下、「米国債券」といいます。）を主要投資対象とし、安定的なインカムゲインの確保と信託財産の成長を目標に運用を行うことを基本とします。

投資顧問会社が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、米国債券の運用を行なう運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国債券FC（「FC」といいます。）は、ブルームバーグ・バークレイズ・米国総合インデックス（円ヘッジベース）をベンチマークとします。ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

「ブルームバーグ・バークレイズ・米国総合インデックス（円ヘッジベース）」はブルームバーグ・バークレイズ・米国総合インデックス（米ドルベース）をもとに、投資顧問会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

**(B) 信託期間**

無期限 (2011年10月6日設定)

**(C) ファンドの関係法人**

| 関係                 | 名称                    |
|--------------------|-----------------------|
| 投資顧問会社             | 野村アセットマネジメント株式会社      |
| 受託会社               | グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー |
| 保管受託銀行<br>管理事務代行会社 | ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー |

**副投資顧問会社**

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行ないます。

|                                |
|--------------------------------|
| 名称                             |
| Wells Capital Management, Inc. |

**(D) 管理報酬等**

信託報酬は純資産総額の0.35% (年率) とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1口につき純資産価格の0.1%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5年を超えない期間にわたり償却します。

**(E) 投資方針等**

(1)投資対象

米ドル建ての公社債を主要投資対象とします。

(2)投資態度

米ドル建ての公社債(以下、「米国債券」といいます。)を主要投資対象とし、安定的なインカムゲインの確保と信託財産の成長を目標に運用を行うことを目指します。

投資顧問会社が、米国債券の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。

副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、米国債券の運用において優れていると判断した運用会社を選定します(選定する運用会社は複数になる場合があります)。

投資顧問会社は選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。

外貨建資産については、原則としてブルームバーグ・バークレイズ・米国総合インデックス(円換算ベース)の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行うことを基本とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権を行使したものならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合はファンドの純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(4)収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

## シュローダー・グローバルボンド・ファンドFC

### (A)ファンドの特色

ファンドは、主に日本を除く先進国の公社債に分散して投資することにより、ベンチマーク指数を上回る収益の獲得を目指して運用を行います。

シュローダー・グローバルボンド・ファンドFCは、ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合(除く日本)インデックス(円ヘッジベース)をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

**(B)信託期間**

無期限(2015年4月9日設定)

**(C)ファンドの関係法人**

| 関係                 | 名称                            |
|--------------------|-------------------------------|
| 投資顧問会社             | シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社    |
| 副投資顧問会社            | シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド |
| 受託会社               | グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー         |
| 保管受託銀行<br>管理事務代行会社 | ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー         |

**(D)管理報酬等**

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額の0.51%(年率)以内とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息等を負担する場合があります。

(E)投資方針等

(1)投資対象

日本を除く先進国の公社債を主要投資対象とします。

(2)投資態度

日本を除く先進国の公社債へ分散して投資することにより、ベンチマーク指数を上回る収益の獲得を目指して運用を行います。  
運用にあたっては主に日本を除く先進国の政府系機関および企業が発行する現地通貨建て債券、ならびにモーゲージ関連証券および資産担保証券を含むその他の固定利付証券および変動利付証券に投資します。  
効率的な運用を行う目的としてデリバティブ商品を組み入れることがあります。  
外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替リスクの低減を図ることを基本とします。  
資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

S&P社もしくはムーディーズ社による格付けがBBB-/Baa3未満の債券への投資比率は20%以内とします。  
有価証券の空売りは行いません。  
デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。  
少なくともファンドの純資産総額の50%以上を主に日本を除く先進国の政府系機関および企業が発行する現地通貨建て債券、ならびにモーゲージ関連証券および資産担保証券を含むその他の固定利付証券および変動利付証券などの有価証券に投資します。

(4)収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

PGIMグローバル・コア・ボンド・ファンド（除く日本）（為替ヘッジあり・毎月分配）<sup>\*</sup>

<sup>\*</sup>FCに該当(以下「FC」と記載)

(A)ファンドの特色

主として世界の投資適格の公社債に投資し、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。  
PGIMグローバル・コア・ボンド・ファンド(除く日本)(以下、ファンド)は、ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合インデックス(除く日本円、円換算ベース)をベンチマークとします。  
ファンドは、円建てオープン・エンド型のケイマン籍外国投資信託です。

(B)信託期間

2017年11月10日から149年間（ファンドの設定日は2018年3月15日）

(C)ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|----|----|
|----|----|

|                    |                       |
|--------------------|-----------------------|
| 投資顧問会社             | PGIMインク               |
| 受託会社               | オジエ・グローバル(ケイマン)リミテッド  |
| 保管受託銀行<br>管理事務代行会社 | ブラウン・ブラザーズ・ハリマン & Co. |

**(D)管理報酬等**

管理報酬は純資産総額に対し年率0.30%以内の率を乗じて得た額とします。

その他に、ファンド設立に係る費用やファンドの事務処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます）は、ファンドより実費にて支払われます。また、有価証券売買時の売買委託手数料等取引に要する費用、ファンド資産およびその収益に関する租税等もファンドの負担となります。

**(E)投資方針等****(1)投資対象**

世界の投資適格の公社債を主要投資対象とします。

**(2)投資態度**

主として世界の投資適格の公社債に投資し、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

世界各国の公社債、金利、通貨、デリバティブに広く分散投資します。

非投資適格債を含めベンチマークに含まれない公社債にも投資します。

FCの実質組入れ外貨建て資産については、ブルームバーグ・パークレイズ・グローバル総合インデックス(除く日本円、円ヘッジベース)を参照のうえ対円で為替ヘッジを行うことを基本とします。

**(3)主な投資制限**

資金の借入はファンドの純資産総額の10%を上限とします。

同一発行体が発行する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーは、一般社団法人投資信託協会規則に定める範囲内とします。

株式、現物商品、及び株式や現物商品に関するデリバティブへの直接投資は行いません。

**(4)収益分配方針**

毎月、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

**ガルシア・ハミルトン米国クオリティ債券ファンドFC**

**(A) ファンドの特色**

ファンドは、米ドル建ての投資適格債(BBB-またはBaa3以上)を主要投資対象とし、ベンチマーク指数を上回る収益の獲得を目指して運用を行ないます。

ガルシア・ハミルトン米国クオリティ債券ファンドFC(「FC」といいます。)は、ブルームバーグ・バークレイズ・米国総合インデックス(円ヘッジベース)をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島契約型外国籍投資信託です。

**(B) 信託期間**

ファンドの設定日(2017年4月12日)から149年

**(C) ファンドの関係法人**

| 関係                 | 名称                          |
|--------------------|-----------------------------|
| 投資顧問会社             | ガルシア・ハミルトン・アンド・アソシエイツ・エル・ピー |
| 受託会社               | グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー       |
| 保管受託銀行<br>管理事務代行会社 | ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー       |

**(D) 管理報酬等**

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額の0.35%(年率)とします。

上記の他、ファンドは、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用、借入金の利息等を負担します。

**(E)投資方針等****(1)投資対象**

米ドル建ての投資適格債(BBB-またはBaa3以上)を主要な投資対象とします。

**(2)投資態度**

主として米ドル建ての投資適格債(BBB-またはBaa3以上)に分散投資することにより、ベンチマーク指数を上回る収益の獲得を目指して運用を行ないます。

運用にあたっては主に高格付の米国の国債、政府機関債、政府系モーゲージ担保証券、投資適格格付の社債等に投資をします。原則として、米ドル建て以外の証券や投資適格未満の債券には投資せず、デリバティブやレバレッジは利用しません。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替リスクの低減を図ることを基本とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

**(3)主な投資制限**

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

S&P社もしくはムーディーズ社による格付けがBBB-/Baa3未満の債券への投資比率は20%以内とします。

有価証券の空売りは行ないません。

デリバティブは利用しません。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

**(4)収益分配方針**

毎月、受託会社の判断により、分配を行なう方針です。ただし、必ず分配を行なうものではありません。

**■ベンチマークについて■**

東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所(以下「(株)東京証券取引所」という。)の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有しています。(株)東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止、またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行なう権利を有しています。

MSCI-KOKUSAI指数、MSCI ヨーロッパ インデックス、MSCIパシフィック・フリー・インデックス(日本を除く)は、MSCIが開発した指数で、当該指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

S&P500株価指数(S&P500種株価指数)は、スタンダード&プアーズが公表している株価指数で、米国の主要500社によって構成されています。当該指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利はスタンダード&プアーズ ファイナンシャル サービス シーズ エル エル シーに帰属しております。

ブルームバーグは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーの商標およびサービスマークです。パークレイズは、ライセンスに基づき使用されているパークレイズ・バンク・ピーエルシーの商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・パークレイズ・インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。

NOMURA-BPI総合は野村證券株式会社が公表している公社債の指数で、当該指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しております。また、野村證券株式会社は、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)は、J.P.Morgan Securities LLCが公表している世界債券の指数です。

Russell/Nomura Small Capインデックスはラッセル・インベストメントと野村證券株式会社が作成している株式の指数で、当該指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利はラッセル・インベストメントと野村證券株式会社に帰属しております。また、ラッセル・インベストメントと野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

## ■ 指定投資信託証券の委託会社等について ■

指定投資信託証券の委託会社等の沿革は、以下の通りです。

### 野村アセットマネジメント株式会社

|             |                                                   |
|-------------|---------------------------------------------------|
| 1959年12月 1日 | 野村證券投資信託委託株式会社として設立                               |
| 1997年10月 1日 | 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更 |
| 2000年11月 1日 | 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更                            |

### 東京海上アセットマネジメント株式会社

|          |                                                                                 |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 1985年12月 | 東京海上グループ(現:東京海上日動グループ)等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金2億円で設立 |
| 1987年2月  | 投資顧問業者として登録                                                                     |

|          |                                                |
|----------|------------------------------------------------|
| 同年6月     | 投資一任業務認可取得                                     |
| 1991年4月  | 国内および海外年金の運用受託を開始                              |
| 1998年5月  | 東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得 |
| 2007年9月  | 金融商品取引業者として登録                                  |
| 2014年4月  | 東京海上アセットマネジメント株式会社に社名変更                        |
| 2016年10月 | 東京海上アセットマネジメント株式会社と東京海上不動産投資顧問株式会社が合併          |

## キャピタル・インターナショナル株式会社

|         |                                                  |
|---------|--------------------------------------------------|
| 1986年3月 | キャピタル・インターナショナル株式会社設立                            |
| 1987年3月 | 投資顧問業の登録                                         |
| 同年9月    | 投資一任業務の認可取得                                      |
| 2006年2月 | 投資信託委託業務の認可取得                                    |
| 2007年9月 | 金融商品取引業登録                                        |
| 2008年7月 | キャピタル・インターナショナル・リサーチ・インコーポレイテッドから、同社東京支店における事業譲受 |

## アムンディ・ジャパン株式会社

|             |                                                       |
|-------------|-------------------------------------------------------|
| 1971年11月22日 | 山一投資カウンセリング株式会社設立                                     |
| 1980年 1月 4日 | 山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更                      |
| 1998年 1月28日 | ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社(現アムンディ・ジャパンホールディング株式会社)が主要株主となる    |
| 1998年 4月 1日 | 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更                 |
| 1998年11月30日 | 証券投資信託委託会社の免許取得                                       |
| 2004年 8月 1日 | りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント株式会社へ社名変更 |
| 2007年 9月30日 | 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う                  |
| 2010年 7月1日  | クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更     |

## シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

|             |                                                                 |
|-------------|-----------------------------------------------------------------|
| 1985年12月10日 | 株式会社シュローダー・インベストメント・マネージメント設立                                   |
| 1991年12月20日 | シュローダー投信株式会社設立                                                  |
| 1997年4月1日   | シュローダー投信株式会社と株式会社シュローダー・インベストメント・マネージメントが合併し、シュローダー投信投資顧問株式会社設立 |
| 2007年4月3日   | シュローダー証券投信投資顧問株式会社に商号を変更                                        |
| 2012年6月29日  | シュローダー・インベストメント・マネージメント株式会社に商号を変更                               |

## ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

|           |                                                                                                    |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1996年2月6日 | 会社設立                                                                                               |
| 2002年4月1日 | ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に变更 |

## MFSインベストメント・マネジメント株式会社

|             |                                           |
|-------------|-------------------------------------------|
| 1998年5月12日  | マサチューセッツ・インベストメント・マネジメント株式会社設立            |
| 1998年6月30日  | 投資顧問業の登録                                  |
| 1999年2月18日  | 投資一任契約に係る業務の認可                            |
| 1999年12月9日  | 証券投資信託委託業の認可                              |
| 2000年 8月 1日 | エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社に商号変更           |
| 2007年 9月30日 | 金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業（投資助言・代理業、投資運用業）のみなし登録 |
| 2011年 6月22日 | MFSインベストメント・マネジメント株式会社に商号変更               |

## レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

|             |                                                     |
|-------------|-----------------------------------------------------|
| 1998年4月28日  | 会社設立                                                |
| 1998年6月16日  | 証券投資信託委託会社免許取得                                      |
| 1998年11月30日 | 投資顧問業登録                                             |
| 1999年6月24日  | 投資一任契約に係る業務の認可取得                                    |
| 1999年10月1日  | スミス バーニー投資顧問株式会社と合併「エスエスピーシティ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更 |
| 2001年4月1日   | 「シティグループ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更                      |
| 2006年1月1日   | 「レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更                      |
| 2007年9月30日  | 金融商品取引業登録                                           |

**三井住友DSアセットマネジメント株式会社**

|            |                                                                                                      |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1985年7月15日 | 三生投資顧問株式会社設立                                                                                         |
| 1987年2月20日 | 証券投資顧問業の登録                                                                                           |
| 1987年6月10日 | 投資一任契約にかかる業務の認可                                                                                      |
| 1999年1月1日  | 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合                                                                               |
| 1999年2月5日  | 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更                                                             |
| 2000年1月27日 | 証券投資信託委託業の認可取得                                                                                       |
| 2002年12月1日 | 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更 |
| 2013年4月1日  | トヨタアセットマネジメント株式会社と合併                                                                                 |
| 2019年4月1日  | 大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友DSアセットマネジメント株式会社に商号変更                                                         |

**スパークス・アセット・マネジメント株式会社**

|          |                                                                                                                 |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2006年4月  | 持株会社への移行に伴い、スパークス・アセット・マネジメント投信株式会社の子会社として、スパークス分割準備株式会社を設立                                                     |
| 2006年10月 | 商号をスパークス・アセット・マネジメント株式会社に変更<br>投資顧問業及び投資一任契約に係る業務並びに投資信託委託業をスパークス・アセット・マネジメント投信株式会社(現スパークス・グループ株式会社)より会社分割により承継 |
| 2007年9月  | 金融商品取引業者として登録<br>登録番号:関東財務局長(金商)第346号                                                                           |
| 2010年7月  | スパークス証券株式会社との合併に伴い、第一種金融商品取引業務を開始                                                                               |

**損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社**

|             |                                                 |
|-------------|-------------------------------------------------|
| 1986年 2月25日 | 安田火災投資顧問株式会社設立                                  |
| 1987年 2月20日 | 投資顧問業の登録                                        |
| 1987年 9月9日  | 投資一任業務の認可取得                                     |
| 1991年 6月1日  | プリンソン・パートナーズ投資顧問株式会社と合併し、安田火災プリンソン投資顧問株式会社に商号変更 |
| 1998年 1月1日  | 安田火災グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更                  |
| 1998年 3月3日  | 安田火災グローバル投信投資顧問株式会社に商号変更                        |

|              |                                                      |
|--------------|------------------------------------------------------|
| 1998年 3月31日  | 証券投資信託委託業の免許取得                                       |
| 2002年 7月1日   | 損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社に商号変更                           |
| 2007年 9月30日  | 金融商品取引業者として登録                                        |
| 2010年 10月 1日 | ゼスト・アセットマネジメント株式会社と合併し、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社に商号変更 |

## イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

|             |                                                      |
|-------------|------------------------------------------------------|
| 1999年12月1日  | ピーピーエム投信投資顧問株式会社設立                                   |
| 2000年1月24日  | 投資顧問業の登録                                             |
| 2000年5月18日  | 投資一任業務、証券投資信託委託業の認可を取得                               |
| 2002年1月1日   | ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社へ商号変更                          |
| 2007年9月30日  | 金融商品取引法施行による金融商品取引業（投資助言・代理業、投資運用業、第二種金融商品取引業）のみなし登録 |
| 2010年12月20日 | P C Aアセット・マネジメント株式会社へ商号変更                            |
| 2012年2月14日  | イーストスプリング・インベストメンツ株式会社へ商号変更                          |

## ニッセイアセットマネジメント株式会社

|           |                                                                                           |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1985年7月1日 | ニッセイ・ビーオーティー投資顧問株式会社(後のニッセイ投資顧問株式会社)が設立され、投資顧問業務を開始                                       |
| 1995年4月4日 | ニッセイ投信株式会社が設立され、同年4月27日、証券投資信託委託業務を開始                                                     |
| 1998年7月1日 | ニッセイ投信株式会社(存続会社)とニッセイ投資顧問株式会社(消滅会社)が合併し、ニッセイアセットマネジメント投信株式会社として投資一任業務ならびに証券投資信託委託業務の併営を開始 |
| 2000年5月8日 | 定款を変更し商号をニッセイアセットマネジメント株式会社に変更                                                            |

## マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社

|                                        |                                            |
|----------------------------------------|--------------------------------------------|
| 2004年4月 8日                             | 会社設立                                       |
| 2005年10月7日                             | 社団法人日本投資顧問業協会 加入                           |
| 2007年9月30日                             | 投資運用業、投資助言・代理業登録                           |
| 2016年4月28日                             | 第二種金融商品取引業登録                               |
| 2016年7月 1日                             | マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社と合併、一般社団法人投資信託協会加入 |
| 2017年10月2日                             | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会加入                       |
| 2012年7月2日付けで一般社団法人日本投資顧問業協会に変更になっています。 |                                            |

**ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社**

|            |                                              |
|------------|----------------------------------------------|
| 1982年8月4日  | ロウ・プライス - フレミング・インターナショナルが駐在員事務所(リサーチ)を東京に開設 |
| 2003年3月20日 | T. ロウ・プライス・グローバル投資顧問 東京支店開設、投資助言登録           |
| 2011年1月1日  | T. ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド 東京支店に社名変更         |
| 2017年3月1日  | ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド 東京支店に商号変更        |
| 2018年4月1日  | ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社(日本法人)へ事業譲渡、営業開始         |

**アセットマネジメントOne株式会社**

|            |                                                                                               |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1985年7月1日  | 会社設立                                                                                          |
| 1998年3月31日 | 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得                                                                 |
| 1998年12月1日 | 証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可                                                                  |
| 1999年10月1日 | 第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。 |
| 2008年1月1日  | 「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「DIA Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更                                          |
| 2016年10月1日 | DIA Mアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社(資産運用部門)が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更    |

**ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッド**

|         |                                       |
|---------|---------------------------------------|
| 1985年6月 | ステート・ストリート・キャピタル・マーケッツ・リミテッド設立        |
| 1990年2月 | ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッドに社名変更 |

**グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー**

|       |      |
|-------|------|
| 1998年 | 会社設立 |
|-------|------|

**オジェ・グローバル(ケイマン)リミテッド**

|            |                        |
|------------|------------------------|
| 2014年1月23日 | オジェ・サービスズ(ケイマン)リミテッド設立 |
| 2014年11月5日 | オーエス・ケイマン・リミテッドに社名変更   |

2017年5月9日                      オジエ・グローバル(ケイマン)リミテッドに社名変更

**ジュピター・ユニット・トラスト・マネージャーズ・リミテッド**

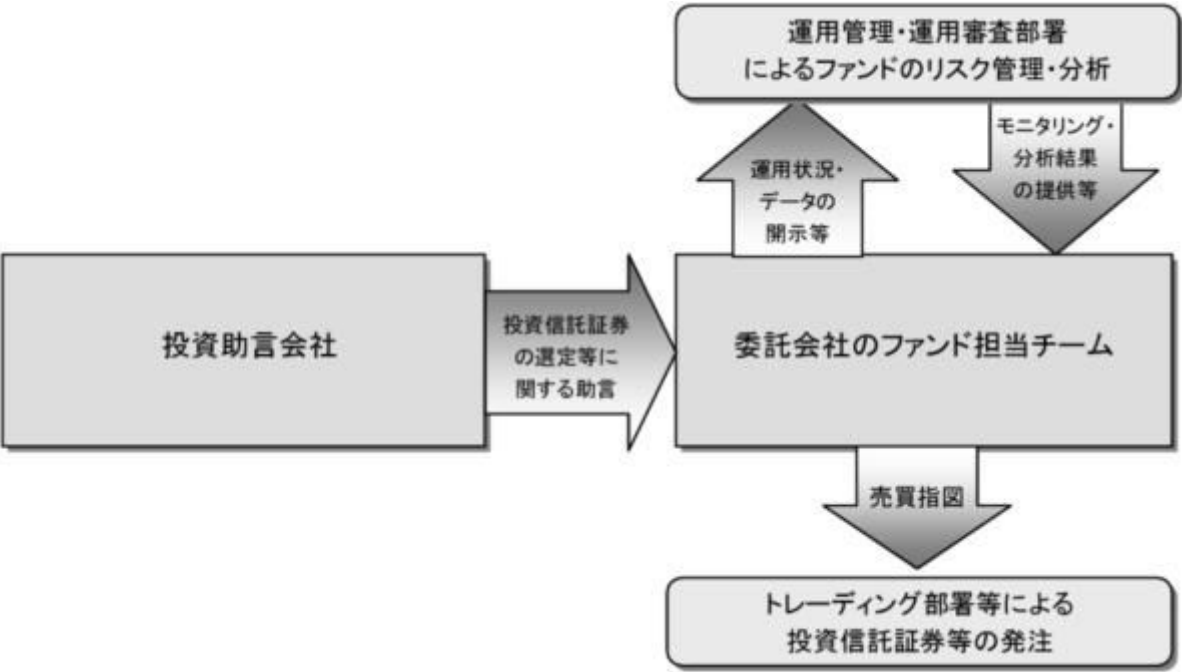
1986年4月11日                      会社設立

**アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル**

1990年7月31日                      アライアンス・キャピタル(ルクセンブルグ)エス・エイを設立  
2006年7月31日                      社名を「アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ」に変更  
2011年4月11日                      会社形態を株式会社から非公開有限責任会社に変更し、社名を「アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル」に変更

（３）【運用体制】

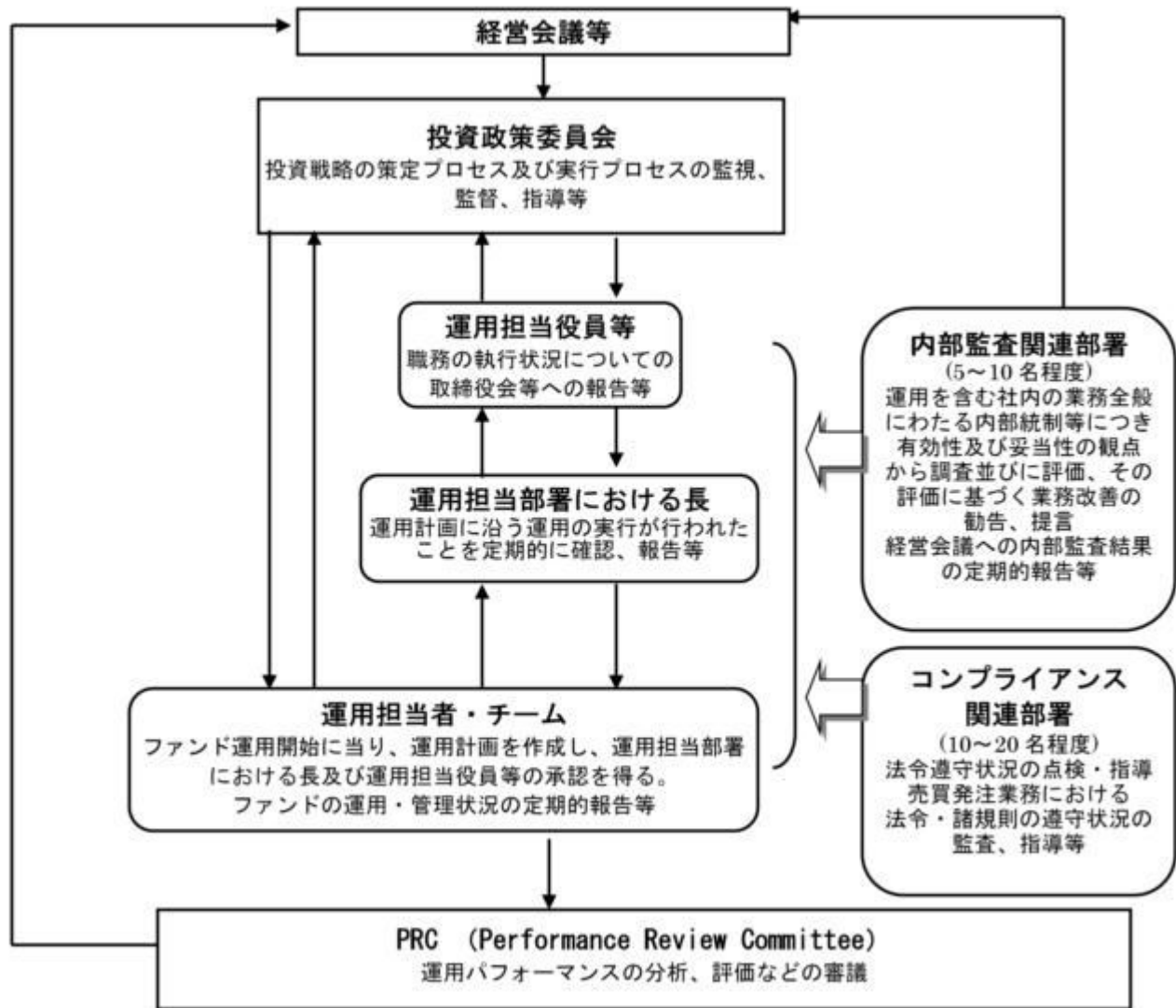
ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りで

す。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受

け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

#### （４）【分配方針】

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

利子・配当収入とは、配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

\* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

#### ファンドの決算日

原則として毎年8月29日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

#### 分配金のお支払い

分配金は無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記

録されます。

（５）【投資制限】

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 ２ 運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への直接投資は行ないません。

株式への投資割合(運用の基本方針 ２ 運用方法 (3)投資制限)

株式への直接投資は行ないません。

デリバティブの使用(運用の基本方針 ２ 運用方法 (3)投資制限)

デリバティブの直接利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）

の実質的な利用は行ないません。

投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 ２ 運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 ２ 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%未満とします。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

公社債の借入れ(約款第22条)

( )委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。

なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

( )上記( )の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

( )信託財産の一部解約等の事由により、上記( )の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社

債の一部を返還するための指図をするものとします。

( ) 上記( )の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ(約款第30条)

( ) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

( ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

( ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

( ) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

### 3【投資リスク】

#### 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

#### [株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

#### [債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

#### [為替変動リスク]

ファンドが投資対象とする投資信託証券のうち世界の株式・債券に実質的に投資する投資信託証券は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とするもの、または原則として実質組入外貨建資産の通貨配分の如何に関わらず、当該投資信託証券または当該投資信託証券が組入れるマザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行なうことを基本とするもの等に限りますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

一部の通貨においては為替ヘッジの手段がない等の理由から為替ヘッジを行わない場合や、一部の投資信託証券においては実際のポートフォリオの通貨配分と対円での為替ヘッジの通貨配分が異なる場合があります、それらの場合は為替変動の影響を直接的に受けることになります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

#### その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

ファンドのベンチマークは、市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。

ファンドが投資する投資信託証券が投資対象とする各マザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

ファンドは、投資対象とする投資信託証券への投資を通じて実質的に投資する資産クラス別の比率が、投資方針に記載の資産クラス別の基準配分比率（純資産に対する比率）となるよう意識して投資信託証券への配分を行ないますが、常時、基準配分比率近辺に維持されていることを保証するものではありません。また、ファンドは将来的に、基準配分比率を変更する場合があります。

店頭デリバティブ取引等の金融取引に関して、国際的に規制の強化が行なわれており、ファンドが実質的に活用する当該金融取引が当該規制強化等の影響をうけ、当該金融取引を行なうための担保として現金等を提供する必要がある場合があります。その場合、追加的に現金等を保有するため、ファンドの実質的な主要投資対象の組入比率が下がり、高位に組入れた場合に期待される投資効果が得られないことが想定されます。また、その結果として、実質的な主要投資対象を高位に組入れた場合と比べてファンドのパフォーマンスが悪化する場合があります。

ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

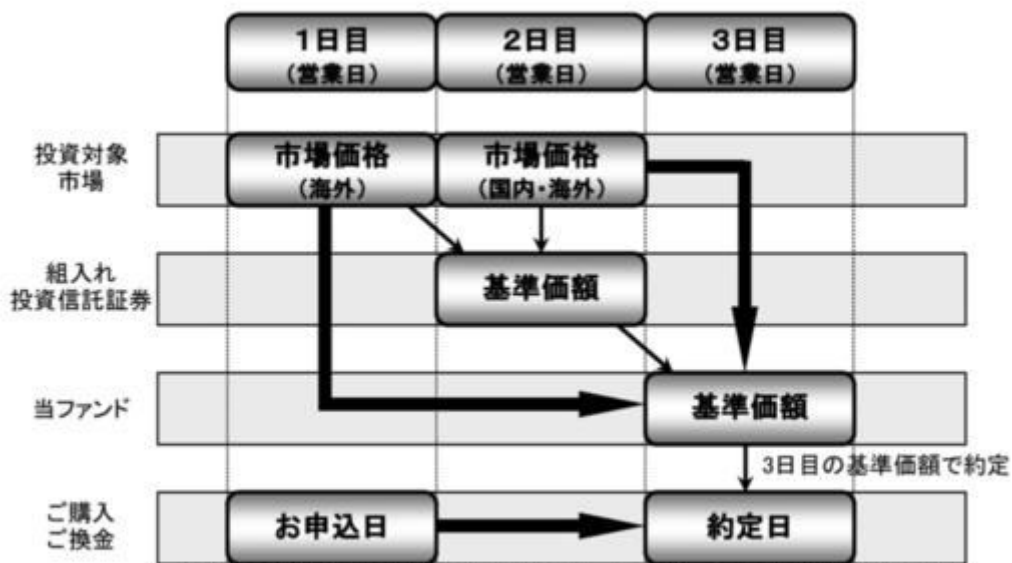
分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

ファンドが投資対象とする投資信託証券の販売会社は、一部の外国籍投資信託証券を除き、委託会社（運用の権限委託先を含みます。）の利害関係人等（当該委託会社の総株主の議決権の過半数を所有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有するものとして政令で定めるものをいいます。）で

ある野村信託銀行株式会社またはノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーとなっております。したがって、ファンドにおいて、委託会社（運用の権限委託先を含みます。）が当該投資信託証券の買付けまたは売付けを受託会社に指図する場合、当該買付けまたは売付けの発注は当該利害関係人等に対して行なわれます。なお、ファンドが投資対象とする全ての指定投資信託証券の申込手数料は無手数料となっております。

ファンドの基準価額は、原則として組入投資信託証券の前営業日の基準価額をもって毎営業日計算されます。したがって、ファンドの基準価額において、組入投資信託証券の投資対象資産等の値動きは、下図の通り一般的な投資信託における場合と比較して1営業日遅れて反映される場合がありますので、ご注意ください。

＜基準価額の算出イメージ図＞



約定日(3日目)の基準価額(約定価額)は、原則として、海外市場は組入投資信託証券によってお申込日(1日目)またはお申込日の翌営業日(2日目)、国内市場はお申込日の翌営業日(2日目)の市場価格を反映したものです。  
 なお、国内外の祝日等は考慮しておりません。

## 委託会社におけるリスクマネジメント体制

### リスク管理関連の委員会

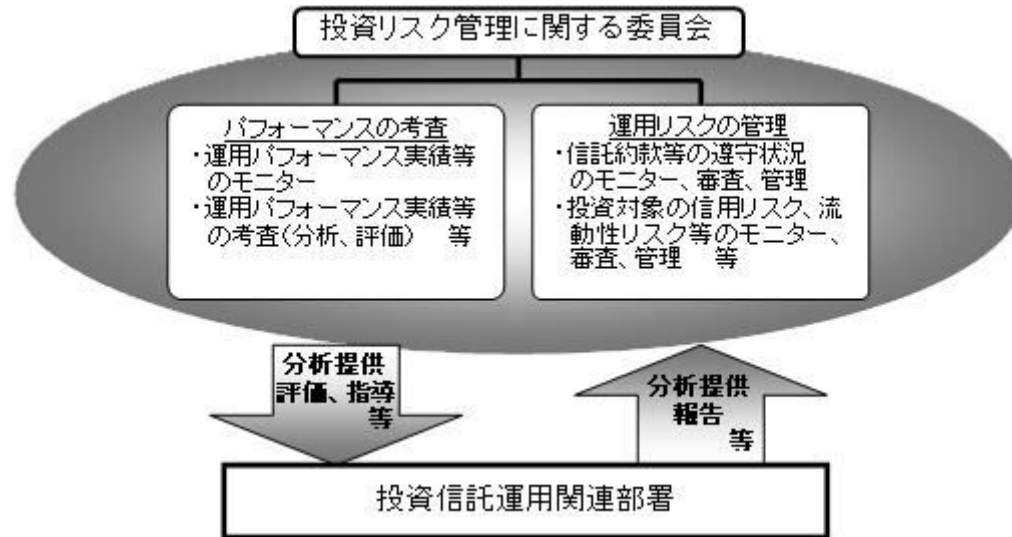
#### パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

#### 運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

### リスク管理体制図

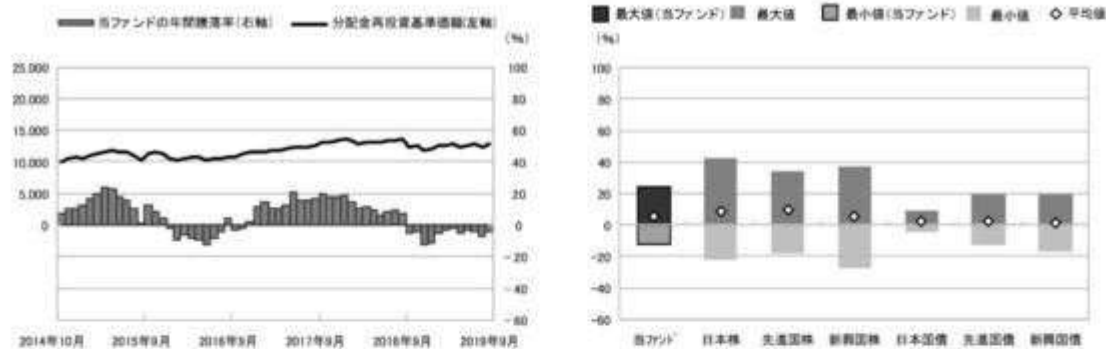


投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

## リスクの定量的比較

（2014年10月末～2019年9月末：月次）

〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉 〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉



- ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2014年10月末を10,000として指数化しております。
- ※年間騰落率は、2014年10月から2019年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- ※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ※2014年10月から2019年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- ※決算日に対応した数値とは異なります。
- ※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

### ＜代表的な資産クラスの指数＞

- 日本株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

### ■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、株式会社東京証券取引所(東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所に所有されています。なお、本商品は、東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに關し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが所有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてはここに提供さ99/158は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や損益を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスは法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社(以下、JPM)がその完全性や正

#### 4【手数料等及び税金】

##### （１）【申込手数料】

申込手数料はありません。

##### （２）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

##### （３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.605%（税抜年0.55%）の率を乗じて得た額とし、その配分については純資産総額の残高に応じて次の通り（税抜）とします。

| < 純資産総額 >  | < 委託会社 > | < 販売会社 > | < 受託会社 > |
|------------|----------|----------|----------|
| 500億円以下の部分 | 年0.27%   | 年0.25%   | 年0.03%   |
| 500億円超の部分  | 年0.28%   | 年0.25%   | 年0.02%   |

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

この他にファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。

国内籍投資信託の場合、監査費用等の費用も別途かかります。また、外国籍投資信託の場合、ファンドによっては、受託会社、保管受託銀行、管理事務代行会社の報酬、設立費用、監査費用等の費用も別途かかる場合、報酬額等に年間の最低金額が定められている場合があります。

なお、いずれも申込手数料はかかりません。

ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等の詳細については「（参考）指定投資信託証券について」をご覧ください。

なお、ファンドの信託報酬にファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬（成功報酬を除く）を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率（成功報酬を除く）について試算した概算値は以下の通りです。

ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

| 実質的な信託報酬率（税込・年率）の概算値 |
|----------------------|
| 1.30% ± 0.15%程度      |

ファンドが投資対象とする投資信託証券には、信託報酬に成功報酬制を採用しているものがあり、これらの投資信託証券については、運用実績により成功報酬額も負担することになります。成功報酬を含む信託報酬等の詳細は「(参考)指定投資信託証券について」をご覧ください。

上記の実質的な信託報酬率の概算値は、2019年11月20日現在のものであり、指定投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。

支払先の役務の内容

| ＜委託会社＞                                     | ＜販売会社＞                                 | ＜受託会社＞                      |
|--------------------------------------------|----------------------------------------|-----------------------------|
| ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等 | 口座内でのファンドの管理および事務手続き、購入後の情報提供、各種書類の送付等 | ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等 |

（４）【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額は信託財産から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

＊これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

#### （５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税、復興特別所得税および地方税がかかりません。

なお、上記以外の受益者(法人)の場合の課税の取扱いは下記の通りです。

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額について

は、15.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%)の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

#### ■ 個別元本について ■

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

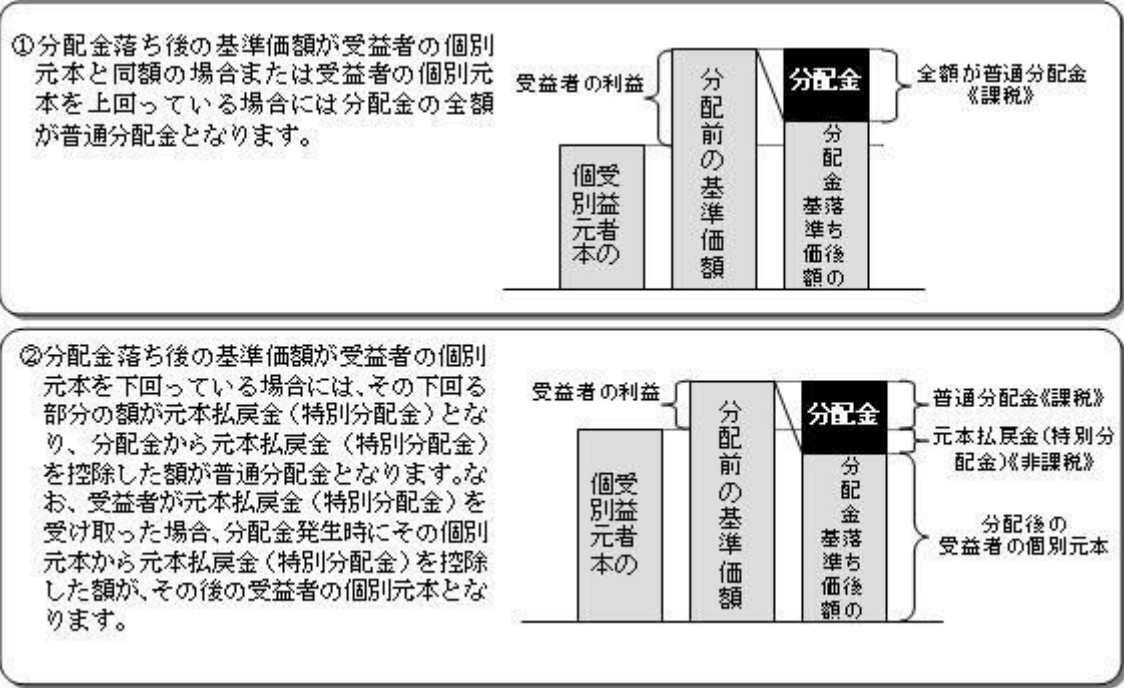
#### ■ 換金（解約）時および償還時の課税について ■

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

# ■ 分配金の課税について ■

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（2019年9月末現在）が変更になる場合があります。

## 5【運用状況】

以下は2019年9月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

| 資産の種類              | 国／地域    | 時価合計（円）        | 投資比率（％） |
|--------------------|---------|----------------|---------|
| 投資信託受益証券           | 日本      | 16,756,012,556 | 75.56   |
|                    | ルクセンブルグ | 1,190,683,236  | 5.36    |
|                    | ケイマン諸島  | 4,017,702,676  | 18.11   |
|                    | 小計      | 21,964,398,468 | 99.04   |
| 現金・預金・その他資産（負債控除後） | —       | 210,697,153    | 0.95    |
| 合計（純資産総額）          |         | 22,175,095,621 | 100.00  |

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

| 順位 | 国／地域   | 種類       | 銘柄名                                          | 数量      | 簿価<br>単価<br>（円） | 簿価<br>金額<br>（円） | 評価<br>単価<br>（円） | 評価<br>金額<br>（円） | 投資<br>比率<br>（％） |
|----|--------|----------|----------------------------------------------|---------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 1  | 日本     | 投資信託受益証券 | シュローダー日本ファンドF（適格機関投資家専用）                     | 129,247 | 10,158          | 1,312,891,026   | 11,154          | 1,441,621,038   | 6.50            |
| 2  | 日本     | 投資信託受益証券 | スパークス・厳選投資・日本株ファンドF（適格機関投資家専用）               | 95,585  | 13,065          | 1,248,839,473   | 13,976          | 1,335,895,960   | 6.02            |
| 3  | ケイマン諸島 | 投資信託受益証券 | A Bグローバル・コア・エクイティ・ファンドF                      | 97,896  | 12,561          | 1,229,671,656   | 13,176          | 1,289,877,696   | 5.81            |
| 4  | 日本     | 投資信託受益証券 | SJAMバリュー日本株F（適格機関投資家専用）                      | 113,082 | 9,471           | 1,071,058,424   | 10,539          | 1,191,771,198   | 5.37            |
| 5  | 日本     | 投資信託受益証券 | SMAM・ニューαファンドF（適格機関投資家専用）                    | 92,234  | 10,359          | 955,452,006     | 11,206          | 1,033,574,204   | 4.66            |
| 6  | 日本     | 投資信託受益証券 | キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F（適格機関投資家専用） | 68,101  | 12,208          | 831,386,056     | 13,088          | 891,305,888     | 4.01            |
| 7  | 日本     | 投資信託受益証券 | リサーチ・アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用）                  | 39,815  | 20,531          | 817,441,765     | 22,310          | 888,272,650     | 4.00            |

|    |         |          |                                                      |        |        |             |        |             |      |
|----|---------|----------|------------------------------------------------------|--------|--------|-------------|--------|-------------|------|
| 8  | ルクセンブルグ | 投資信託受益証券 | AB SICAV - セレクトUSエクイティ・ポートフォリオ クラス S1 シェアーズ（円建て円ヘッジ） | 83,494 | 9,943  | 830,180,842 | 10,214 | 852,807,716 | 3.84 |
| 9  | 日本      | 投資信託受益証券 | アメリカン・オープンF（適格機関投資家専用）                               | 31,610 | 25,258 | 798,405,380 | 26,154 | 826,727,940 | 3.72 |
| 10 | 日本      | 投資信託受益証券 | ノムラ・ジャパン・オープンF（適格機関投資家専用）                            | 37,449 | 17,899 | 670,299,651 | 19,536 | 731,603,664 | 3.29 |
| 11 | 日本      | 投資信託受益証券 | グローバル・エクイティ（除く日本）・ファンドF（適格機関投資家専用）                   | 24,630 | 29,093 | 716,560,590 | 29,620 | 729,540,600 | 3.28 |
| 12 | ケイマン諸島  | 投資信託受益証券 | ノムラ・ワールド（除く日本）エクイティ・ファンドF                            | 62,506 | 10,618 | 663,688,708 | 11,373 | 710,880,738 | 3.20 |
| 13 | 日本      | 投資信託受益証券 | イーストスプリング・ジャパン・フォーカス・バリュース株式ファンドF（適格機関投資家専用）         | 72,595 | 8,385  | 608,716,334 | 9,332  | 677,456,540 | 3.05 |
| 14 | 日本      | 投資信託受益証券 | ノムラ・インサイト欧州債券ファンドF（適格機関投資家専用）                        | 33,939 | 18,684 | 634,116,276 | 18,660 | 633,301,740 | 2.85 |
| 15 | 日本      | 投資信託受益証券 | ストラテジック・バリュー・オープンF（適格機関投資家専用）                        | 42,153 | 13,266 | 559,201,698 | 14,669 | 618,342,357 | 2.78 |
| 16 | ケイマン諸島  | 投資信託受益証券 | シュローダー・グローバルボンド・ファンドF C                              | 59,287 | 10,297 | 610,478,239 | 10,212 | 605,438,844 | 2.73 |
| 17 | 日本      | 投資信託受益証券 | 野村RAFI(R)日本株投信F（適格機関投資家専用）                           | 28,217 | 18,607 | 525,033,719 | 20,331 | 573,679,827 | 2.58 |
| 18 | 日本      | 投資信託受益証券 | ティー・ロウ・プライス 海外株式ファンドF（適格機関投資家専用）                     | 55,854 | 9,722  | 543,012,588 | 9,906  | 553,289,724 | 2.49 |
| 19 | ケイマン諸島  | 投資信託受益証券 | ガルシア・ハミルトン米国クオリティ債券ファンドFC                            | 54,976 | 9,896  | 544,042,496 | 9,834  | 540,633,984 | 2.43 |
| 20 | 日本      | 投資信託受益証券 | LM・米国債券コア・プラスF（適格機関投資家専用）                            | 39,508 | 13,133 | 518,858,564 | 13,064 | 516,132,512 | 2.32 |
| 21 | 日本      | 投資信託受益証券 | 野村海外株式ファンドF（適格機関投資家専用）                               | 21,722 | 22,589 | 490,678,258 | 23,262 | 505,297,164 | 2.27 |
| 22 | ケイマン諸島  | 投資信託受益証券 | PGIMグローバル・コア・ボンド・ファンド（除く日本）（為替ヘッジあり・毎月分配）            | 41,867 | 10,703 | 448,102,501 | 10,625 | 444,836,875 | 2.00 |
| 23 | 日本      | 投資信託受益証券 | ノムラ海外債券ファンドF（適格機関投資家専用）                              | 29,020 | 14,413 | 418,265,260 | 14,442 | 419,106,840 | 1.88 |
| 24 | 日本      | 投資信託受益証券 | アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF（適格機関投資家専用）                    | 12,328 | 30,462 | 375,535,536 | 33,444 | 412,297,632 | 1.85 |
| 25 | 日本      | 投資信託受益証券 | ノムラ・コロンビア米国株バリュース・ファンドF（適格機関投資家専用）                   | 21,661 | 17,576 | 380,713,736 | 18,186 | 393,926,946 | 1.77 |
| 26 | 日本      | 投資信託受益証券 | 世界債券オープンF（適格機関投資家専用）                                 | 24,527 | 15,996 | 392,333,892 | 15,873 | 389,317,071 | 1.75 |

|    |         |          |                                  |        |        |             |        |             |      |
|----|---------|----------|----------------------------------|--------|--------|-------------|--------|-------------|------|
| 27 | 日本      | 投資信託受益証券 | ノムラ - T&D J Flag日本株 F（適格機関投資家専用） | 26,783 | 12,698 | 340,090,534 | 13,108 | 351,071,564 | 1.58 |
| 28 | ルクセンブルグ | 投資信託受益証券 | ジュピター ヨーロピアン グロース（為替ヘッジあり）       | 31,660 | 10,276 | 325,338,160 | 10,672 | 337,875,520 | 1.52 |
| 29 | ケイマン諸島  | 投資信託受益証券 | N P E Bバン・ヨーロピアン・ボンド・ファンド F C    | 28,359 | 10,531 | 298,648,629 | 10,501 | 297,797,859 | 1.34 |
| 30 | 日本      | 投資信託受益証券 | MFS欧州株ファンド F（適格機関投資家専用）          | 15,135 | 18,132 | 274,427,820 | 18,763 | 283,978,005 | 1.28 |

## 種類別及び業種別投資比率

| 種類       | 投資比率(%) |
|----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 99.04   |
| 合 計      | 99.04   |

### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## （３）【運用実績】

### 【純資産の推移】

2019年9月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

|         |               | 純資産総額（百万円） |       | 1口当たり純資産額(円) |        |
|---------|---------------|------------|-------|--------------|--------|
|         |               | （分配落）      | （分配付） | （分配落）        | （分配付）  |
| 第9計算期間  | (2010年 8月30日) | 7,927      | 7,927 | 0.9204       | 0.9204 |
| 第10計算期間 | (2011年 8月29日) | 8,841      | 8,841 | 0.9178       | 0.9178 |

|         |               |        |        |        |        |
|---------|---------------|--------|--------|--------|--------|
| 第11計算期間 | (2012年 8月29日) | 9,961  | 9,961  | 0.9759 | 0.9759 |
| 第12計算期間 | (2013年 8月29日) | 12,873 | 12,879 | 1.2592 | 1.2597 |
| 第13計算期間 | (2014年 8月29日) | 15,061 | 15,066 | 1.4480 | 1.4485 |
| 第14計算期間 | (2015年 8月31日) | 16,705 | 16,710 | 1.5942 | 1.5947 |
| 第15計算期間 | (2016年 8月29日) | 16,622 | 16,627 | 1.5168 | 1.5173 |
| 第16計算期間 | (2017年 8月29日) | 19,795 | 19,801 | 1.7590 | 1.7595 |
| 第17計算期間 | (2018年 8月29日) | 22,584 | 22,590 | 1.9137 | 1.9142 |
| 第18計算期間 | (2019年 8月29日) | 21,190 | 21,196 | 1.7703 | 1.7708 |
|         | 2018年 9月末日    | 23,037 | —      | 1.9490 | —      |
|         | 10月末日         | 21,200 | —      | 1.7847 | —      |
|         | 11月末日         | 21,700 | —      | 1.8201 | —      |
|         | 12月末日         | 20,060 | —      | 1.6859 | —      |
|         | 2019年 1月末日    | 20,916 | —      | 1.7477 | —      |
|         | 2月末日          | 21,701 | —      | 1.8183 | —      |
|         | 3月末日          | 21,723 | —      | 1.8121 | —      |
|         | 4月末日          | 22,139 | —      | 1.8591 | —      |
|         | 5月末日          | 21,336 | —      | 1.7839 | —      |
|         | 6月末日          | 21,722 | —      | 1.8232 | —      |
|         | 7月末日          | 22,192 | —      | 1.8523 | —      |
|         | 8月末日          | 21,263 | —      | 1.7742 | —      |
|         | 9月末日          | 22,175 | —      | 1.8578 | —      |

## 【分配の推移】

|         | 計算期間                    | 1口当たりの分配金 |
|---------|-------------------------|-----------|
| 第9計算期間  | 2009年 9月 1日～2010年 8月30日 | 0.0000円   |
| 第10計算期間 | 2010年 8月31日～2011年 8月29日 | 0.0000円   |
| 第11計算期間 | 2011年 8月30日～2012年 8月29日 | 0.0000円   |

|         |                         |         |
|---------|-------------------------|---------|
| 第12計算期間 | 2012年 8月30日～2013年 8月29日 | 0.0005円 |
| 第13計算期間 | 2013年 8月30日～2014年 8月29日 | 0.0005円 |
| 第14計算期間 | 2014年 8月30日～2015年 8月31日 | 0.0005円 |
| 第15計算期間 | 2015年 9月 1日～2016年 8月29日 | 0.0005円 |
| 第16計算期間 | 2016年 8月30日～2017年 8月29日 | 0.0005円 |
| 第17計算期間 | 2017年 8月30日～2018年 8月29日 | 0.0005円 |
| 第18計算期間 | 2018年 8月30日～2019年 8月29日 | 0.0005円 |

## 【収益率の推移】

|         | 計算期間                    | 収益率   |
|---------|-------------------------|-------|
| 第9計算期間  | 2009年 9月 1日～2010年 8月30日 | 3.2%  |
| 第10計算期間 | 2010年 8月31日～2011年 8月29日 | 0.3%  |
| 第11計算期間 | 2011年 8月30日～2012年 8月29日 | 6.3%  |
| 第12計算期間 | 2012年 8月30日～2013年 8月29日 | 29.1% |
| 第13計算期間 | 2013年 8月30日～2014年 8月29日 | 15.0% |
| 第14計算期間 | 2014年 8月30日～2015年 8月31日 | 10.1% |
| 第15計算期間 | 2015年 9月 1日～2016年 8月29日 | 4.8%  |
| 第16計算期間 | 2016年 8月30日～2017年 8月29日 | 16.0% |
| 第17計算期間 | 2017年 8月30日～2018年 8月29日 | 8.8%  |
| 第18計算期間 | 2018年 8月30日～2019年 8月29日 | 7.5%  |

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

## （４）【設定及び解約の実績】

|  | 計算期間 | 設定口数 | 解約口数 | 発行済み口数 |
|--|------|------|------|--------|
|--|------|------|------|--------|

|         |                         |               |               |                |
|---------|-------------------------|---------------|---------------|----------------|
| 第9計算期間  | 2009年 9月 1日～2010年 8月30日 | 1,840,139,213 | 624,867,510   | 8,612,992,390  |
| 第10計算期間 | 2010年 8月31日～2011年 8月29日 | 1,933,846,500 | 912,814,994   | 9,634,023,896  |
| 第11計算期間 | 2011年 8月30日～2012年 8月29日 | 1,306,008,210 | 732,890,245   | 10,207,141,861 |
| 第12計算期間 | 2012年 8月30日～2013年 8月29日 | 1,634,698,370 | 1,617,595,109 | 10,224,245,122 |
| 第13計算期間 | 2013年 8月30日～2014年 8月29日 | 1,279,438,274 | 1,102,414,417 | 10,401,268,979 |
| 第14計算期間 | 2014年 8月30日～2015年 8月31日 | 1,599,728,576 | 1,522,358,374 | 10,478,639,181 |
| 第15計算期間 | 2015年 9月 1日～2016年 8月29日 | 1,375,060,840 | 895,313,989   | 10,958,386,032 |
| 第16計算期間 | 2016年 8月30日～2017年 8月29日 | 1,686,055,336 | 1,390,730,379 | 11,253,710,989 |
| 第17計算期間 | 2017年 8月30日～2018年 8月29日 | 1,865,745,066 | 1,317,805,725 | 11,801,650,330 |
| 第18計算期間 | 2018年 8月30日～2019年 8月29日 | 1,342,883,690 | 1,174,494,986 | 11,970,039,034 |

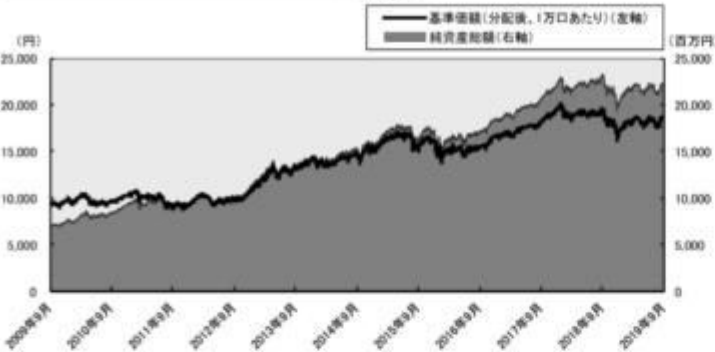
本邦外における設定及び解約の実績はありません。

#### 参考情報

# 運用実績（2019年9月30日現在）

## 基準価額・純資産の推移

（日次）



## 分配の推移

（1万口あたり、課税前）

|         |       |
|---------|-------|
| 2019年8月 | 5 円   |
| 2018年8月 | 5 円   |
| 2017年8月 | 5 円   |
| 2016年8月 | 5 円   |
| 2015年8月 | 5 円   |
| 設定来累計   | 125 円 |

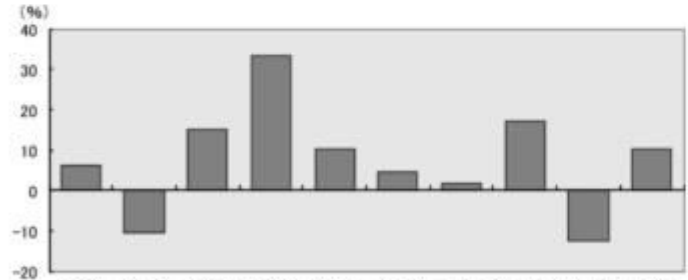
## 主要な資産の状況

銘柄別投資比率（上位）

| 順位 | 銘柄                                                  | 投資比率<br>（％） |
|----|-----------------------------------------------------|-------------|
| 1  | シュローダー日本ファンドF(適格機関投資家専用)                            | 6.5         |
| 2  | スパークス・厳選投資・日本株ファンドF(適格機関投資家専用)                      | 6.0         |
| 3  | ABグローバル・コア・エクイティ・ファンドF                              | 5.8         |
| 4  | SJAMバリュー日本株F(適格機関投資家専用)                             | 5.4         |
| 5  | SMAM・ニューαファンドF(適格機関投資家専用)                           | 4.7         |
| 6  | キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F(適格機関投資家専用)        | 4.0         |
| 7  | リサーチ・アクティブ・オープンF(適格機関投資家専用)                         | 4.0         |
| 8  | AB SICAV IーセレクトUSエクイティ・ポートフォリオ クラス Siシェアーズ(円建て円ヘッジ) | 3.8         |
| 9  | アメリカン・オープンF(適格機関投資家専用)                              | 3.7         |
| 10 | ノムラ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用)                           | 3.3         |

## 年間収益率の推移

（暦年ベース）



## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込の受付については、午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、1円以上1円単位（当初元本1口＝1円）とします。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額とします。

購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消す場合があります。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関へ

の通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

## 2【換金（解約）手続等】

受益者は、委託者に1口単位で一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付けについては、午後3時まで、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

換金価額は、解約申込みの受付日の翌々営業日の基準価額となります。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、大口解約について、委託者の判断により一部解約の実行の請求の受付時間に制限や一部解約の金額に制限を設ける場合があります。

受付時間に制限とは、営業日の午前11時まで一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものに制限する場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けを中止した場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして扱います。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

### 3【資産管理等の概要】

#### （１）【資産の評価】

##### < 基準価額の計算方法 >

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

| 対象 | 評価方法 |
|----|------|
|----|------|

|        |                                |
|--------|--------------------------------|
| 投資信託証券 | 原則として、基準価額計算日の前営業日の基準価額で評価します。 |
|--------|--------------------------------|

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

## （２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

## （３）【信託期間】

無期限とします(2001年11月22日設定)。

## （４）【計算期間】

原則として毎年8月30日から翌年8月29日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

## （５）【その他】

### （a）ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中に、やむを得ない事情が発生したとき等は、受託者と合意のうえ、この信託

契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

- ( ) 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ( ) 上記( )の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ( ) 上記( )の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。
- ( ) 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ( ) 上記( )から( )までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記( )の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- ( ) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ( ) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d) 信託約款の変更( )」に該当する場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。
- ( ) 受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c) 運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して

交付します。

(d) 信託約款の変更

- ( ) 委託者は、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ( ) 委託者は、上記( )の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ( ) 上記( )の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ( ) 上記( )の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記( )の信託約款の変更をしません。
- ( ) 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ( ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記( )から( )までの規定にしたがいます。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b) 信託期間の終了」( )または「(d) 信託約款の変更」( )に規定する公告または書面に付記します。

(g)関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

##### 収益分配金に対する請求権

###### ■収益分配金の支払い開始日■

収益分配金は、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

##### 償還金に対する請求権

###### ■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

###### ■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

##### 換金(解約)請求権

###### ■換金(解約)の単位■

受益者は、受益権を1口単位で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■ 換金(解約)代金の支払い開始日 ■

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、6 営業日目から受益者にお支払いします。

### 第3【ファンドの経理状況】

#### マイストーリー・株75（確定拠出年金向け）

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期計算期間(2018年8月30日から2019年8月29日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

#### 1【財務諸表】

## ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位：円 )

|                 | 第17期<br>(2018年 8月29日現在) | 第18期<br>(2019年 8月29日現在) |
|-----------------|-------------------------|-------------------------|
| 資産の部            |                         |                         |
| 流動資産            |                         |                         |
| コール・ローン         | 318,923,708             | 343,652,408             |
| 投資信託受益証券        | 22,356,155,784          | 20,921,313,532          |
| 未収入金            | -                       | 124,856,398             |
| 流動資産合計          | 22,675,079,492          | 21,389,822,338          |
| 資産合計            | 22,675,079,492          | 21,389,822,338          |
| 負債の部            |                         |                         |
| 流動負債            |                         |                         |
| 未払金             | -                       | 123,864,409             |
| 未払収益分配金         | 5,900,825               | 5,985,019               |
| 未払解約金           | 18,591,127              | 5,205,962               |
| 未払受託者報酬         | 3,566,687               | 3,511,672               |
| 未払委託者報酬         | 61,822,532              | 60,868,856              |
| 未払利息            | 480                     | 483                     |
| その他未払費用         | 356,606                 | 351,103                 |
| 流動負債合計          | 90,238,257              | 199,787,504             |
| 負債合計            | 90,238,257              | 199,787,504             |
| 純資産の部           |                         |                         |
| 元本等             |                         |                         |
| 元本              | 11,801,650,330          | 11,970,039,034          |
| 剰余金             |                         |                         |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 10,783,190,905          | 9,219,995,800           |
| （ 分配準備積立金 ）     | 6,517,392,405           | 5,899,553,273           |
| 元本等合計           | 22,584,841,235          | 21,190,034,834          |
| 純資産合計           | 22,584,841,235          | 21,190,034,834          |
| 負債純資産合計         | 22,675,079,492          | 21,389,822,338          |

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

|                                           | 第17期<br>自 2017年 8月30日<br>至 2018年 8月29日 | 第18期<br>自 2018年 8月30日<br>至 2019年 8月29日 |
|-------------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 営業収益                                      |                                        |                                        |
| 受取配当金                                     | 17,285,194                             | 29,549,675                             |
| 有価証券売買等損益                                 | 1,864,932,615                          | 1,595,089,202                          |
| その他収益                                     | -                                      | 78,201                                 |
| 営業収益合計                                    | 1,882,217,809                          | 1,565,461,326                          |
| 営業費用                                      |                                        |                                        |
| 支払利息                                      | 162,430                                | 182,117                                |
| 受託者報酬                                     | 7,042,692                              | 7,009,335                              |
| 委託者報酬                                     | 122,073,167                            | 121,494,877                            |
| その他費用                                     | 704,150                                | 700,810                                |
| 営業費用合計                                    | 129,982,439                            | 129,387,139                            |
| 営業利益又は営業損失（ ）                             | 1,752,235,370                          | 1,694,848,465                          |
| 経常利益又は経常損失（ ）                             | 1,752,235,370                          | 1,694,848,465                          |
| 当期純利益又は当期純損失（ ）                           | 1,752,235,370                          | 1,694,848,465                          |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ） | 157,975,604                            | 108,373,430                            |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ）                           | 8,541,846,695                          | 10,783,190,905                         |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額                            | 1,664,309,469                          | 1,096,487,246                          |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額                   | 1,664,309,469                          | 1,096,487,246                          |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額                            | 1,011,324,200                          | 1,067,222,297                          |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額                   | 1,011,324,200                          | 1,067,222,297                          |
| 分配金                                       | 5,900,825                              | 5,985,019                              |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ）                           | 10,783,190,905                         | 9,219,995,800                          |

## （３）【注記表】

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

|                       |                                                                                                                                                       |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1.運用資産の評価基準及び評価方法     | 投資信託受益証券<br>原則として時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。<br>市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。             |
| 2.費用・収益の計上基準          | 受取配当金<br>原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。<br>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。                                                |
| 3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 有価証券売買等損益<br>約定日基準で計上しております。<br>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |
| 4.その他                 | 当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2018年 8月30日から2019年 8月29日までとなっております。                                                                                            |

## （貸借対照表に関する注記）

| 第17期<br>2018年 8月29日現在                                                         | 第18期<br>2019年 8月29日現在                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 計算期間の末日における受益権の総数<br>11,801,650,330口                                       | 1. 計算期間の末日における受益権の総数<br>11,970,039,034口                                       |
| 2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額<br>1口当たり純資産額 1.9137円<br>(10,000口当たり純資産額) (19,137円) | 2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額<br>1口当たり純資産額 1.7703円<br>(10,000口当たり純資産額) (17,703円) |

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                   |                 |  |              |   |             |                           |   |                |        |   |                |          |   |                |               |           |                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |  |  |              |   |    |                           |   |    |        |   |                |          |   |                |               |           |                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|-----------------|--|--------------|---|-------------|---------------------------|---|----------------|--------|---|----------------|----------|---|----------------|---------------|-----------|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|--|--|--------------|---|----|---------------------------|---|----|--------|---|----------------|----------|---|----------------|---------------|-----------|-----------------|
| <div>第17期</div> <div>自 2017年 8月30日</div> <div>至 2018年 8月29日</div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <div>第18期</div> <div>自 2018年 8月30日</div> <div>至 2019年 8月29日</div> |                 |  |              |   |             |                           |   |                |        |   |                |          |   |                |               |           |                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |  |  |              |   |    |                           |   |    |        |   |                |          |   |                |               |           |                 |
| <div>1. 分配金の計算過程</div> <table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>15,592,020円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>1,578,667,746円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>5,754,896,582円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>4,929,033,464円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>12,278,189,812円</td></tr></table> | 項目                                                                |                 |  | 費用控除後の配当等収益額 | A | 15,592,020円 | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 1,578,667,746円 | 収益調整金額 | C | 5,754,896,582円 | 分配準備積立金額 | D | 4,929,033,464円 | 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 12,278,189,812円 | <div>1. 分配金の計算過程</div> <table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>0円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>6,541,854,610円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>5,905,538,292円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>12,447,392,902円</td></tr></table> | 項目 |  |  | 費用控除後の配当等収益額 | A | 0円 | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 0円 | 収益調整金額 | C | 6,541,854,610円 | 分配準備積立金額 | D | 5,905,538,292円 | 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 12,447,392,902円 |
| 項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                   |                 |  |              |   |             |                           |   |                |        |   |                |          |   |                |               |           |                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |  |  |              |   |    |                           |   |    |        |   |                |          |   |                |               |           |                 |
| 費用控除後の配当等収益額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | A                                                                 | 15,592,020円     |  |              |   |             |                           |   |                |        |   |                |          |   |                |               |           |                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |  |  |              |   |    |                           |   |    |        |   |                |          |   |                |               |           |                 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | B                                                                 | 1,578,667,746円  |  |              |   |             |                           |   |                |        |   |                |          |   |                |               |           |                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |  |  |              |   |    |                           |   |    |        |   |                |          |   |                |               |           |                 |
| 収益調整金額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | C                                                                 | 5,754,896,582円  |  |              |   |             |                           |   |                |        |   |                |          |   |                |               |           |                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |  |  |              |   |    |                           |   |    |        |   |                |          |   |                |               |           |                 |
| 分配準備積立金額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | D                                                                 | 4,929,033,464円  |  |              |   |             |                           |   |                |        |   |                |          |   |                |               |           |                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |  |  |              |   |    |                           |   |    |        |   |                |          |   |                |               |           |                 |
| 当ファンドの分配対象収益額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | E=A+B+C+D                                                         | 12,278,189,812円 |  |              |   |             |                           |   |                |        |   |                |          |   |                |               |           |                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |  |  |              |   |    |                           |   |    |        |   |                |          |   |                |               |           |                 |
| 項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                   |                 |  |              |   |             |                           |   |                |        |   |                |          |   |                |               |           |                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |  |  |              |   |    |                           |   |    |        |   |                |          |   |                |               |           |                 |
| 費用控除後の配当等収益額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | A                                                                 | 0円              |  |              |   |             |                           |   |                |        |   |                |          |   |                |               |           |                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |  |  |              |   |    |                           |   |    |        |   |                |          |   |                |               |           |                 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | B                                                                 | 0円              |  |              |   |             |                           |   |                |        |   |                |          |   |                |               |           |                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |  |  |              |   |    |                           |   |    |        |   |                |          |   |                |               |           |                 |
| 収益調整金額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | C                                                                 | 6,541,854,610円  |  |              |   |             |                           |   |                |        |   |                |          |   |                |               |           |                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |  |  |              |   |    |                           |   |    |        |   |                |          |   |                |               |           |                 |
| 分配準備積立金額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | D                                                                 | 5,905,538,292円  |  |              |   |             |                           |   |                |        |   |                |          |   |                |               |           |                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |  |  |              |   |    |                           |   |    |        |   |                |          |   |                |               |           |                 |
| 当ファンドの分配対象収益額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | E=A+B+C+D                                                         | 12,447,392,902円 |  |              |   |             |                           |   |                |        |   |                |          |   |                |               |           |                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |  |  |              |   |    |                           |   |    |        |   |                |          |   |                |               |           |                 |

|                   |                       |                 |                   |                       |                 |
|-------------------|-----------------------|-----------------|-------------------|-----------------------|-----------------|
| 当ファンドの期末残存口数      | F                     | 11,801,650,330口 | 当ファンドの期末残存口数      | F                     | 11,970,039,034口 |
| 10,000口当たり収益分配対象額 | $G=E/F \times 10,000$ | 10,403円         | 10,000口当たり収益分配対象額 | $G=E/F \times 10,000$ | 10,398円         |
| 10,000口当たり分配金額    | H                     | 5円              | 10,000口当たり分配金額    | H                     | 5円              |
| 収益分配金金額           | $I=F \times H/10,000$ | 5,900,825円      | 収益分配金金額           | $I=F \times H/10,000$ | 5,985,019円      |

## （金融商品に関する注記）

## (1)金融商品の状況に関する事項

| 第17期<br>自 2017年 8月30日<br>至 2018年 8月29日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 第18期<br>自 2018年 8月30日<br>至 2019年 8月29日                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1.金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>○市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>○信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>○流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p> | <p>1.金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p> |

## (2)金融商品の時価等に関する事項

| 第17期<br>2018年 8月29日現在 | 第18期<br>2019年 8月29日現在 |
|-----------------------|-----------------------|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額    | 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額    |

|                                                                                                                                            |                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。                                                                                     | 同左               |
| 2. 時価の算定方法<br>投資信託受益証券<br>（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。<br>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | 2. 時価の算定方法<br>同左 |

## （関連当事者との取引に関する注記）

| 第17期<br>自 2017年 8月30日<br>至 2018年 8月29日                                | 第18期<br>自 2018年 8月30日<br>至 2019年 8月29日 |
|-----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。 | 同左                                     |

## （その他の注記）

## 1 元本の移動

| 第17期<br>自 2017年 8月30日<br>至 2018年 8月29日 | 第18期<br>自 2018年 8月30日<br>至 2019年 8月29日 |
|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 期首元本額 11,253,710,989円                  | 期首元本額 11,801,650,330円                  |
| 期中追加設定元本額 1,865,745,066円               | 期中追加設定元本額 1,342,883,690円               |
| 期中一部解約元本額 1,317,805,725円               | 期中一部解約元本額 1,174,494,986円               |

## 2 有価証券関係

## 売買目的有価証券

| 種類       | 第17期<br>自 2017年 8月30日<br>至 2018年 8月29日 | 第18期<br>自 2018年 8月30日<br>至 2019年 8月29日 |
|----------|----------------------------------------|----------------------------------------|
|          | 損益に含まれた評価差額（円）                         | 損益に含まれた評価差額（円）                         |
| 投資信託受益証券 | 1,714,917,963                          | 1,160,574,047                          |
| 合計       | 1,714,917,963                          | 1,160,574,047                          |

## 3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## （４）【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式(2019年8月29日現在)

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券(2019年8月29日現在)

（単位：円）

| 種類       | 通貨  | 銘柄                                           | 券面総額   | 評価額         | 備考 |
|----------|-----|----------------------------------------------|--------|-------------|----|
| 投資信託受益証券 | 日本円 | ノムラ・ジャパン・オープンF（適格機関投資家専用）                    | 37,724 | 675,221,876 |    |
|          |     | リサーチ・アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用）                  | 39,993 | 821,096,283 |    |
|          |     | アメリカン・オープンF（適格機関投資家専用）                       | 31,610 | 798,405,380 |    |
|          |     | ノムラ日本債券オープンF（適格機関投資家専用）                      | 12,900 | 181,593,300 |    |
|          |     | 世界債券オープンF（適格機関投資家専用）                         | 24,527 | 392,333,892 |    |
|          |     | 野村日本小型株ファンドF（適格機関投資家専用）                      | 4,853  | 141,270,830 |    |
|          |     | アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF（適格機関投資家専用）            | 12,328 | 375,535,536 |    |
|          |     | LM・米国債券コア・プラスF（適格機関投資家専用）                    | 39,508 | 518,858,564 |    |
|          |     | MFS欧州株ファンドF（適格機関投資家専用）                       | 15,135 | 274,427,820 |    |
|          |     | キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F（適格機関投資家専用） | 67,997 | 830,107,376 |    |
|          |     | ノムラ・コロンビア米国株バリュー・ファンドF（適格機関投資家専用）            | 21,661 | 380,713,736 |    |
|          |     | ストラテジック・バリュー・オープンF（適格機関投資家専用）                | 43,523 | 577,376,118 |    |
|          |     | NM米国コア・プラス債券ファンドF（適格機関投資家専用）                 | 18,226 | 264,094,740 |    |
|          |     | 野村海外株式ファンドF（適格機関投資家専用）                       | 21,722 | 490,678,258 |    |
|          |     | ノムラ・インサイト欧州債券ファンドF（適格機関投資家専用）                | 33,939 | 634,116,276 |    |
|          |     | シュローダー・アジア・パシフィック株式ファンドF（適格機関投資家専用）          | 5,928  | 138,092,760 |    |
|          |     | グローバル・エクイティ（除く日本）・ファンドF（適格機関投資家専用）           | 24,630 | 716,560,590 |    |

|  |    |                                                      |           |                |        |
|--|----|------------------------------------------------------|-----------|----------------|--------|
|  |    | ノムラ海外債券ファンドF（適格機関投資家専用）                              | 29,020    | 418,265,260    |        |
|  |    | 野村RAFI(R)日本株投信F（適格機関投資家専用）                           | 28,217    | 525,033,719    |        |
|  |    | SMAM・ニューαファンドF（適格機関投資家専用）                            | 94,887    | 982,934,433    |        |
|  |    | シュローダー日本ファンドF（適格機関投資家専用）                             | 130,136   | 1,321,921,488  |        |
|  |    | 東京海上・日本債券オープンF（適格機関投資家専用）                            | 9,982     | 103,193,916    |        |
|  |    | スパークス・厳選投資・日本株ファンドF（適格機関投資家専用）                       | 94,819    | 1,238,810,235  |        |
|  |    | ノムラ-T&D J Flag日本株 F（適格機関投資家専用）                       | 27,219    | 345,626,862    |        |
|  |    | SJAMバリュー日本株F（適格機関投資家専用）                              | 109,674   | 1,038,283,758  |        |
|  |    | イーストスプリング・ジャパン・フォーカス・バリュー株式ファンドF（適格機関投資家専用）          | 70,455    | 590,553,810    |        |
|  |    | ニッセイ国内債券オープンF（適格機関投資家専用）                             | 27,780    | 285,300,600    |        |
|  |    | マニュライフ・日本債券ストラテジック・アクティブ・ファンドF（適格機関投資家専用）            | 23,113    | 238,849,742    |        |
|  |    | ティー・ロウ・プライス 海外株式ファンドF（適格機関投資家専用）                     | 55,854    | 543,012,588    |        |
|  |    | ウエリントン・海外債券ファンド（ケイマン）F                               | 8,745     | 128,892,555    |        |
|  |    | ノムラ・ワールド（除く日本）エクイティ・ファンドF                            | 62,506    | 663,688,708    |        |
|  |    | A B グローバル・コア・エクイティ・ファンドF                             | 97,896    | 1,229,671,656  |        |
|  |    | シュローダー・グローバルボンド・ファンドF C                              | 59,287    | 610,478,239    |        |
|  |    | N P E Bバン・ヨーロピアン・ボンド・ファンドF C                         | 28,359    | 298,648,629    |        |
|  |    | ガルシア・ハミルトン米国クオリティ債券ファンドFC                            | 54,976    | 544,042,496    |        |
|  |    | PGIMグローバル・コア・ボンド・ファンド（除く日本）（為替ヘッジあり・毎月分配）            | 41,867    | 448,102,501    |        |
|  |    | ジュピター ヨーロピアン グロース（為替ヘッジあり）                           | 31,660    | 325,338,160    |        |
|  |    | AB SICAV - セレクトUSエクイティ・ポートフォリオ クラス S1 シェアーズ（円建て円ヘッジ） | 83,494    | 830,180,842    |        |
|  | 小計 | 銘柄数：38<br>組入時価比率：98.7%                               | 1,626,150 | 20,921,313,532 | 100.0% |
|  | 合計 |                                                      |           | 20,921,313,532 |        |

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

2019年9月30日現在

|                |                 |
|----------------|-----------------|
| 資産総額           | 22,212,265,897円 |
| 負債総額           | 37,170,276円     |
| 純資産総額（ - ）     | 22,175,095,621円 |
| 発行済口数          | 11,936,139,354口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 1.8578円         |

### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

#### (1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項ありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

#### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

#### (3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### (5) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるもの

とします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の受け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

2019年10月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

##### (2) 会社の機構

###### (a) 会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

###### 株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

###### 取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

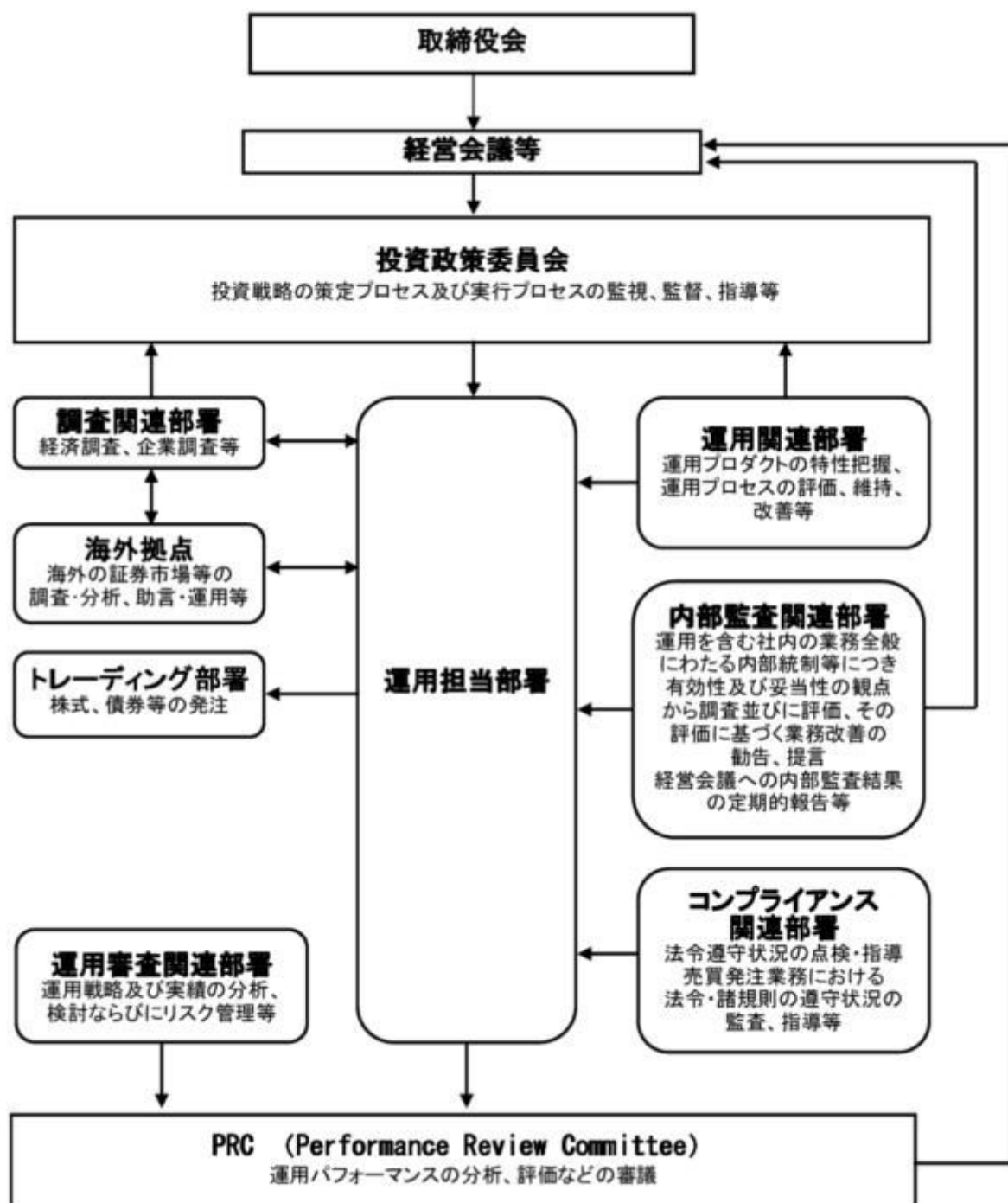
###### 代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

###### 監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

## (b)投資信託の運用体制



## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2019年9月30日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。 )。

| 種類 | 本数 | 純資産総額(百万円) |
|----|----|------------|
|----|----|------------|

|            |       |            |
|------------|-------|------------|
| 追加型株式投資信託  | 1,013 | 28,593,648 |
| 単位型株式投資信託  | 176   | 930,781    |
| 追加型公社債投資信託 | 14    | 5,282,296  |
| 単位型公社債投資信託 | 432   | 1,708,940  |
| 合計         | 1,635 | 36,515,664 |

### ３【委託会社等の経理状況】

１．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

２．財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

３．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

なお、従来、当社が監査証明を受けている新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日に名称を変更し、EY新日本有限責任監査法人となりました。

#### (１)【貸借対照表】

|          |          | 前事業年度<br>(2018年3月31日) | 当事業年度<br>(2019年3月31日) |
|----------|----------|-----------------------|-----------------------|
| 区分       | 注記<br>番号 | 金額(百万円)               | 金額(百万円)               |
| (資産の部)   |          |                       |                       |
| 流動資産     |          |                       |                       |
| 現金・預金    |          | 919                   | 1,562                 |
| 金銭の信託    |          | 47,936                | 45,493                |
| 有価証券     |          | 22,600                | 19,900                |
| 前払金      |          | 0                     | -                     |
| 前払費用     |          | 26                    | 27                    |
| 未収入金     |          | 464                   | 500                   |
| 未収委託者報酬  |          | 24,059                | 25,246                |
| 未収運用受託報酬 |          | 6,764                 | 5,933                 |
| その他      |          | 181                   | 269                   |
| 貸倒引当金    |          | 15                    | 15                    |
| 流動資産計    |          | 102,937               | 98,917                |
| 固定資産     |          |                       |                       |
| 有形固定資産   |          | 874                   | 714                   |
| 建物       | 2        | 348                   | 320                   |
| 器具備品     | 2        | 525                   | 393                   |
| 無形固定資産   |          | 7,157                 | 6,438                 |

|          |  |       |         |        |         |
|----------|--|-------|---------|--------|---------|
| ソフトウェア   |  | 7,156 |         | 6,437  |         |
| その他      |  | 0     |         | 0      |         |
| 投資その他の資産 |  |       | 13,825  |        | 18,608  |
| 投資有価証券   |  | 1,184 |         | 1,562  |         |
| 関係会社株式   |  | 9,033 |         | 12,631 |         |
| 従業員長期貸付金 |  | 36    |         | -      |         |
| 長期差入保証金  |  | 54    |         | 235    |         |
| 長期前払費用   |  | 36    |         | 22     |         |
| 前払年金費用   |  | 2,350 |         | 2,001  |         |
| 繰延税金資産   |  | 3,074 |         | 2,694  |         |
| その他      |  | 168   |         | 168    |         |
| 貸倒引当金    |  | 0     |         | -      |         |
| 投資損失引当金  |  | -     |         | 707    |         |
| 固定資産計    |  |       | 23,969  |        | 25,761  |
| 資産合計     |  |       | 126,906 |        | 124,679 |

|           |          | 前事業年度<br>(2018年3月31日) |        | 当事業年度<br>(2019年3月31日) |        |
|-----------|----------|-----------------------|--------|-----------------------|--------|
| 区分        | 注記<br>番号 | 金額(百万円)               |        | 金額(百万円)               |        |
| (負債の部)    |          |                       |        |                       |        |
| 流動負債      |          |                       |        |                       |        |
| 預り金       |          |                       | 133    |                       | 145    |
| 未払金       | 1        |                       | 17,853 |                       | 16,709 |
| 未払収益分配金   |          | 1                     |        | 0                     |        |
| 未払償還金     |          | 31                    |        | 25                    |        |
| 未払手数料     |          | 7,884                 |        | 7,724                 |        |
| 関係会社未払金   |          | 7,930                 |        | 7,422                 |        |
| その他未払金    |          | 2,005                 |        | 1,535                 |        |
| 未払費用      | 1        |                       | 12,441 |                       | 11,704 |
| 未払法人税等    |          |                       | 2,241  |                       | 1,560  |
| 前受収益      |          |                       | 33     |                       | 29     |
| 賞与引当金     |          |                       | 4,626  |                       | 3,792  |
| 流動負債計     |          |                       | 37,329 |                       | 33,942 |
| 固定負債      |          |                       |        |                       |        |
| 退職給付引当金   |          |                       | 2,938  |                       | 3,219  |
| 時効後支払損引当金 |          |                       | 548    |                       | 558    |
| 固定負債計     |          |                       | 3,486  |                       | 3,777  |
| 負債合計      |          |                       | 40,816 |                       | 37,720 |
| (純資産の部)   |          |                       |        |                       |        |
| 株主資本      |          |                       | 86,078 |                       | 86,924 |
| 資本金       |          |                       | 17,180 |                       | 17,180 |
| 資本剰余金     |          |                       | 13,729 |                       | 13,729 |
| 資本準備金     |          | 11,729                |        | 11,729                |        |
| その他資本剰余金  |          | 2,000                 |        | 2,000                 |        |
| 利益剰余金     |          |                       | 55,168 |                       | 56,014 |
| 利益準備金     |          | 685                   |        | 685                   |        |
| その他利益剰余金  |          | 54,483                |        | 55,329                |        |
| 別途積立金     |          | 24,606                |        | 24,606                |        |
| 繰越利益剰余金   |          | 29,876                |        | 30,723                |        |
| 評価・換算差額等  |          |                       | 11     |                       | 33     |

|              |  |  |         |  |         |
|--------------|--|--|---------|--|---------|
| その他有価証券評価差額金 |  |  | 11      |  | 33      |
| 純資産合計        |  |  | 86,090  |  | 86,958  |
| 負債・純資産合計     |  |  | 126,906 |  | 124,679 |

## ( 2 ) 【損益計算書】

|           |          | 前事業年度<br>(自 2017年4月1日<br>至 2018年3月31日) | 当事業年度<br>(自 2018年4月1日<br>至 2019年3月31日) |
|-----------|----------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 区分        | 注記<br>番号 | 金額(百万円)                                | 金額(百万円)                                |
| 営業収益      |          |                                        |                                        |
| 委託者報酬     |          | 115,907                                | 119,196                                |
| 運用受託報酬    |          | 26,200                                 | 21,440                                 |
| その他営業収益   |          | 338                                    | 355                                    |
| 営業収益計     |          | 142,447                                | 140,992                                |
| 営業費用      |          |                                        |                                        |
| 支払手数料     |          | 45,252                                 | 42,675                                 |
| 広告宣伝費     |          | 1,079                                  | 1,210                                  |
| 公告費       |          | 0                                      | 0                                      |
| 調査費       |          | 30,516                                 | 30,082                                 |
| 調査費       |          | 5,830                                  | 5,998                                  |
| 委託調査費     |          | 24,685                                 | 24,083                                 |
| 委託計算費     |          | 1,376                                  | 1,311                                  |
| 営業雑経費     |          | 5,464                                  | 5,435                                  |
| 通信費       |          | 125                                    | 92                                     |
| 印刷費       |          | 966                                    | 970                                    |
| 協会費       |          | 79                                     | 86                                     |
| 諸経費       |          | 4,293                                  | 4,286                                  |
| 営業費用計     |          | 83,689                                 | 80,715                                 |
| 一般管理費     |          |                                        |                                        |
| 給料        |          | 11,716                                 | 11,113                                 |
| 役員報酬      |          | 425                                    | 379                                    |
| 給料・手当     |          | 6,856                                  | 7,067                                  |
| 賞与        |          | 4,433                                  | 3,666                                  |
| 交際費       |          | 132                                    | 107                                    |
| 旅費交通費     |          | 482                                    | 514                                    |
| 租税公課      |          | 1,107                                  | 1,048                                  |
| 不動産賃借料    |          | 1,221                                  | 1,223                                  |
| 退職給付費用    |          | 1,110                                  | 1,474                                  |
| 固定資産減価償却費 |          | 2,706                                  | 2,835                                  |
| 諸経費       |          | 9,131                                  | 10,115                                 |
| 一般管理費計    |          | 27,609                                 | 28,433                                 |
| 営業利益      |          | 31,148                                 | 31,843                                 |

|  |  | 前事業年度<br>(自 2017年4月1日<br>至 2018年3月31日) | 当事業年度<br>(自 2018年4月1日<br>至 2019年3月31日) |
|--|--|----------------------------------------|----------------------------------------|
|--|--|----------------------------------------|----------------------------------------|

| 区分           | 注記<br>番号 | 金額(百万円) |        | 金額(百万円) |        |
|--------------|----------|---------|--------|---------|--------|
| 営業外収益        |          |         |        |         |        |
| 受取配当金        | 1        | 4,031   |        | 6,538   |        |
| 受取利息         |          | 4       |        | 0       |        |
| その他          |          | 362     |        | 424     |        |
| 営業外収益計       |          |         | 4,398  |         | 6,964  |
| 営業外費用        |          |         |        |         |        |
| 支払利息         |          | 2       |        | 1       |        |
| 金銭の信託運用損     |          | 312     |        | 489     |        |
| 時効後支払損引当金繰入額 |          | 13      |        | 43      |        |
| 為替差損         |          | 46      |        | 34      |        |
| その他          |          | 31      |        | 17      |        |
| 営業外費用計       |          |         | 405    |         | 585    |
| 経常利益         |          |         | 35,141 |         | 38,222 |
| 特別利益         |          |         |        |         |        |
| 投資有価証券等売却益   |          | 20      |        | 20      |        |
| 関係会社清算益      | 3        | -       |        | 29      |        |
| 株式報酬受入益      |          | 75      |        | 85      |        |
| 特別利益計        |          |         | 95     |         | 135    |
| 特別損失         |          |         |        |         |        |
| 投資有価証券等評価損   |          | 2       |        | 938     |        |
| 関係会社株式評価損    |          | -       |        | 161     |        |
| 固定資産除却損      | 2        | 58      |        | 310     |        |
| 投資損失引当金繰入額   |          | -       |        | 707     |        |
| 特別損失計        |          |         | 60     |         | 2,118  |
| 税引前当期純利益     |          |         | 35,176 |         | 36,239 |
| 法人税、住民税及び事業税 |          |         | 10,775 |         | 10,196 |
| 法人税等調整額      |          |         | 439    |         | 370    |
| 当期純利益        |          |         | 24,840 |         | 25,672 |

## ( 3 ) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年4月 1 日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

|        | 株主資本   |            |                   |                   |            |            |                      |                   | 株 主<br>資 本<br>合 計 |
|--------|--------|------------|-------------------|-------------------|------------|------------|----------------------|-------------------|-------------------|
|        | 資本金    | 資本剰余金      |                   |                   | 利益剰余金      |            |                      |                   |                   |
|        |        | 資 本<br>準備金 | その他<br>資 本<br>剰余金 | 資 本<br>剰余金<br>合 計 | 利 益<br>準備金 | その他利益剰余金   |                      | 利 益<br>剰余金<br>合 計 |                   |
|        |        |            |                   |                   |            | 別 途<br>積立金 | 繰<br>越<br>利 益<br>剰余金 |                   |                   |
| 当期首残高  | 17,180 | 11,729     | 2,000             | 13,729            | 685        | 24,606     | 30,635               | 55,927            | 86,837            |
| 当期変動額  |        |            |                   |                   |            |            |                      |                   |                   |
| 剰余金の配当 |        |            |                   |                   |            |            | 25,598               | 25,598            | 25,598            |
| 当期純利益  |        |            |                   |                   |            |            | 24,840               | 24,840            | 24,840            |

|                             |        |        |       |        |     |        |        |        |        |
|-----------------------------|--------|--------|-------|--------|-----|--------|--------|--------|--------|
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動<br>額（純額） |        |        |       |        |     |        |        |        |        |
| 当期変動額合計                     | -      | -      | -     | -      | -   | -      | 758    | 758    | 758    |
| 当期末残高                       | 17,180 | 11,729 | 2,000 | 13,729 | 685 | 24,606 | 29,876 | 55,168 | 86,078 |

(単位：百万円)

|                             | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計  |
|-----------------------------|------------------|----------------|--------|
|                             | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |        |
| 当期首残高                       | 41               | 41             | 86,878 |
| 当期変動額                       |                  |                |        |
| 剰余金の配当                      |                  |                | 25,598 |
| 当期純利益                       |                  |                | 24,840 |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額（純<br>額） | 29               | 29             | 29     |
| 当期変動額合計                     | 29               | 29             | 788    |
| 当期末残高                       | 11               | 11             | 86,090 |

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

|                             | 株主資本   |            |                   |                   |            |            |                      |                   | 株 主<br>資 本<br>合 計 |
|-----------------------------|--------|------------|-------------------|-------------------|------------|------------|----------------------|-------------------|-------------------|
|                             | 資本金    | 資本剰余金      |                   |                   | 利益剰余金      |            |                      | 利 益<br>剰余金<br>合 計 |                   |
|                             |        | 資 本<br>準備金 | その他<br>資 本<br>剰余金 | 資 本<br>剰余金<br>合 計 | 利 益<br>準備金 | その他利益剰余金   |                      |                   |                   |
|                             |        |            |                   |                   |            | 別 途<br>積立金 | 繰<br>越<br>利 益<br>剰余金 |                   |                   |
| 当期首残高                       | 17,180 | 11,729     | 2,000             | 13,729            | 685        | 24,606     | 29,876               | 55,168            | 86,078            |
| 当期変動額                       |        |            |                   |                   |            |            |                      |                   |                   |
| 剰余金の配当                      |        |            |                   |                   |            |            | 24,826               | 24,826            | 24,826            |
| 当期純利益                       |        |            |                   |                   |            |            | 25,672               | 25,672            | 25,672            |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動<br>額（純額） |        |            |                   |                   |            |            |                      |                   |                   |
| 当期変動額合計                     | -      | -          | -                 | -                 | -          | -          | 846                  | 846               | 846               |
| 当期末残高                       | 17,180 | 11,729     | 2,000             | 13,729            | 685        | 24,606     | 30,723               | 56,014            | 86,924            |

(単位：百万円)

|  |          |  |
|--|----------|--|
|  | 評価・換算差額等 |  |
|--|----------|--|

|                             | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 | 純資産合計  |
|-----------------------------|------------------|----------------|--------|
| 当期首残高                       | 11               | 11             | 86,090 |
| 当期変動額                       |                  |                |        |
| 剰余金の配当                      |                  |                | 24,826 |
| 当期純利益                       |                  |                | 25,672 |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額（純<br>額） | 21               | 21             | 21     |
| 当期変動額合計                     | 21               | 21             | 868    |
| 当期末残高                       | 33               | 33             | 86,958 |

## [重要な会計方針]

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1．有価証券の評価基準及び評価方法  | <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券<br/> 時価のあるもの ... 決算期末日の市場価格等に基づく時価法<br/> （評価差額は全部純資産直入法により処理し、<br/> 売却原価は移動平均法により算定しております。）<br/> 時価のないもの ... 移動平均法による原価法</p>                                                                                                                         |
| 2．金銭の信託の評価基準及び評価方法 | 時価法                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 3．固定資産の減価償却の方法     | <p>(1) 有形固定資産<br/> 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。<br/> 主な耐用年数は以下の通りであります。<br/> 建物 38～50年<br/> 附属設備 8～15年<br/> 構築物 20年<br/> 器具備品 4～15年</p> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産<br/> 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> |
| 4．引当金の計上基準         | <p>(1) 貸倒引当金<br/> 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金<br/> 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p>                                                                                                                                                                   |

|                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>5. 消費税等の会計処理方法</p> <p>6. 連結納税制度の適用</p> | <p>(3) 退職給付引当金<br/>従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。<br/>退職給付見込額の期間帰属方法<br/>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。<br/>数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法<br/>確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。<br/>退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金<br/>時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> <p>(5) 投資損失引当金<br/>子会社等に対する投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要額を計上しております。</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。</p> <p>連結納税制度を適用しております。</p> |
|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 【未適用の会計基準等】

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

### (1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

### (2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

### (3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

## 【表示方法の変更に関する注記】

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期

首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」2,111百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」3,074百万円に含めて表示しております。

## [注記事項]

### 貸借対照表関係

| 前事業年度末<br>(2018年3月31日)                                                                  | 当事業年度末<br>(2019年3月31日)                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1. 関係会社に対する資産及び負債<br/>区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。</p> <p>未払費用 1,781百万円</p> | <p>1. 関係会社に対する資産及び負債<br/>区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。</p> <p>未払費用 1,434百万円</p> |
| <p>2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額</p> <p>建物 708百万円</p> <p>器具備品 3,491</p> <p>合計 4,200</p>        | <p>2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額</p> <p>建物 736百万円</p> <p>器具備品 3,106</p> <p>合計 3,842</p>        |

### 損益計算書関係

| 前事業年度<br>(自 2017年4月1日<br>至 2018年3月31日)                                                          | 当事業年度<br>(自 2018年4月1日<br>至 2019年3月31日)                                                          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1. 関係会社に係る注記<br/>区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p>受取配当金 4,026百万円</p> <p>支払利息 2</p> | <p>1. 関係会社に係る注記<br/>区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p>受取配当金 6,531百万円</p> <p>支払利息 1</p> |
| <p>2. 固定資産除却損</p> <p>建物 4百万円</p> <p>器具備品 0</p> <p>ソ フ ト ウ エ 53</p> <p>ア</p> <p>合計 58</p>        | <p>2. 固定資産除却損</p> <p>建物 -百万円</p> <p>器具備品 3</p> <p>ソ フ ト ウ エ 307</p> <p>ア</p> <p>合計 310</p>      |
|                                                                                                 | <p>3. 関係会社清算益<br/>関係会社清算益は、関係会社の清算にともなう清算配当です。</p>                                              |

### 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

#### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数  |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 5,150,693株 | -          | -          | 5,150,693株 |

#### 2. 剰余金の配当に関する事項

## ( 1 ) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2017年5月12日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

## 普通株式の配当に関する事項

|          |            |
|----------|------------|
| 配当金の総額   | 25,598百万円  |
| 配当の原資    | 利益剰余金      |
| 1株当たり配当額 | 4,970円     |
| 基準日      | 2017年3月31日 |
| 効力発生日    | 2017年6月23日 |

## ( 2 ) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

## 普通株式の配当に関する事項

|          |            |
|----------|------------|
| 配当金の総額   | 24,826百万円  |
| 配当の原資    | 利益剰余金      |
| 1株当たり配当額 | 4,820円     |
| 基準日      | 2018年3月31日 |
| 効力発生日    | 2018年6月25日 |

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数  |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 5,150,693株 | -          | -          | 5,150,693株 |

## 2. 剰余金の配当に関する事項

## ( 1 ) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

## 普通株式の配当に関する事項

|          |            |
|----------|------------|
| 配当金の総額   | 24,826百万円  |
| 配当の原資    | 利益剰余金      |
| 1株当たり配当額 | 4,820円     |
| 基準日      | 2018年3月31日 |
| 効力発生日    | 2018年6月25日 |

## ( 2 ) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

## 普通株式の配当に関する事項

|          |            |
|----------|------------|
| 配当金の総額   | 25,650百万円  |
| 配当の原資    | 利益剰余金      |
| 1株当たり配当額 | 4,980円     |
| 基準日      | 2019年3月31日 |
| 効力発生日    | 2019年6月28日 |

## 金融商品関係

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### （１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

### （２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

|                 | 貸借対照表計上額 | 時価     | 差額 |
|-----------------|----------|--------|----|
| (1)現金・預金        | 919      | 919    | -  |
| (2)金銭の信託        | 47,936   | 47,936 | -  |
| (3)未収委託者報酬      | 24,059   | 24,059 | -  |
| (4)未収運用受託報酬     | 6,764    | 6,764  | -  |
| (5)有価証券及び投資有価証券 | 22,600   | 22,600 | -  |

|           |         |         |   |
|-----------|---------|---------|---|
| その他有価証券   | 22,600  | 22,600  | - |
| 資産計       | 102,279 | 102,279 | - |
| (6)未払金    | 17,853  | 17,853  | - |
| 未払収益分配金   | 1       | 1       | - |
| 未払償還金     | 31      | 31      | - |
| 未払手数料     | 7,884   | 7,884   | - |
| 関係会社未払金   | 7,930   | 7,930   | - |
| その他未払金    | 2,005   | 2,005   | - |
| (7)未払費用   | 12,441  | 12,441  | - |
| (8)未払法人税等 | 2,241   | 2,241   | - |
| 負債計       | 32,536  | 32,536  | - |

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,184百万円、関係会社株式9,033百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

## 注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

|              | 1年以内    | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|--------------|---------|-------------|--------------|------|
| 預金           | 919     | -           | -            | -    |
| 金銭の信託        | 47,936  | -           | -            | -    |
| 未収委託者報酬      | 24,059  | -           | -            | -    |
| 未収運用受託報酬     | 6,764   | -           | -            | -    |
| 有価証券及び投資有価証券 |         |             |              |      |
| その他有価証券      | 22,600  | -           | -            | -    |
| 合計           | 102,279 | -           | -            | -    |

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約

に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

|                 | 貸借対照表計上額 | 時価     | 差額 |
|-----------------|----------|--------|----|
| (1)現金・預金        | 1,562    | 1,562  | -  |
| (2)金銭の信託        | 45,493   | 45,493 | -  |
| (3)未収委託者報酬      | 25,246   | 25,246 | -  |
| (4)未収運用受託報酬     | 5,933    | 5,933  | -  |
| (5)有価証券及び投資有価証券 | 19,900   | 19,900 | -  |
| その他有価証券         | 19,900   | 19,900 | -  |
| 資産計             | 98,136   | 98,136 | -  |
| (6)未払金          | 16,709   | 16,709 | -  |
| 未払収益分配金         | 0        | 0      | -  |
| 未払償還金           | 25       | 25     | -  |
| 未払手数料           | 7,724    | 7,724  | -  |
| 関係会社未払金         | 7,422    | 7,422  | -  |
| その他未払金          | 1,535    | 1,535  | -  |
| (7)未払費用         | 11,704   | 11,704 | -  |
| (8)未払法人税等       | 1,560    | 1,560  | -  |
| 負債計             | 29,974   | 29,974 | -  |

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

### (1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており

ます。

#### (5) 有価証券及び投資有価証券

##### その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

#### (6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,562百万円、関係会社株式12,631百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について1,100百万円（投資有価証券938百万円、関係会社株式161百万円）減損処理を行っております。

#### 注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

|              | 1年以内   | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|--------------|--------|-------------|--------------|------|
| 預金           | 1,562  | -           | -            | -    |
| 金銭の信託        | 45,493 | -           | -            | -    |
| 未収委託者報酬      | 25,246 | -           | -            | -    |
| 未収運用受託報酬     | 5,933  | -           | -            | -    |
| 有価証券及び投資有価証券 |        |             |              |      |
| その他有価証券      | 19,900 | -           | -            | -    |
| 合計           | 98,136 | -           | -            | -    |

#### 有価証券関係

前事業年度（自 2017年4月 1 日 至 2018年3月31日）

##### 1．売買目的有価証券(2018年3月31日)

該当事項はありません。

##### 2．満期保有目的の債券(2018年3月31日)

該当事項はありません。

### ３．子会社株式及び関連会社株式(2018年3月31日)

該当事項はありません。

### ４．その他有価証券(2018年3月31日)

| 区分                   | 貸借対照表<br>計上額<br>(百万円) | 取得原価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|----------------------|-----------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  |                       |               |             |
| 株式                   | -                     | -             | -           |
| 小計                   | -                     | -             | -           |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの |                       |               |             |
| 譲渡性預金                | 22,600                | 22,600        | -           |
| 小計                   | 22,600                | 22,600        | -           |
| 合計                   | 22,600                | 22,600        | -           |

### ５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2017年4月 1 日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

### 当事業年度（自 2018年4月 1 日 至 2019年3月31日）

#### １．売買目的有価証券(2019年3月31日)

該当事項はありません。

#### ２．満期保有目的の債券(2019年3月31日)

該当事項はありません。

#### ３．子会社株式及び関連会社株式(2019年3月31日)

該当事項はありません。

#### ４．その他有価証券(2019年3月31日)

| 区分                   | 貸借対照表<br>計上額<br>(百万円) | 取得原価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|----------------------|-----------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  |                       |               |             |
| 株式                   | -                     | -             | -           |
| 小計                   | -                     | -             | -           |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの |                       |               |             |

|       |        |        |   |
|-------|--------|--------|---|
| 譲渡性預金 | 19,900 | 19,900 | - |
| 小計    | 19,900 | 19,900 | - |
| 合計    | 19,900 | 19,900 | - |

## 5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

### 退職給付関係

| 前事業年度(自 2017年4月 1 日 至 2018年3月31日)                                   |            |
|---------------------------------------------------------------------|------------|
| 1. 採用している退職給付制度の概要                                                  |            |
| 当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。 |            |
| 2. 確定給付制度                                                           |            |
| (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表                                            |            |
| 退職給付債務の期首残高                                                         | 19,546 百万円 |
| 勤務費用                                                                | 929        |
| 利息費用                                                                | 167        |
| 数理計算上の差異の発生額                                                        | 1,415      |
| 退職給付の支払額                                                            | 660        |
| その他                                                                 | 0          |
| 退職給付債務の期末残高                                                         | 21,398     |
| (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表                                              |            |
| 年金資産の期首残高                                                           | 16,572 百万円 |
| 期待運用収益                                                              | 414        |
| 数理計算上の差異の発生額                                                        | 395        |
| 事業主からの拠出額                                                           | 510        |
| 退職給付の支払額                                                            | 518        |
| 年金資産の期末残高                                                           | 17,373     |
| (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表                |            |
| 積立型制度の退職給付債務                                                        | 18,163 百万円 |
| 年金資産                                                                | 17,373     |
|                                                                     | 790        |
| 非積立型制度の退職給付債務                                                       | 3,235      |
| 未積立退職給付債務                                                           | 4,025      |
| 未認識数理計算上の差異                                                         | 3,768      |
| 未認識過去勤務費用                                                           | 331        |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額                                                | 588        |
| 退職給付引当金                                                             | 2,938      |
| 前払年金費用                                                              | 2,350      |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額                                                | 588        |

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 勤務費用            | 929 百万円 |
| 利息費用            | 167     |
| 期待運用収益          | 414     |
| 数理計算上の差異の費用処理額  | 244     |
| 過去勤務費用の費用処理額    | 40      |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 887     |

## (5) 年金資産に関する事項

## 年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

|        |      |
|--------|------|
| 債券     | 47%  |
| 株式     | 41%  |
| 生保一般勘定 | 12%  |
| その他    | 0%   |
| 合計     | 100% |

## 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

|                 |      |
|-----------------|------|
| 確定給付型企業年金制度の割引率 | 0.9% |
| 退職一時金制度の割引率     | 0.5% |
| 長期期待運用収益率       | 2.5% |

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、195百万円でした。

## 当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

|              |            |
|--------------|------------|
| 退職給付債務の期首残高  | 21,398 百万円 |
| 勤務費用         | 951        |
| 利息費用         | 179        |
| 数理計算上の差異の発生額 | 1,672      |
| 退職給付の支払額     | 737        |
| 過去勤務費用の発生額   | 71         |
| その他          | 15         |
| 退職給付債務の期末残高  | 23,551     |

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

|              |            |
|--------------|------------|
| 年金資産の期首残高    | 17,373 百万円 |
| 期待運用収益       | 434        |
| 数理計算上の差異の発生額 | 241        |
| 事業主からの拠出額    | 483        |
| 退職給付の支払額     | 579        |
| 年金資産の期末残高    | 17,469     |

## (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金

## 及び前払年金費用の調整表

|                      |            |
|----------------------|------------|
| 積立型制度の退職給付債務         | 20,181 百万円 |
| 年金資産                 | 17,469     |
|                      | 2,712      |
| 非積立型制度の退職給付債務        | 3,369      |
| 未積立退職給付債務            | 6,082      |
| 未認識数理計算上の差異          | 5,084      |
| 未認識過去勤務費用            | 220        |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 1,218      |
| 退職給付引当金              | 3,219      |
| 前払年金費用               | 2,001      |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 1,218      |

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 勤務費用            | 951 百万円 |
| 利息費用            | 179     |
| 期待運用収益          | 434     |
| 数理計算上の差異の費用処理額  | 598     |
| 過去勤務費用の費用処理額    | 38      |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 1,255   |

## (5) 年金資産に関する事項

## 年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

|        |      |
|--------|------|
| 債券     | 47%  |
| 株式     | 41%  |
| 生保一般勘定 | 12%  |
| その他    | 0%   |
| 合計     | 100% |

## 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

## 当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

|                 |      |
|-----------------|------|
| 確定給付型企业年金制度の割引率 | 0.7% |
| 退職一時金制度の割引率     | 0.4% |
| 長期期待運用収益率       | 2.5% |

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。

## 税効果会計関係

|                        |                        |
|------------------------|------------------------|
| 前事業年度末<br>(2018年3月31日) | 当事業年度末<br>(2019年3月31日) |
|------------------------|------------------------|

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |        |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-------|-------|-------|--------------------|------|----------------------|------|------------|------|---------|------|----------------------|------|-----------|------|-------------------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|---------|------|-----|--------------------|----------|----------------------|--------|------------|----------|--------|--------|----------------------|--------------|-----|--------|-------------------|----------|-----|-----------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-----|-------|-------|---------|-----|-----------|-----|-------|-----|---------|-----|-----------|-----|-----------|-----|---------|-----|----------|-----|---------|----|-----|-----|----------|-------|--------|-------|----------|-------|--------|--|--------------|----|--------|-----|----------|-----|-----------|-------|
| <p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>百万円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>1,434</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>910</td></tr> <tr> <td>投資有価証券評価減</td><td>417</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>409</td></tr> <tr> <td>投資損失引当金</td><td>-</td></tr> <tr> <td>ゴルフ会員権評価減</td><td>207</td></tr> <tr> <td>時効後支払損引当金</td><td>169</td></tr> <tr> <td>減価償却超過額</td><td>171</td></tr> <tr> <td>子会社株式売却損</td><td>148</td></tr> <tr> <td>未払社会保険料</td><td>107</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>566</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>4,543</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>735</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>3,808</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr> <td>    その他有価証券評価差額金</td><td>5</td></tr> <tr> <td>    前払年金費用</td><td>728</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>733</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>3,074</td></tr> </table> | 繰延税金資産 | 百万円   | 賞与引当金 | 1,434 | 退職給付引当金            | 910  | 投資有価証券評価減            | 417  | 未払事業税      | 409  | 投資損失引当金 | -    | ゴルフ会員権評価減            | 207  | 時効後支払損引当金 | 169  | 減価償却超過額           | 171   | 子会社株式売却損                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 148    | 未払社会保険料 | 107  | その他 | 566                | 繰延税金資産小計 | 4,543                | 評価性引当額 | 735        | 繰延税金資産合計 | 3,808  | 繰延税金負債 |                      | その他有価証券評価差額金 | 5   | 前払年金費用 | 728               | 繰延税金負債合計 | 733 | 繰延税金資産の純額 | 3,074 | <p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>百万円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>1,175</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>998</td></tr> <tr> <td>投資有価証券評価減</td><td>708</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>288</td></tr> <tr> <td>投資損失引当金</td><td>219</td></tr> <tr> <td>ゴルフ会員権評価減</td><td>192</td></tr> <tr> <td>時効後支払損引当金</td><td>172</td></tr> <tr> <td>減価償却超過額</td><td>171</td></tr> <tr> <td>子会社株式売却損</td><td>148</td></tr> <tr> <td>未払社会保険料</td><td>82</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>466</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>4,625</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>1,295</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>3,329</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr> <td>    その他有価証券評価差額金</td><td>15</td></tr> <tr> <td>    前払年金費用</td><td>620</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>635</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>2,694</td></tr> </table> | 繰延税金資産 | 百万円 | 賞与引当金 | 1,175 | 退職給付引当金 | 998 | 投資有価証券評価減 | 708 | 未払事業税 | 288 | 投資損失引当金 | 219 | ゴルフ会員権評価減 | 192 | 時効後支払損引当金 | 172 | 減価償却超過額 | 171 | 子会社株式売却損 | 148 | 未払社会保険料 | 82 | その他 | 466 | 繰延税金資産小計 | 4,625 | 評価性引当額 | 1,295 | 繰延税金資産合計 | 3,329 | 繰延税金負債 |  | その他有価証券評価差額金 | 15 | 前払年金費用 | 620 | 繰延税金負債合計 | 635 | 繰延税金資産の純額 | 2,694 |
| 繰延税金資産                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 百万円    |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
| 賞与引当金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 1,434  |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
| 退職給付引当金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 910    |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
| 投資有価証券評価減                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 417    |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
| 未払事業税                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 409    |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
| 投資損失引当金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | -      |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
| ゴルフ会員権評価減                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 207    |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
| 時効後支払損引当金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 169    |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
| 減価償却超過額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 171    |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
| 子会社株式売却損                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 148    |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
| 未払社会保険料                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 107    |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
| その他                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 566    |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
| 繰延税金資産小計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 4,543  |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
| 評価性引当額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 735    |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
| 繰延税金資産合計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 3,808  |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
| 繰延税金負債                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
| その他有価証券評価差額金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 5      |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
| 前払年金費用                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 728    |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
| 繰延税金負債合計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 733    |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
| 繰延税金資産の純額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 3,074  |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
| 繰延税金資産                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 百万円    |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
| 賞与引当金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 1,175  |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
| 退職給付引当金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 998    |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
| 投資有価証券評価減                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 708    |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
| 未払事業税                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 288    |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
| 投資損失引当金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 219    |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
| ゴルフ会員権評価減                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 192    |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
| 時効後支払損引当金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 172    |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
| 減価償却超過額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 171    |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
| 子会社株式売却損                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 148    |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
| 未払社会保険料                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 82     |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
| その他                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 466    |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
| 繰延税金資産小計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 4,625  |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
| 評価性引当額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 1,295  |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
| 繰延税金資産合計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 3,329  |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
| 繰延税金負債                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
| その他有価証券評価差額金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 15     |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
| 前払年金費用                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 620    |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
| 繰延税金負債合計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 635    |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
| 繰延税金資産の純額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 2,694  |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
| <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>31.0%</td></tr> <tr> <td>(調整)</td><td></td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>0.2%</td></tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>3.4%</td></tr> <tr> <td>タックスヘイブン税制</td><td>1.8%</td></tr> <tr> <td>外国税額控除</td><td>0.2%</td></tr> <tr> <td>外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税</td><td>0.3%</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>0.4%</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>29.3%</td></tr> </table>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 法定実効税率 | 31.0% | (調整)  |       | 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.2% | 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | 3.4% | タックスヘイブン税制 | 1.8% | 外国税額控除  | 0.2% | 外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税 | 0.3% | その他       | 0.4% | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 29.3% | <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>31.0%</td></tr> <tr> <td>(調整)</td><td></td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>0.1%</td></tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>5.6%</td></tr> <tr> <td>タックスヘイブン税制</td><td>2.6%</td></tr> <tr> <td>外国税額控除</td><td>0.6%</td></tr> <tr> <td>外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税</td><td>0.3%</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>1.3%</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>29.1%</td></tr> </table> | 法定実効税率 | 31.0%   | (調整) |     | 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.1%     | 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | 5.6%   | タックスヘイブン税制 | 2.6%     | 外国税額控除 | 0.6%   | 外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税 | 0.3%         | その他 | 1.3%   | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 29.1%    |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
| 法定実効税率                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 31.0%  |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
| (調整)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 0.2%   |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 3.4%   |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
| タックスヘイブン税制                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 1.8%   |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
| 外国税額控除                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 0.2%   |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
| 外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 0.3%   |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
| その他                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 0.4%   |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 29.3%  |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
| 法定実効税率                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 31.0%  |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
| (調整)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 0.1%   |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 5.6%   |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
| タックスヘイブン税制                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 2.6%   |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
| 外国税額控除                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 0.6%   |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
| 外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 0.3%   |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
| その他                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 1.3%   |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 29.1%  |       |       |       |                    |      |                      |      |            |      |         |      |                      |      |           |      |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |      |     |                    |          |                      |        |            |          |        |        |                      |              |     |        |                   |          |     |           |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |     |       |       |         |     |           |     |       |     |         |     |           |     |           |     |         |     |          |     |         |    |     |     |          |       |        |       |          |       |        |  |              |    |        |     |          |     |           |       |

## セグメント情報等

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

## 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

## (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

## (2) 地域ごとの情報

## 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

## 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

## (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

## (2) 地域ごとの情報

## 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 関連当事者情報

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

## (ア) 親会社及び法人主要株主等

| 種類  | 会社等の名称         | 所在地    | 資本金              | 事業の内容 | 議決権等の所有<br>(被所有)割合  | 関連当事者との関係                | 取引の内容     | 取引金額<br>(百万円) | 科目    | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|----------------|--------|------------------|-------|---------------------|--------------------------|-----------|---------------|-------|---------------|
| 親会社 | 野村ホールディングス株式会社 | 東京都中央区 | 594,492<br>(百万円) | 持株会社  | (被所有)<br>直接<br>100% | 資産の賃貸借及び購入等<br><br>役員の兼任 | 資金の借入(*1) | 3,000         | 短期借入金 | -             |
|     |                |        |                  |       |                     |                          | 資金の返済     | 3,000         |       |               |
|     |                |        |                  |       |                     |                          | 借入金利息の支払  | 2             | 未払費用  | -             |

(イ) 子会社等  
該当はありません。

## (ウ) 兄弟会社等

| 種類      | 会社等の名称   | 所在地    | 資本金             | 事業の内容 | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との関係                                       | 取引の内容                 | 取引金額<br>(百万円) | 科目    | 期末残高<br>(百万円) |
|---------|----------|--------|-----------------|-------|--------------------|-------------------------------------------------|-----------------------|---------------|-------|---------------|
| 親会社の子会社 | 野村證券株式会社 | 東京都中央区 | 10,000<br>(百万円) | 証券業   | -                  | 当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等<br>役員の兼任 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払(*2) | 37,482        | 未払手数料 | 6,691         |

## (エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
 (\*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。  
 (\*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、  
ニューヨーク証券取引所に上場）

## (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

## (ア) 親会社及び法人主要株主等

| 種類  | 会社等の名称         | 所在地    | 資本金              | 事業の内容 | 議決権等の所有<br>(被所有)割合  | 関連当事者との関係                | 取引の内容     | 取引金額<br>(百万円) | 科目    | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|----------------|--------|------------------|-------|---------------------|--------------------------|-----------|---------------|-------|---------------|
| 親会社 | 野村ホールディングス株式会社 | 東京都中央区 | 594,492<br>(百万円) | 持株会社  | (被所有)<br>直接<br>100% | 資産の賃貸借及び購入等<br><br>役員の兼任 | 資金の借入(*1) | 3,000         | 短期借入金 | -             |
|     |                |        |                  |       |                     |                          | 資金の返済     | 3,000         |       |               |
|     |                |        |                  |       |                     |                          | 借入金利息の支払  | 1             | 未払費用  | -             |

## (イ) 子会社等

該当はありません。

## (ウ) 兄弟会社等

| 種類      | 会社等の名称   | 所在地    | 資本金             | 事業の内容 | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との関係                                       | 取引の内容                 | 取引金額<br>(百万円) | 科目    | 期末残高<br>(百万円) |
|---------|----------|--------|-----------------|-------|--------------------|-------------------------------------------------|-----------------------|---------------|-------|---------------|
| 親会社の子会社 | 野村證券株式会社 | 東京都中央区 | 10,000<br>(百万円) | 証券業   | -                  | 当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等<br>役員の兼任 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払（*2） | 34,646        | 未払手数料 | 6,410         |

## （エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

（\*1） 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

（\*2） 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### （1）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

### （2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

## 1 株当たり情報

| 前事業年度<br>(自 2017年4月1日<br>至 2018年3月31日)        |            | 当事業年度<br>(自 2018年4月1日<br>至 2019年3月31日)        |            |
|-----------------------------------------------|------------|-----------------------------------------------|------------|
| 1株当たり純資産額                                     | 16,714円33銭 | 1株当たり純資産額                                     | 16,882円89銭 |
| 1株当たり当期純利益                                    | 4,822円68銭  | 1株当たり当期純利益                                    | 4,984円30銭  |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 |            | 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 |            |
| 1株当たり当期純利益の算定上の基礎                             |            | 1株当たり当期純利益の算定上の基礎                             |            |
| 損益計算書上の当期純利益                                  | 24,840百万円  | 損益計算書上の当期純利益                                  | 25,672百万円  |
| 普通株式に係る当期純利益                                  | 24,840百万円  | 普通株式に係る当期純利益                                  | 25,672百万円  |
| 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳                            |            | 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳                            |            |
| 該当事項はありません。                                   |            | 該当事項はありません。                                   |            |
| 普通株式の期中平均株式数                                  | 5,150,693株 | 普通株式の期中平均株式数                                  | 5,150,693株 |

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。 )。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。 )。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。 )又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 )と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

##### (1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

#### 第2【その他の関係法人の概況】

##### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

###### (1)受託者

| (a)名称      | (b)資本金の額 <sup>*</sup> | (c)事業の内容                                                   |
|------------|-----------------------|------------------------------------------------------------|
| 野村信託銀行株式会社 | 35,000百万円             | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。 |

\* 2019年9月末現在

###### (2)販売会社

| (a)名称 | (b)資本金の額 <sup>*</sup> | (c)事業の内容 |
|-------|-----------------------|----------|
|-------|-----------------------|----------|

|                    |            |                                 |
|--------------------|------------|---------------------------------|
| 野村證券株式会社           | 10,000百万円  | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 株式会社ＳＢＩ証券          | 48,323百万円  |                                 |
| スルガ銀行株式会社          | 30,043百万円  | 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。              |
| 株式会社八十二銀行          | 52,243百万円  |                                 |
| 株式会社武蔵野銀行          | 45,743百万円  |                                 |
| 株式会社きらやか銀行         | 22,700百万円  |                                 |
| あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 | 100,005百万円 | 保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。           |
| 三井住友海上火災保険株式会社     | 139,595百万円 |                                 |

\* 2019年9月末現在

## 2【関係業務の概要】

### (1)受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

### (2)販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

## 3【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。)

### (1)受託者

該当事項はありません。

### (2)販売会社

該当事項はありません。

## 第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

| 提出年月日       | 提出書類          |
|-------------|---------------|
| 2018年11月21日 | 有価証券届出書       |
| 2018年11月21日 | 有価証券報告書       |
| 2019年 5月23日 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 2019年 5月23日 | 半期報告書         |

## 独立監査人の監査報告書

2019年6月5日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

|                    |       |       |
|--------------------|-------|-------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 亀井 純子 |
|--------------------|-------|-------|

|                    |       |        |
|--------------------|-------|--------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 櫻井 雄一郎 |
|--------------------|-------|--------|

|                    |       |        |
|--------------------|-------|--------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 津村 健二郎 |
|--------------------|-------|--------|

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第60期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2019年10月18日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

亀 井 純 子

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

伊 藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマイストーリー・株75（確定拠出年金向け）の2018年8月30日から2019年8月29日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マイストーリー・株75（確定拠出年金向け）の2019年8月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。